

令和6年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年6月7日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について
公用車の接触事故について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について
令和6年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について
- 第 5 報第3号 令和5年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 議第1号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第3号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第10 議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事請負契約の締結について
- 第11 議第6号 塵芥車両（3トンパッカー車）購入契約の締結について
- 第12 議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 意見書案第1号 パレスチナのガザ地区における人命保護及び即時停戦を求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

第1から第13まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	服部公英	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	遠山健太郎	８番	竹之内剛
９番	石丸典子	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	牧浦秀俊

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部長	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	寺口万佐代	教育部長	松井良明
総務部理事	高木真之	健康福祉部理事	林栄子
総務課長	丸橋秀行	企画財政課長	中本義雄
まちづくり推進課長	細川夏人	建設環境課長	武安康至
税務課長	山本敏光	福祉課長	俵本大輔
教育総務課長	辻村純		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書記	森本香寿美
書記	横田大樹	書記	林大貴

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和6年第2回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位の協力をお願い申し上げます。

ここで報告があります。

令和6年第1回定例会における予算特別委員会の委員長報告に関して、木内委員長より内容に誤りがあった旨の報告がありました。委員長報告の中で、令和6年度の上牧町の一般会計当初予算は初めて100億円を超えたとありましたが、これは誤りとのことです。これをこの場で皆様にご報告し、会議録についてはその旨を付記することで対応いたしますので、よろしく願いいたします。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○議長（牧浦秀俊） それでは、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎町長の挨拶

○議長（牧浦秀俊） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早朝よりご出席を頂き、誠にありがとうございます。

さて、災害が増加する夏季に先立ち、令和6年5月19日にペガサスホールにおきまして、奈良地方気象台の笠谷博幸次長を講師に招き、防災講演会を開催いたしました。当日は約200

名の方々にご参加を頂き、毎年のように発生する豪雨災害の要因となる極端な気象変化を紹介するとともに、今後も起こり得る自然災害に備え、気象台が発表する防災気象情報の活用について講演をしていただきました。これから梅雨に入り雨のシーズンを迎えるに当たり、より一層の防災対策、減災対策に万全を講じ、しっかりと危機管理に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。

報第1号につきましては、公用車による接触事故の人身損害賠償額の決定及び和解成立に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報第2号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第2回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億930万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億4,124万1,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

歳入説明書4、5ページ、款国庫支出金、説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては3億895万2,000円を計上し、併せて歳出説明書6、7ページ、款総務費、目地方創生臨時交付金事業費で、令和6年新たに住民税非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯を対象に、1世帯当たり10万円を支給し、また、対象世帯に18歳以下の児童がいる世帯には、児童1人当たり5万円を加算して支給する事業費として1億1,957万9,000円を、また、令和6年度分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施される中で、定額減税し切れないと見込まれる方に対して支給する調整給付金の事業費として1億8,937万3,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款繰入金、節財政調整基金繰入金につきましては、歳出説明書6、7ページ、款総務費、説明欄、弁護士委託料の財源として35万円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は、7億5,890万2,000円となっております。

いずれも緊急に処理をする必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

報第3号につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和5年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書を作成いたしましたので、報告するものでございます。

議第1号につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議第2号につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議第3号につきましては、令和8年4月に現行2校の中学校を統合し、新たに1校を設置するに当たり、上牧町立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億107万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億4,231万6,000円とするものでございます。また、第2条地方債の補正では、起こすことができる地方債の変更として、予算書6ページ、第2表、変更として、山辺・県北西部広域環境衛生組合整備事業債の限度額を変更しております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

歳入説明書4、5ページ、款町税、目固定資産税につきましては、大口滞納者の固定資産税が収納されたことにより、現年課税分で2,543万1,000円を、滞納繰越分で2,731万4,000円を計上しております。

款国庫支出金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン定期接種補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種費用の財源として1,743万円を計上し、併せて歳出説明書6、7ページ、款衛生費、説明欄、予防接種事業費で2,519万6,000円を計上しております。これについては、令和6年4月1日より予防接種法上の定期接種に位置づけられたことに伴い、7,000円の自己負担額が発生いたしますが、接種対象者のうち、生活保護世帯の方につきましては全額、それ以外の対象者の方につきましては半額の助成を行います。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款県支出金、説明欄、保育対策総合支援事業費補助金につきましては235万2,000円を計上し、併せて歳出説明書6、7ページ、款民生費、説明欄、職員人件費で財源振替を、委託料で医療的ケア児に係る訪問看護委託料として90万5,000円を計上しております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款県支出金、説明欄、部活動指導員配置促進事

業補助金につきましては、部活指導員の配置に係る財源として47万2,000円を計上し、併せて歳出説明書8、9ページ、款教育費、説明欄、会計年度任用職員人件費で財源振替を行っております。

歳入に戻りまして、説明書4、5ページ、款寄附金、説明欄、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附につきましては、南都銀行株式会社様より創立90周年事業の一環として寄附の申出がありましたので、200万円を計上し、併せて歳出説明書6、7ページ、款総務費、説明欄、地域の安全安心推進事業費の当初予算で計上しております防犯カメラ設置工事の財源とするため、財源振替をしております。

歳入に戻りまして、款諸収入、節延滞金につきましては、大口滞納者の固定資産税が収納されたため、未納分の延滞金として1,557万5,000円を計上しております。

款町債、節山辺・県北西部広域環境衛生組合整備事業債につきましては、より有利な財源である防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に組替えができるため、1,050万円を計上し、併せて歳出説明書6から9ページ、款衛生費、説明欄、山辺・県北西部広域環境衛生組合費で財源振替を行っております。

説明書、歳出6、7ページ、款総務費、説明欄、一般管理費につきましては、上牧中学校新築工事に伴い、役場駐車場の一部が使用できなくなり、新たに職員駐車場を確保する必要があるため、14万円を計上しております。

説明書8、9ページ、款消防費、説明欄、災害対策費につきましては、災害用毛布の購入費用として84万5,000円を計上しております。

款教育費、説明欄、公民館費につきましては、金富公民館及び新町第一公民館の補修補助金として306万8,000円を計上しております。

款諸支出金、説明欄、財政調整基金費につきましては、今回の補正額の剰余分のうち6,848万6,000円を基金に積み立てております。積立て後の基金残高は8億2,738万8,000円となっております。

説明欄、公共施設整備基金費につきましては、職員駐車場代の剰余分を積み立てておりましたが、新たに駐車場を賃借するため、14万円を取り崩すものでございます。取崩し後の基金残高は4億1,207万1,000円となっております。

議第5号につきましては、上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事請負契約の締結についてでございます。

議第6号につきましては、塵芥車両（3トンパッカー車）購入契約の締結についてござ

います。

議第7号につきましては、上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

以上のとおり案件を上程しております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決、同意賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（牧浦秀俊） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

木内議会運営委員長。

（議会運営委員長 木内利雄 登壇）

○議会運営委員長（木内利雄） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の木内利雄でございます。議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本日、令和6年6月7日招集の第2回定例会の運営について、6月5日に全委員6人出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。

初めに、今定例会に町側より提出されている議案は、報告案3件、議案7件です。そして、議員提出の意見書案が1件です。慎重審議を期すために、本会議審議及び総務建設委員会、そして文教厚生委員会に付託する議案の振り分けを審議いたしました。

本日の本会議で審議を行うものは、報第1号 専決処分報告について、このことは公用車の接触事故についてであります。次に、報第2号 専決処分報告について、このことは令和6年度上牧町一般会計補正予算（第2回）についてであります。次に、報第3号 令和5年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、次に、議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、次に、意見書案第1号 パレスチナのガザ地区における人命保護及び即時停戦を求める意見書（案）、以上の5件であります。

次に、総務建設委員会への付託議案については、議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、次に、議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事請負契約の締結について、次に、議第6号 塵芥車両（3トンパッカー車）購入契

約の締結について、以上の３議案であります。

次に、文教厚生委員会への付託議案についてであります。議第１号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次に、議第２号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、次に、議第３号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について、以上の３議案であります。

本会議審議、そして委員会付託議案については、全委員異議なく決しました。

次に、会期についての審議結果は次のとおりであります。本日６月７日、本会議、６月１０日、総務建設委員会、６月１１日、文教厚生委員会、６月１３日及び１４日、一般質問、６月１７日、本会議最終日でございます。なお、開会時刻は全て午前１０時とし、全委員異議なく決しました。よって、会期は本日６月７日から６月１７日までの１１日間であります。

次に、一般質問について審議を行いました。一般質問の持ち時間は従来どおり、理事者側の答弁を含め、１人１時間以内と決しました。

また今回、１０人の議員が一般質問の通告をされておりますので、日程の振り分けと質問の順番を申し上げます。６月１３日は、７番、遠山議員、３番、竹中議員、４番、安中議員、１番、服部議員、５番、東議員、以上の５人であります。次に、６月１４日は、１０番、康村議員、９番、石丸議員、２番、氏原議員、８番、竹之内議員、１１番、私、木内、以上の５人であります。

以上、議会運営委員会のご報告とさせていただきます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（牧浦秀俊） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（牧浦秀俊） 日程第１、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、１番、服部議員、２番、氏原議員を指名いたします。

————— ◇ —————

◎会期の決定について

○議長（牧浦秀俊） 日程第２、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月17日までの11日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月17日までの11日間と決定いたしました。

————— ◇ —————

◎報第１号の上程、説明、質疑

○議長（牧浦秀俊） 日程第３、報第１号 専決処分報告について、公用車の接触事故について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第１号 専決処分報告について説明いたします。

専第８号 公用車による事故の人身損害賠償額の決定及び和解につきまして、緊急に処理を要するため、地方自治法180条第１項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり、令和６年５月10日に専決処分させていただいたものでございます。同条第２項の規定により報告するものでございます。

専決処分をさせていただいた内容につきましては、本町の職員が公用車で出張中に、前方で信号待ちをしていた車に衝突し、相手方に負傷させたことによる人身損害賠償額の決定及

び和解をするため、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、内容について説明させていただきます。相手方は、奈良県内に居住する個人の方でございます。和解の趣旨は、人身損害賠償額98万5,783円、過失割合は本町100、相手方がゼロでございます。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますので、ご報告申し上げ、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、令和6年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第2号 専決処分報告についてご説明いたします。

専第9号 令和5年度上牧町一般会計補正予算（第2回）については、緊急に処理を要するため、地方自治法179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年5月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑

○議長(牧浦秀俊) 日程第5、報第3号 令和5年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(中川恵友) 報第3号 令和5年度上牧町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明させていただきます。

令和5年度一般会計補正予算(第7回・第8回)において議決いただきました繰越明許費について、実際に繰り越すべき経費として、別紙のとおり繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおりご報告させていただくものでございます。

補正予算(第7回)において議決いただきました給付金・定額減税一体支援給付金給付事業では、金額として9,046万6,000円のうち、実際に繰り越すべき額として7,424万6,000円繰り越しております。

補正予算(第8回)において議決いただきましたささゆりルーム移設費負担金事業ほか9事業では、議決いただきました金額1億3,140万9,000円の増額を繰り越しし、合わせて11事業、2億565万5,000円繰り越しております。

財源内訳といたしましては、未収入特定財源として、国・県支出金が1億2,967万9,000円、地方債が2,840万円、一般財源が4,757万6,000円でございます。

以上、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○9番（石丸典子） 9番、石丸典子です。

令和5年度事業で6年度に繰り越される事業の中で、2つの項目についてお聞きをいたします。1つは、総務費の中のささゆりルーム移設費の負担金です。もう1点は、農林商工業費の団体営農地の防災事業についてです。

まず、ささゆりルームの移設費負担金については、今年、令和6年3月議会で説明がありましたけれども、3月末から4月に工事が予定されるということで、ラスパの1階にささゆりルームが移設されるという事業の一環なんですけれども、3月議会以降の進展はどのようなになっているのかということを説明願いたいと思います。

もう1点の団体営農地防災事業につきましては、当初予算でも1,450万円計上され、第8回3月補正で1,364万の補正で、実質3月の補正は令和6年度事業となるわけですけれども、この事業については防災重点ため池として町として7か所を指定され、順次耐震審査と対応をされるという事業ですけれども、この調査の見通しについてご説明をお願いしたいと思います。

以上の2点です。

○議長（牧浦秀俊） 順次答弁をお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（中本義雄） それでは、ささゆりルームの現状の進捗状況についてご説明させていただきます。

まず、1階部分、今までママスクエアが使用されておられた部分について、現在、改修に向けての準備を進めておるところでございます。まず4月上旬に、1階部分の現状復旧についての見積りをUDリテール様のほうに依頼をさせていただきました。その見積りが5月中旬に本町のほうに届きまして、その見積りをママスクエアのほうに送付させていただきましたところ、ママスクエアと取引のある業者のほうで再度見積りのほうを依頼したいとの申出がございましたので、現在、その見積りが届くのを待っている状況でございます。業者の話によりましたら、早ければ来週早々にも見積りが届くというふうに伺っておりますので、見

積り到着次第、速やかにママスクエアとの協議に入らせていただいて、協議が完了次第、工事に着手したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 現在2階にありますささゆりルームは、これまでどおり貸室として貸出しがされていますね。貸出しをされていると思うんですけども、使えなくなる期間というのは分かっているんですか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 貸出しをできない期間というところでございますが、現在、工事費等、ママスクエアのほうで業者をお願いをされているということでございますので、決定し次第、工期が決まってまいりますので、その中で調整をさせていただきまして、いつ、具体的にどういう形で工事を始めて、もし2階のほうでも一部、恐らく1週間程度ぐらいは少し2階のほうから使えるものを1階に使わせていただきたいというふうに考えているところでございますので、その加減で一定限度、2階のほうの使用を少し停止させていただくという事に現在調整中ではあるんですが、そういうふうに考えておりますので、日程的にはまだ業者等の打合せが終わっておりませんので、でき次第また追って周知等をさせていただきたいとは考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 定期的に使われている団体等もあろうかと思っておりますので、なるべく不自由のないような対応をしていただきますようお願いしておきます。分かりました。お聞きをしておきます。

それでは、次の項目をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（細川夏人） 農林商工費、団体営農地防災事業についてご説明させていただきます。

令和5年度といたしまして、重点ため池として指定させていただいた7地点について、3か所調査のほうを行いました。今年度について繰り越しさせていただいた分については2か所実施をしております。残りについては、令和12年までの期限となっておりますので、それまでに順次進めていきたいと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ありがとうございます。それで、これ、耐震診断と、あと対応というこ

とになっておりますので、診断と、もし工事が要るようであれば工事も含めて令和12年度を期限にという理解でよろしいですね。そういうことですね。

○議長（牧浦秀俊） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（細川夏人） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） お聞きをしておきます。これは100%県の補助事業になっておりますので、県のほうの方針があらうかと思えますけれども、しっかり対応できるようにお願いしておきます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） これで質疑を終わります。

よって、本案の報告は終了いたしました。



◎議第1号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第6、議第1号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 議第1号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、令和6年3月29日付の介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働省令第61号）の公布に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。

地域包括支援センターの職員の配置基準について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和する改正を行っております。条例第4条に、現行の当該職員の員数につい

て、第1号被保険者の数に応じて、またはセンターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする旨の条文の追加を行っています。

また、同条第2項として、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当する区域ごとの第1被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該一のセンターがそれぞれ3職種の配置基準を満たすものとする。この場合において質の担保の観点から、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならない旨の条文の追加をしております。

また、そのほかにおいても所要の改正を行い、条文の整理をしておるところでございます。

この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上が主な改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留とし、次に進みます。

◇

◎議第2号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第7、議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」を受けて、教育・保育施設において従事する職員等の数を定めた規定のうち、満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1へ、また、満3歳児の職員配置基準を20対1から15対1への改正が行われました。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、市町村等が条例で基準を定める際の参考基準という位置づけとなっていることから、同様の改正を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上が今回の改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留とし、次に進みます。

◇

◎議第3号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第8、議第3号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（松井良明） 議第3号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

それでは、まず初めに、今回の上牧町立学校設置条例の一部を改正するに至った経緯について説明させていただきます。

令和8年4月に統合する中学校の名称の決定に際し、一般公募を踏まえた小・中学生による投票の結果を基に、学校統合準備委員会による検討・協議及び教育委員会における議を経て決定したことを受け、同条例の一部を改正するものでございます。

また、統合後における新校舎建設に係る財源として、国から受ける公立学校施設整備費負担金及び公立学校施設環境改善交付金の交付申請に当たっては、当該学校統合について、同申請までに条例または条例に基づく規則等において事前に定められていることが要件となっていることから、今議会定例会に議案として提出をさせていただくこととした次第でございます。

ます。

次に、同条例の一部を改正する条例につきまして、具体的に説明をさせていただきます。

改正前の条例において、中学校の名称及び位置を規定しております。第3条表中、現存する名称、上牧中学校、位置、上牧町大字上牧3349番地、及び名称、上牧第二中学校、位置、上牧町大字下牧35番地を、統合により新設をする、名称、上牧中学校、位置、上牧町大字上牧3349番地に改めるべく、同表の全文改正により対応をするものでございます。

また、附則では、この条例は、中学校の統合期日たる令和8年4月1日から施行することを規定しております。

最後になりましたが、このたびの条例改正の目的とその内容につきましては、冒頭に説明をさせていただいたとおりでございますが、現に上牧第二中学校に在籍する生徒や、来年度、令和7年度に同校に入学する児童の皆さんには、中学校統合までの限られた期間ではございますが、上牧第二中学校への愛着と中学生としての誇りを持って、この先も一日一日を大切に、思い出の残る充実した学校生活を送ってもらえることを教育委員会としては願っているところでございます。

説明については以上でございます。慎重にご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留とし、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第9、議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

一般会計補正予算（第3回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留とし、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第10、議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事について入札が調いましたので、契約をするに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容につきましては、まず入札の方法は、事前審査型一般競争入札でございます。

工事場所は、北葛城郡上牧町片岡台3丁目内、工事期間は、議会の議決を得た日から令和7年3月31日まで、契約金額につきましては5,483万5,000円でございます。

契約の相手方は、奈良県北葛城郡河合町池部2丁目7番5号、株式会社豊国、代表取締役、山本成己でございます。

以上は上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事の契約の説明でございます。

次に、工事概要につきましては、上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所は、昭和50年3月31日竣工から49年が経過している建物であることから、地域の防災・消防の強化を図るための消防屯所の改築を行うものでございます。

以上、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留とし、次に進みます。



◎議第 6 号の上程、説明

○議長（牧浦秀俊） 日程第11、議第 6 号 塵芥車両（3 トンパッカー車）購入契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 議第 6 号 塵芥車両（3 トンパッカー車）購入契約の締結についてご説明いたします。

令和 6 年第 1 回臨時会に提出いたしました令和 6 年度上牧町一般会計補正予算（第 1 回）におきまして、塵芥車両更新事業として、期間、令和 6 年度から令和 7 年度まで、限度額2,585 万1,000円の債務負担行為の補正計上をし、議決いただきました。そして、このたび契約をするに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容につきましては、まず入札の方法は指名競争入札でございます。

契約金額につきましては、2,356万6,254円で、うち消費税及び地方消費税額214万2,386円でございます。

納入期間は、議会の議決を得た日から令和 8 年 3 月 31 日までとしております。

契約の相手方は、奈良県磯城郡川西町大字唐院18番地の 1、奈良日野自動車株式会社、代表取締役、今井雅章でございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留とし、次に進みます。



◎議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第12、議第 7 号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阪本副町長。

○副町長（阪本正人） 議第7号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてご説明いたします。

現固定資産評価審査委員会委員の吉村博行氏が、本年9月9日をもちまして任期満了となりますので、今回新たに上西善吉氏を選任いたしたくご提案するものでございます。

上西氏につきましては、人格、執権も高く、固定資産評価審査委員会委員として適任であります。

なお、上西氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第13、意見書案第1号 パレスチナのガザ地区における人命保護及び即時停戦を求める意見書（案）について、これを議題といたします。

木内議員。

（11番 木内利雄 登壇）

○11番（木内利雄） 11番、木内利雄でございます。

パレスチナのガザ地区における人命保護及び即時停戦を求める意見書（案）でございますが、意見書（案）として提出に至ったことについて若干触れておきたいと思います。

上牧町に住む1人の住民の方から、上牧町議長宛てに陳情書が参りました。それで、この陳情書の中には、A4いっぱいには当該地の悲惨な状況が綿々とつづられておったところがございます。そして、その最後の結びのところには、陳情書の結びのところでは、「世界でも停戦を求める声が高まっています。国内でも288を超える地方議会が停戦を求める決議を採択しており、貴議会においても同様に決議をお願いしたく存じます」というふうに結ばれているところがございます。

よって、当議会で種々検討したところがございますが、上牧町議会で決議をするよりも、意見書として体裁を整えて総理大臣等へ届けるほうが、より陳情者の意を酌む形になるのではないかという結論に至って、ただいまよりご案内申し上げる意見書としたところがございます。経緯はそういうことでございます。

よって、それでは、案文の朗読をもって趣旨説明とさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いを申し上げます。

令和5年10月7日のイスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃を発端とするハマスとイスラエル軍の戦闘により、子どもを含む多くの一般市民が犠牲となっている。この紛争では難民の迫害が行われているほか、罪のない人々が人質として拘束されており、イスラエル軍の空爆により支援団体職員も殺害されている。

また、人や物の出入りが厳しく制限されていることにより、燃料や食糧、衣類等が慢性的に不足し、国連や支援団体からの支援物資が命をつないでいる状況であり、人口の7割以上が壊滅的な飢餓に苦しんでいる。

よって、日本政府及び国会においては最善の外交努力を尽くし、ハマスとイスラエルの双方が国連憲章と国際法を遵守し、国連総会決議に従って即時停戦するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月7日 奈良県上牧町議会。

意見書の提出先であります、内閣総理大臣、そして衆議院議長、また参議院議長、この3名に提出するものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明と代えさせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 趣旨弁明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎議第 1 号から議第 6 号の委員会付託

○議長（牧浦秀俊） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 1 号から議第 6 号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については、理事者の答弁を含め、1 人 1 時間とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 異議なしと認めます。

したがって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については、1 人 1 時間とすることに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎散会の宣告

○議長（牧浦秀俊） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午前 10 時 54 分

総務建設委員会会議録

1. 日 時 令和6年6月10日（月） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事請負契約の締結について
議第6号 塵芥車両（3トンパッカー車）購入契約の締結について
1. 出席委員 委 員 長 上村 哲也 副 委 員 長 遠山健太郎
委 員 東 初子 石丸 典子 木内 利雄
牧浦 秀俊
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
都市環境部長 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
健康福祉部長 寺口万佐代 教 育 部 長 松井 良明
総 務 部 理 事 高木 真之 総 務 課 長 丸橋 秀行
企画財政課長 中本 義雄 税 務 課 長 山本 敏光
こども未来課長 木下 優子 教育総務課長 辻村 純
社会教育課長 吉川信一郎 文化振興課長 野崎 威志
1. 事 務 局 局 長 金崎 恭彦 書 記 森本香寿美
書 記 横田 大樹 書 記 林 大貴

開会 午前10時00分

○上村委員長 皆さん、おはようございます。総務建設委員長の6番、上村です。

うっとうしい雨も上がり、すがすがしい週明けとなりました。天気予報では、恐らく次の雨が梅雨入りではないかと言われております。このしばしの晴れ間の間に、迫りくる台風や豪雨、そして猛暑の対策をしっかりとる準備期間といたしましょう。

それでは早速ですが、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 おはようございます。総務建設委員会に付託をされました議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分団消防屯所改築工事請負契約の締結について、議第6号 塵芥車両（3トンパッカー車）購入契約の締結について、いずれも重要な議案ばかりでございますので、活発なご議論を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げて、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○上村委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次、審議してまいります。

議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東委員 東でございます。よろしくお願いいたします。議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、質問をさせていただきます。

補正予算に関する説明書欄の5ページ、歳入のところなのですが、総務管理費寄附金200万、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附というところで、タブレットにも説明がございしますが、これは創立90周年事業の一環ということで、南都銀行様より企業版のふるさと納税制度に基づく寄附の申出ということで、企業版ふるさと納税が、当初予算時の2社と合わせて計3件ということになりました。これは本当に喜ばしいことだなというふうに思っております。これを防犯カメラの設置工事に充てられるということなんですけれども、これ、設置場

所とかは決まっているのでしょうか。その辺をお伺いいたします。

そして、次に歳出 7 ページの一般管理費の使用料及び賃借料、職員駐車場土地賃借料14万円のところなんです。これもタブレットによりますと、上牧中学校の新校舎の建設に伴って、役場庁舎前の駐車場の 4 列スペースに現場事務所が設置されるということで、19台のスペースが利用できなくなるために補正予算ということになるんですけれども、一応 5 台分を今回の補正で計上しますということになっておりますが、これで足りるのかどうかということをお伺いいたします。それと、上牧の3385番地というのはこのすぐ近くになるんでしょうか、お伺いいたします。

以上でございます。

○上村委員長 それでは、担当課の方、順次答弁をお願いいたします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、東委員のご質問の部分でございます。

防犯カメラの設置場所というところでございます。担当課といたしましては、令和 6 年度では 4 か所を今予定しております。

4 か所の内容でございますが、まず 1 つ目でございます、桜ヶ丘 3 丁目公園の近くに 1 台。次に、焼却場跡近くの交差点を予定しております。3 つ目でございますが、北上牧の屯所近くの交差点を予定しております。4 つ目ですが、新橋と香芝市のパチンコがちゃぽんの近くの交差点に設置の予定をしております。当初予算で資料を提出させていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東委員 分かりました。ということは、別にこれがどの場所というのではなくて全体の費用の中の一部に充当されるという意味でよろしいでしょうか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そのとおりでございます。

○東委員 分かりました。ありがとうございます。

では、次、お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、補正予算書 7 ページにございます職員駐車場土地賃借料の部分でございます。5 台で足りるかという質問でございますが、この部分、19台、職員の方のスペースでございまして、まず、役場の敷地内にあるスペースを利用する部分と、あと、もともと今お借りしている私有地の部分が、今回、移動によりまして、その部分が空くという部分

でございます。

あと、これ、私有地でお借りするときに、予備といたしまして、余分分といたしまして台数を確保していたという部分がございますので、その部分を全部引いていきますと、5台分が足りないという部分がございます。今回、その5台分を、私有地の不足するスペースを増やしていくという考えでございます。

以上でございます。

○上村委員長 東委員。

○東委員 5台分が不足するということで5台分をとということですね。分かりました。ありがとうございます。

以上でございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 3385番地でございますが、今借りている私有地でございます、魚輝水産様の横にある土地でございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。実は私、長いこと議員やらせていただいておりますけれども、総務建設委員会は初めての所属でございますので、よろしくお願いいたします。初めてです。今まで、先輩議員がずっと総務の委員に入っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回お聞きするのは4点でございます。

まず歳入のところですが、歳入の説明書4ページ、5ページで増額補正されております固定資産税について、資料も出していただいております、これまでの大口滞納者の収納がされたということなんですけれども、令和6年度分については、全額納入されているというふうな説明です。過去の分については、滞納繰越分については、どのような状況でしょうか。これ、まだ全て納入されていないと見受けられますけれども、これについて説明をお願いいたします。

2点目ですけれども、歳出の7ページです。一般管理費の職員駐車場土地賃借料に関してですけれども、ただいま東委員のほうから質疑が少しあったところなんですけれども、これは、中学校建設に伴って工事現場を、工事の事務所を建設するというものなんですけれども、県道側から4列が使えなくなるというのであれば、台数は、私数えましたけれども、4列ということはほぼ半分ぐらい、ちょっと段差がついている、県道側が全て使えないということで、

43台分の駐車場が使えないということになります。資料をちょっと見させていただきましたら、中学校の統合の資料の見取図では、仮設トイレも設置するという事で、このことから、かなりの住民さんが利用する駐車場の対応で不足する、また、安全面が大変心配されると思いますけれども、その件について説明をお願いしたいと思います。この予算上では、利用できなくなる職員分の対応ということの予算計上ですけれども、一般住民、来庁者向けの駐車場が大変不足することが心配されますが、そのことについて説明をお願いしたいと思います。

3点目は、同じページの民生費の中の児童福祉費で、会計年度任用職員人件費ということで、234万6,000円増額で計上されました。当初予算では、こども未来課で一般職が10名プラス会計年度任用職員ということで予算組みされておりましたけれども、今回、増額補正ということで、会計年度任用職員を1人雇用するという事ですけれども、事務職となっておりますけれども、この内容について説明をお願いしたいと思います。

4点目ですけれども、歳出9ページです。教育費の中の社会教育費、公民館費で306万8,000円計上されました。これ、資料も出していただいておりますけれども、公民館と集会施設補修補助金ということで、率など改定がされて、今回初めて、これを使った補助金が金富の公民館と新町第1公民館で、これが活用されるということなんですけれども、補助金を交付する経緯の説明をまず、お聞きしたいと思います。

以上の項目です。よろしくお願いいたします。

○上村委員長 税務課長。

○山本税務課長 それでは、令和6年度課税分及び滞納繰越分についてご説明申し上げます。

当初予算編成時におきまして、高額滞納者の所有物件であるレインボー西大和の固定資産税の収納が見込めなかったため、当初予算の収納には見込んでおりませんでした。今回、レインボー西大和の破産管財人弁護士によって、令和6年3月7日付で、西大和物件が売却完了いたしまして、大型店舗の破産事件の全ての換価業務が終了となりました。破産債権の配当がございまして、それに伴いまして、配当額を令和6年度一般会計に計上いたしたいと考えまして、今回の補正予算を計上させていただきました。

主な配当の内訳といたしましては、令和6年4月9日付で、令和6年度現年分、1期から4期固定資産税2,543万1,100円、令和6年4月30日付で、平成26年度3期分561万1,371円、平成27年度2期から4期分2,170万3,200円の計2,731万4,571円が、過年度分滞納収納額として納付がございました。延滞金といたしまして、平成26年度3期延滞金538万8,000円、平成

27年度2期から4期分延滞金1,018万7,400円の1,557万5,400円の納付がございました。過年度分の総額が8,061万5,971円と延滞金1,557万5,400円、督促手数料200円、令和6年度現年度分2,543万1,100円、総額合計1億2,162万2,671円の納付がございました。4年度、5年度分なのですが、これも令和6年の3月19日付で納付いただいております。額といたしましては、令和4年度分が1期から4期滞納分として2,673万9,800円、令和5年度固定資産税現年度分が2,656万1,600円が配当として入っております。これに関しましては、決算のときに資料等を提出させていただきます。

以上でございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。ということは、繰越分については、今回の補正で全額納入されているという理解でよろしいですか。

○上村委員長 税務課長。

○山本税務課長 繰越分というよりも、延滞金とかの取れる部分と取れない部分がございますので。大部分は入ってきております。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 会計上では、これで全てということなんですか。

○上村委員長 税務課長。

○山本税務課長 これで全てです。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 今、税務課長のほうがご説明させていただいた補足ということで説明させていただきます。

ここの大口滞納につきましては、2社ございまして、今言ったA社とB社でございますが、今、A社の部分で、課長説明したように、本税に対しては全額納めていただきました。5年度会計に入れた部分と6年度会計に入れた部分がございまして、それがトータルで1億2,000何がしかというのが納めていただきました。あと、残りの部分で、B社につきましては納付がないと。調査させていただいているんですけども、会社の実態がない、また財産がないという状態でございますので、このまま執行停止という形でさせていただきまして、3年後にはなりますが、不納欠損という形でさせていただこうと考えておるところでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 B社のところで、金額で幾らというのは出ますか。大体分かりますか。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 本税につきましては1億6,900万ほどです。それと、延滞金につきましては、日付によって延滞金の額が変わります。一応7,000何がしかの延滞金がございます。それと、督促手数料が2,200円あります。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 大体理解できました。固定資産税については、令和5年度予算と令和6年度予算については滞納ということで、予算で計上されていないということが、予算委員会の中でも説明がされました。それで、直近の決算といたしましたら、令和4年度決算で、固定資産税の滞納繰越分の収入未済額が約2億円あって、これ、大口滞納の分が占めていますという説明がありましたので、その状況がどのようなになっているかということで、大体つかめました。分かりました。今後については入ってくるということですね。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 A社に関しましては、これで終了でございます。B社に関しましては、先ほど言わせていただきましたように、もう入ってくる見込みがないと、財産がないということでございますので、3年後にはなるんですけども、不納欠損処分という形で、もう入ってこないというふうな状態になろうかとは思います。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。今後どのような施設になるかについては、一般質問でも2人の議員が通告で挙げておられますので、そのところは触れないでおきます。お聞きをしておきます。ありがとうございました。

次、お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、7ページにございます職員駐車場土地賃借料の部分につきまして、来客者の部分という質問でございます。今回補正につきましては、先ほど説明させていただいたように、職員の不足分についてでございます。来客者の部分につきましては、現在、役場北側に来客用のスペースを設けておりますので、そちらのほうで利用していただきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 この件については、広報等でお知らせをされますか。役場の駐車場に工事事務所が建設ということで、なかなか周知されていないところで、議員にも、資料は前に頂いた中で、

よくよく見ますと、そこに事務所が建てられるというのは出てはいますが、ちゃんと口頭で説明がありませんでしたので、なかなか安全面からも心配されますし、駐車場の県道側から4列については、もう入れないようにゲートをつけるというふうな、案のところではありましたが、その辺はやっぱりしっかり周知していただくことと、注意喚起を促していただきたいと思いますが、その辺いかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 この部分につきましては、来9月号ですか、広報紙で周知させていただく予定でございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。お聞きしておきます。

では、次、こども未来課の会計年度任用職員のところで説明をお願いいたします。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 補正予算書7ページの真ん中あたりでございます。会計年度任用職員の報酬等について計上させていただいていることについてご説明いたします。

職員10名のうち、ちょっと時期はずれるんですが、2名が特別休暇を取ることに なりまして、その補充として会計年度任用職員を1名雇用したいと考えて補正いたしました。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 一般職10名のうち2人が休暇で、その補充ということなんですけれども、体制的には当初より1人減るわけなんですけれども、十分ですか。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 特別休暇もいずれは帰ってきますので、それまでの間ということで、1名でお願いしたいところでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 2名休暇のところを1名で何とかされるということで、一般職で10名だったところを会計年度を1名って言ったら、明らかに不足ですね。総務部長、これ、体制十分でしょうか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、石丸委員ご質問いただきました体制という部分でございます。

今回、こども未来課のほうから、担当課長、説明ありますように、職員2名が特別休暇を取るということでご相談がありまして、その中で、町としての対応を考えさせていただきました。

今、課長からも少しお話がありましたように、1人については、産休というような形になる、長期化する予定はあるんですが、もう1人の職員につきましては、一定限度、数か月程度の診断書ということなので、今後、その部分がどうなっていくかという部分は、少し見えない部分はあるので、1名ということで対応させていただきたいと。あとは、各課の中でも、少し協力であったりという形で、体制を整えていきたいというところは考えているところでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 必要な休暇を取られるということと、あと、産休だけでなく、今、育児休暇も、かなり長期で取られるところもありますので、そういうところでは、今後、必要な、ご本人が望まれる休暇が取れるような体制をしっかりとさせていただきたいと思います。もし、育児休暇を取りたいとか言われたら対応できるんですね。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 そこにつきましては、今、男性でも育児休業等々取るようにということで、本町におきましても、数名程度の男性職員にも取っていただいたということで、そこについても促進しているところでございますので、状況に応じまして、十分原課でも相談をさせていただきまして、どういった体制でいくのかというのを協議をさせていただきたいと思っており、業務に支障のないように進めてまいりたいと考えているところでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 また、その折にはしっかり対応をしていただきますようお願いしておきます。

この項目は以上で結構です。

次、お願いいたします。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 質問の内容なんですけども、今回、補正で上げている2つの補助金の説明でよろしかったですか。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 資料を見させていただきました。金富公民館と新町第1公民館について、それぞれ、屋根の部分の補修ということで、大小は書かれていますけれども、この補助金を交付するに至った経緯の説明というか、恐らく、申出があったり、町との協議があったと思うんですけど、そもそものところ、どういう経緯でこの補助金を交付することになりましたかというところをお聞きしているんですけど。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 この補修補助金につきましては、各自治会から、公民館の補修に必要な部分の依頼がありまして、それに対して、まず、計画書を出していただいて、内容等を精査しまして、補助金の補正として計上しているものでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 集会施設補修補助金は100分の75か、率は上がりましたがけれども、行く行くは各自治会で補修なり、建物を維持していただいてほしいということがあったかと思うんですけど、これ要望があったのが2つということですか。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 まず、今、緊急で申請が上がっているのが、2つでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 そうしましたら、個別施設計画と、あと公共施設集約化に関して、関連でお聞きをいたしますけれども、金富公民館というのは確かに古くて、健全化率っていいですか、悪いほうから3番目というふうなランクになっておりますので、地域の方にとっては、大変なわけではない施設だと思います。今回、小規模補修ということで、屋根裏が剥がれている箇所の部分補修ですけれども、対象経費が58万1,000円、これ、補修することによって、金富公民館はずっと存続ということになりますか。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 今のところ、存続という方向で、屋根裏の補修として対応しているものでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 上牧町個別施設計画の金富公民館の欄を見ますと、集会場に条例改正をして存続をさせるというふうな案が出ておりまして、施設の方性を検討するのは令和6年までということですので、今回、このように補修をするということは、存続させるというふうな理解でよろしいですか。ほかにもいろいろ古くて補修が必要なところがあるかと思いますが、建て替えであったり、廃止をするというところで、なかなか名乗りが上げられないところもありますけれども、そのような全体の計画の中で行われていますか。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 その辺につきましては、今後公共施設の総合管理計画と整合性を合わせながら検討していきたいと考えております。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 もう1つ、新町第1公民館の屋根の改修については、大規模補修です。351万1,000円が対象経費ということで、これは条例で定めていない施設ということで、地元でされるというふうな、運営されているというふうな理解でよろしいですね。公共施設の計画には入っていない施設ですけれども、そういうふうな理解でよろしいですか。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 この施設につきましては、ほかの部分であれば指定管理をしているところなんですけれども、この施設については自治会で管理していただいているところでございます。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 公民館などの公共施設の集約化というのは、今後の課題だと思いますけれども、今、どのような取組で、少し進捗されている件があったらお聞きをしたいと思います。町長でも総務部長でも、ここ、部分的に補修の要望が出てきたら順番に補助金を交付していくというやり方ですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 今、ご質問いただいています今後の公共施設の在り方という中の、公民館と老人憩の家の部分をお聞き来ていただいているというふうに認識しているところでございまして、この部分につきましては、以前に少し町長からお話がありまして、現状、住民の方々にお使いいただいている施設ということもございしますので、外部の有識者等を交えて、公民館、老人憩の家等の在り方についてを、少しご意見を聞きたいと。その意見をもって、また、追って住民の方々に説明をさせていただいて、今後、どういった形にしていくのかという部分を検討していきたいと思っているところでございまして、今、担当課長のほうからございましたように、存続かという部分ではございますが、現状の中におきましては、現状の補助金要綱を一部改正させていただき、その補助金に合致したということで、今回、補助を出させていただいているということなので、補助金を出したから、そのままイコール存続を約束をしたということではございませんので、そこは別に考えていただいたほうが良いというふうに思っているところです。

○上村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。勝手に存続かなというふうに理解したところは間違っておりました。でも、この話合い、公共施設の集約化はかなり時間がかかって、何年もかかることもあるかと思います。普段使われる施設で屋根の修理とかは緊急を要する修理も出てきますから、こういう形で補助金を交付されるのはありだと思います。分かりました。しっかりそれぞれ

の施設について、今後どうしていくかということについては、地域の方とも、意見などを聞いていただいて、しっかり進めていただきますようお願いしたいと思います。

分かりました。この件に関してはお聞きをしておきます。結構です。

以上で質疑を終わります。

○上村委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかにごいませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 牧浦です。よろしくお願いいたします。僕も久しぶりに総務に来まして、ちょっと戸惑っております。

先ほど石丸委員が言っていましたように、固定資産税のところなんですけども、A社、B社という言い方だったんですけども、あと聞きたいところがあったんですけども、これはもう名前は出せないですね。A社、B社だけなんですよね。自分の記憶が正しければ、A社の管財人がこれを分配してくれたと。ところがB社は、これからそれはできないと。でも、A社とB社は、自分の記憶であれば、A社の中の従業員がB社の代取をやっていたというような感覚あるんですけども、これ間違っていたらごめんなさい。A社、B社としかなくなっていないので、こうやって出てくる自体もなかなか難しいんですけども、この辺は、やっぱりもうB社は取れないと。ちょっと私、システムが全然分からないですけども、この辺、もう一度、答弁お願いできますでしょうか。

それと、同じページの県支出金の部活動指導員配置促進事業補助金、これ、誰がどのように使っていくのかと、今、この部分で、出でどこにあるかどうかとも教えてください。

7ページ、町立第1保育所費の委託料、保育所訪問看護委託料の内容を説明してください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○上村委員長 税務課長。

○山本税務課長 それでは、牧浦委員のご質問のB社の話なんですけど、先ほど、牧浦委員ご指摘のとおり、A社の職員がB社の代表になっております。それに関しまして、こちらとしても、破産弁護人、管財弁護人を通じて、A社とB社の関係性を指摘したわけなんですけど、B社については、破産管財人が関係ないという形で、今回線引きをされましたので、B社に関しましては、現地調査、もしくは、そこの税務署、府税事務所、市税事務所、全部確認に行きまして、会社として機能しているかどうかという形を、まず最初に確認させていただきました。行かせてもらったら、会社としての実態等はございませんと。課税も、府税事務所も

市税事務所も課税したこともないという形で、現地に行きまして、登記簿に載っている住所地に行かせていただいたんですが、そこは別の会社になっておりまして、表札も何もございませんでした。近隣の会社等、オフィスになっておりますので、近所の方に全部聞き込み調査をさせていただいたんですが、そういう会社はございませんという形で、一応、そういう調査をさせていただいた上で、今回の形としては、執行停止をさせていただいて、3年で、3年の間、調査は全部させていただきますが、それ以降は不納欠損で上げさせていただくと考えております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。そうですね。想像の域やと思います。ありがとうございます。結構です。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、補正予算説明書の5ページ、部活動指導員配置促進事業補助金について説明いたします。こちらに関しましては、中学校に配置しております文化部の部活動指導員の人件費に充当する補助金でございまして、昨年度までも、こちらの補助金のほうは頂いていたんですけれども、補助年限が5年というふうに決まっております、令和5年度で5年を迎えましたので、令和6年度の当初予算では計上していなかったんですけれども、別の要件といたしまして、部活動移行に関する取組を何らかしていれば、5年を過ぎていても対象となることになりまして、今年度、今までは検討とかという段階ではあったんですが、協議会を立ち上げて取組を行っていくという方向になりましたので、このたび補正計上させていただきました。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 支出のほうは、会計年度任用職員の部活動指導講師のほうで、歳出は組んでおります。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。結構です。

次、お願いいたします。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 予算書7ページの真ん中少し下あたり、町立第1保育所の委託料、保育所訪問看護委託料の内容についてご説明いたします。

第1保育所の在園児が、夏以降に手術を受けて、その手術の後、医療的ケアが必要になるかもしれないという相談がありまして、訪問看護により医療的ケアに対応するために、補正予算を計上したものでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 以前にもそういう人、おられましたね。そういうイメージでよかったでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。結構です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山副委員長 遠山です。よろしくお願いします。

議第4号 令和6年度一般会計補正予算（第3回）です。さきの委員の方々より質問があったのと一部重複すると思いますけれども、方向を変えて質問したいというふうに思っていますので、お願いします。

まず、説明書の4ページ、5ページ、歳入の部分です。款17寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金、節1総務管理費寄附金、説明欄企業版ふるさと納税制度に基づく寄附です。先ほど、東委員からも詳しく質問がありましたけども、タブレット資料ナンバー2によると南都銀行様からの地方創生の取組を推進したいとの思いによる寄附とあります。こちらにつきましては、まず、寄附に至った経緯、伺いたいと思います。

次に、寄附の予定日、そして贈呈式等の式典の実施予定はあるのか。

そしてもう1つ、内容ですけども、なぜ防犯カメラ設置工事に充当したのか。

最後に、今回、防犯カメラ設置工事することによって、財源振替が生じています。財源振替により浮いた一般財源200万円はどのように使うのか、この辺りを伺っていきます。

続きまして、説明書6ページ、7ページです。これ、先ほど牧浦委員が質問された点ですけども、款3民生費、項2児童福祉費、目4町立第1保育所費、説明欄、町立第1保育所費こども未来課ということで、先ほど、医療的ケア児ということで、初日の議案説明の中でも、今中町長から説明を頂いた部分ですけども、医療的ケア児ということで、個人情報もあるの

で、大変説明難しい中で説明を頂きましたけども、少し前置きが長くなりますけど、これ、3年前の2021年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律ができて、医療的ケアが必要な生徒児童に対する対策や予算措置が随分と改善されたというふうに認識をしています。

今回、県からの補助金があるのも、この法律施行のおかげと思うんですけど、今までの、例えば、ほかの市町では1型糖尿病を発症している児童とかも、インスリン注射が受けられないから入園を断られたというケースもあったと聞いています。上牧町としては、この法律ができたことを守って、政策面でもこのように、しっかりと子どもたちに寄り添って支援をしていると、子ども、保護者の不安を取り除く取組をしているということは大変うれしく思っています。これからは財源的には、一部一般財源が発生しますので、大変とは思いますが、全ての子どもたちのためにこれからも取り組んでいただきたいと思いますけども、この医療的ケア児が発生した場合の取組についての所感を伺いたいと思います。

続きまして、説明書8ページ、9ページにつきましても、先ほど牧浦委員から質疑がありましたけれども、款8教育費、項1教育総務費、目2事務局費、説明欄会計年度任用職員人件費の財源補正、教育総務課、これが先ほど牧浦委員から指摘のあった入に対する出の部分だと思うんですが、こちらについて内容の説明を頂いたんですが、関連質問になりますが、部活動指導員配置促進事業補助金、県のホームページを見たんですが、部活動の質向上と教員の負担軽減を図るために、中学校に部活動指導員を配置するための助成とあります。本当に関連になって申し訳ないんですが、スポーツ庁が令和4年の7月に運動部の部活動の地域保護に関するガイドラインを発表していますが、それによると、休日の運動部の活動から段階的に地域移行していくことを基本として、目標年度は令和5年度、去年から3年後の令和7年度末、来年度末を目途とするとあります。上牧町での部活動の地域移行について、現在考えている課題、今後の方針やスケジュールなど決まっていることがあれば、説明をお願いします。

最後に、款8教育費です。項3中学校費、目2中学校振興費、節7報償費、説明欄ペガサスホールのスタッフ謝礼が計上されています。教育総務課です。内容の説明をお願いします。

以上です。

○上村委員長 遠山委員の質疑が終わりました。

ここで暫時休憩とし、再開は11時5分。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○上村委員長 それでは再開いたします。

遠山委員の質疑は終わっております。

企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、補正予算書説明欄4ページ、5ページにございます企業版ふるさと納税制度に基づく寄附についてご説明させていただきます。資料につきましては、歳入ナンバー2で提出させていただいておりますので、ご参照ください。

それでは、まず1点目の経緯についてのご質問でございます。これについては、先月、5月15日に南都銀行上牧支店から支店長さんがお見えになりまして、その中で、創立90周年の事業の一環として、企業版ふるさと納税の寄附を200万円行いたいというふうな申出がございました。それで、今回の補正予算に計上させていただいておりますのでございます。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、2点目のご質問、この寄附金がいつ寄附金として入ってくるのかというご質問でございます。これにつきましては、7月中に入金をしたいとのご意向でございます。

3点目でございます。贈呈式について行う予定があるのかというご質問でございます。今回の企業版ふるさと納税の寄附の相手先につきましては、奈良県をはじめ、県内全ての市町村及び同行を指定金融機関とする県外の団体にも寄附を予定されておるというふうに伺っておりますのでございます。本町といたしましては、南都銀行様に、こういった式典といえますか、そういうものを行いたいという打診はしておるんですけれども、今回、その対象の自治体が数が多いので、それを行うかどうかについては、南都銀行様のほうで検討させていただきたいというふうな状況でございます。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは4点目のなぜこの事業を行ったのかというご質問でございます。

まず、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附につきましては、国の認定を受けた地域再生計画の事業から選択を行う必要がございます。それで、寄附という性質上、年度内に事業が完了するもの、かつ、地域再生計画に計上している内容についての事業を選択する必要がございますので、南都銀行様と協議を重ねた結果、今回、防犯カメラ設置工事に充当させていただくことといたしました。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 最後の質問です。今後についてというご質問でございますけれども、今回、歳出の一般財源が200万減額となっております。これの分につきましては、今、財政調整基金に積立てと申しますか、そこに入っておる状況でございますので、今のところ、これに使うという事業については、今後、検討をさせていただくという形で考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山副委員長 詳しい説明ありがとうございました。ちょっと確認をしますと、寄附に至る経緯は、5月15日に南都銀行のほうから申出があったと。予定日については、7月中旬を予定しているけれども、南都銀行、馬力があるんですね、だから39市町村指定金融機関に指定している市町村全てにする予定なので、こっちから打診はしているけれども、贈呈式の予定は未定だという確認を取れました。

防犯カメラ設置工事に充当した理由については、僕、上牧町の地域再生計画は見させてもらったんですけども、そのメニューの中から、南都銀行と協議をした中で、防犯カメラ設置工事に充当したんだと。財源振替により浮いたというたら、すごい南都銀行に失礼なんですけど、200万円については、今のところは基金に充当する予定にしているという答弁を頂きました。

ここにいらっしゃる方は、皆さんご存じだと思いますけど、ユーチューブとかで見ている方、ご存じないと思うんで、企業版ふるさと納税制度というものがそもそも何なのかという確認なんですけど、これは僕が言うだけですから、答弁要らないので、制度は、たしか8年前に、2016年、内閣府指導によってつくられて、その後、4年前の2020年に税制改正によって、それまで寄附額が最大6割の税額控除が9割まで増加したんで、企業の実質負担が1割まで圧縮されたので、結果、ここ最近、2019年とかに比べて、もう10倍ぐらいに企業版ふるさと納税が増えているということがあります。ただ、改正で延長されているんですが、予定では令和6年度で終了する事業だと。ポイントとしては、企業版ふるさと納税というのは返礼品がないんです。寄附していただくだけという形で、寄附のメニューは先ほどありましたけれども、地域再生計画に定めた事業で、寄附の性質上、先ほど課長、答弁いただきましたけれども、当該年度に執行できるものに限られるという答弁を頂いたんですが、その中で、ちょっと伺いたいんですが、営利企業の寄附ですよ。ふるさと納税というのは企業の思いからすると、どちらかというと既存事業への寄附、財源振替ではなくて、新たに追加して、よりよいまちづくりとか地方創生のための寄附であってほしいと考えるのが普通じゃないかなと。何が言いたいかというと、防犯カメラの設置工事の財源とするのであれば、既に一般財

源で実施することを決めた箇所とかではなくて、まだ設置されてなくて、住民の方が利用する場所、例えば、体育館とか学童保育とか、この間、私が提案しましたフリースクールとかなどの施設について、追加で設置することを検討して充当すべきじゃないかと僕は思います。

一般財源で実施することが決まっている事業への寄附となると、結果的に、今言いましたけども、基金に積み立てる。お金というのは無記名債権なので、イメージは南都銀行の200万円が結局貯金に回っているというふうに捉えかねないんじゃないかなと思ったときに、少し本来の企業版ふるさと納税の趣旨と異なり、違和感があるかなというふうに思っています。南都銀行からしても、追加で防犯カメラをするというふうになったら、より付加価値も高まると思いますし、そもそもこの地域再生計画、いろんなメニューがありますので、先ほどありましたとおり、防犯カメラ設置工事以外でも、例えば、中学校の国際交流事業とか、出会い結婚応援事業とか、地域防災系訓練の支援等のメニューもあるんで、恐らく、企画財政課さんでも、その辺も十分いろいろ検討した結果、防犯カメラ設置工事が年度内に消化しなきゃいけないのでということを検討したと思うんです。そこには企業版ふるさと納税の理由があって、本当に時間的制限があるのではなかっただろうかなと思うんですが、ここで、提案ではないんですが、今後、この地域再生計画、あまり企業版ふるさと納税を前提としたメニュー立てになってないような印象があります。この地域再生計画は来年の3月末までの経過期間になっていますので、これを機会に、ぜひ見直しを検討していただいて、今後の展開といっても、一応予定では今年度で終わってしまう可能性はあるんですけど、企業がよりふるさと納税をしやすいようなメニュー立てをするような形の地域再生計画の見直しをさせていただきたい、そう思いますがいかがでしょうか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 この企業版ふるさと納税の制度については、先ほど遠山委員おっしゃいましたとおり、令和6年度末までの制度というふうになってございます。現状の上牧町として対象にできる事業につきましては、地域再生計画の中より選んでいただくと、選択する必要があります。この地域再生計画は、総合戦略がベースとなつてございます。この総合戦略、大きく見直しをかけるタイミングといたしまして、令和7年から8年に見直しをかけて、新たな計画が令和9年度に開始される見込みになっておりますので、そのタイミングで、今回、今、遠山委員おっしゃいましたようなところも、出てきておるところでございまして、やはり企業さんに対しても、寄附をしやすいと申しますか、そういうふうな形での見直しも検討させていただきたいというふうに考えておるところでございまして。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山副委員長 ぜひお願いします。南都銀行さんからすると、せっかく200万寄附されたのに貯金に回されちゃったでは、すごいショックも受けるでしょうし、それよりも新たな事業のほうに僕はいいかなと思うので、そういう提案させてもらいました。これからもよろしくお願いします。

では、次、お願いします。

○上村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 予算書7ページ、説明欄の真ん中少し下あたりです。町立第1保育所の委託料、保育所訪問看護委託料について、相談があった場合の所感ということでございます。相談がありましたら、町のできる範囲にはなるとは思うんですけども、相談者の考えなどに寄り添いながら、できる範囲のことで、一緒に、どうすればいいかということも考えていけたらと思います。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山副委員長 ありがとうございます。ここで私、何が言いたいかというと、上牧町、先ほどありましたけども、今までも前例もありますし、すごい医療的ケア児に対しては前向きに取り組んでいただいていると思っています。昨今、近隣の自治体、例えば広陵町はこどもまんなか応援サポーター宣言してみたり、あとは近隣の市長選挙とかでは、こどもまんなか社会の実現とかって言って、こどもまんなかをうたっているもので、端から見ると、いや、広陵とか香芝はやってるけど、上牧ってこどもまんなか考えてないんじゃないのというふうに思われたりもするんですけども、僕は、いやいやそんなことないと。この医療的ケア児だってしっかり保護しているということをここで言うことによって、例えば議会だよりに掲載とかいう形にして、手厚く上牧町は考えているんだよというふうにしたいなと思ってちょっとアピールしたいと思って質問させていただいたんで、これからもお取組をお願いしたいと思います。以上です。

次、お願いします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 遠山委員のご質問でございます。教育総務課の補正予算に関連しまして、中学校の部活動の地域移行に関する質問であったと思われます。

まず、上牧町につきましては、令和5年度、去年度でございますが、部活動の地域移行に関する検討準備委員会を実施させていただきました。国の文化庁、スポーツ庁の地域移行の

地域連携並びに地域スポーツクラブ及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むことということで、令和4年度掲げられたわけですが、県におかれましても、令和5年に奈良県部活動改革検討委員会が設置されたことによりまして、県としまして、令和5年度から7年度末までを改革集中期間として、休日の中学校部活動の地域連携、または地域移行を完了することを目標にすることに併せまして、令和6年2月には奈良県知事から、山下知事のほうから、令和8年度以降、教員の指導による休日の学校部活動を廃止することを断言されましたことにつきまして、県として、令和6年3月に地域移行クラブ活動への移行の手引きというのを作成されました。上牧町としまして、令和6年度、これから開始させていただくわけですが、部活動の改革検討委員会を設置させていただきますので、県の方向性に基づきまして、上牧町におきましても、令和8年度の中学校の統合と同じ時期になるんですけども、令和8年度の地域移行を目指して、段階的に地域移行のほうへ行きたいと考えております。

まず、上牧町につきましては、いきなりその地域クラブ活動への移行というのが、かなりいろんな課題があるので、難しく思われますので、県としては、まずは地域連携という形で、地域の方の指導者による活動という形を取らせていただこうと考えております。令和7年度、令和8年度と、あと2年間あるわけですが、ほかの市町村の実例も実証実験をされたことも鑑みまして、また、参考にさせていただけることがあれば、上牧町についても、ある部活動を地域連携に実証実験をするということも、検討として考えております。

それと、課題でございます。課題につきましては、これから子どもたちにいろんなニーズであったり、どうしていくべきかというのをお聞きする必要があると思います。以前には、教育総務課でアンケートを取っていただいたと思うんですけども、これから再度、検討委員会の中で、また、アンケートであったりとか、教師の意向を聞いたりとか、いろんなことをまた考えていきたいと思います。町としましては、やっぱり指導者の確保が一番の課題であるかなと考えております。将来的に地域移行になった場合の運営団体、実施主体のいろんな協力をしていただく団体の確保も課題の1つかなと思います。また、検討委員会でしっかり協議をした後に、随時、保護者であったり、学校であったり、いろんなところへ周知をさせていただくほうに考えております。

○上村委員長 教育部長。

○松井教育部長 ただいま担当課長から課題等についての説明をさせていただきました。若干補足をさせていただきたいと思います。中学校の部活の地域移行につきましては、本町の特

有の事情として、令和８年度の学校統合が同じ時期に重なっております。学校統合準備委員会の学校教育部会でも、中学校の部活動について協議をいただいているところでございます。まだ今後、速やかに立ち上げる予定をしております地域移行の検討会においても、これらの会議における議論の内容等を、情報を共有していただくということが必要であるというふうに認識をしているところでございます。加えまして、それぞれを所管する教育総務課、社会教育の有機的な連携をもって、令和８年度からの地域移行について、粛々とその議論を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山副委員長 担当課長と部長からも答弁いただきましたけども、いろんな課題があつて、指導者の確保であるとか、ニーズの調査であるんですけども、今、答弁いただいているのも分かります、私、課題の１つが、この地域移行部活のことを言うと、今のも分かります、平日の部活は教育総務課が所管なんです、土日の部活は社会教育課が所管になる、ここがもう大きな課題の１つなのかなと。なので、部長が多分答弁いただいたと思うんです。その辺を踏まえて、今ありました地域移行の検討会とかでも、その所管がやっぱり１つ何かまとまっていないと、先生の負担軽減のためにやっているのに、先生の負担軽減にならないという問題もあるのではないかと。

あと、部活というのはすごい難しくて、部活の顧問の先生というのは、私も野球やっていたんですけど、野球やっていて、バレー部の顧問というのはちょっと嫌だなと思うけども、野球部の顧問だったら喜んでやるんですけど、この間、地域移行の中で、少し話題になりました、例えば、上牧中学校で平日部活の顧問をしている人が、土日の試合にはできないと。その人が広陵町にお住まいで、土日の広陵町の野球部の担当をするんです。そのときは、土日に教え子と戦うことになる。これまた面白いだろうなという話もあつたりするんですけども、そういう面も踏まえて、例えば指導員の確保については、既存の先生がやりたい人は構わないとか、ただ、山下知事が２月に完全廃止って言ってしまったので、それすらかなわないのかもしれないけども、その辺りは、上での議論になると思いますけど、融通を利かせていただきたいということで、これについては、いずれ僕、一般質問でもじっくり、地域移行の部活動の課題とか、先ほど部長もありましたけども、上牧は今度、新しい中学校になるという、それを機にというのはすごくいいチャンスだと思っていますので、聞きたいと思いますので、今日はこのところで結構です。ありがとうございました。

次、お願いします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、補正予算説明書9ページの中学校振興費の報償費について説明いたします。こちらに関しましては、上牧第2中学校の音楽祭の実施に伴うペガサスホールスタッフの謝礼となっております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山副委員長 今ご説明いただいたのは、7万5,000円は、二中の音楽祭の挙行ということなんですけれども、去年まで二中は音楽祭はやっていたと思うんですが、今回、新たになぜこれが計上されたのかの説明をお願いできますか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 例年は文化祭期間に開催しておりましたので、費用負担が発生していませんでしたけれども、今年度は気候変動も踏まえまして、例年10月上旬に行っていた体育大会を今年度は10月の下旬に行うことになりましたので、練習期間とかを考えますと、例年の文化祭期間に音楽祭を開催することが難しくなりましたので、今年度は11月開催となりましたので、新たに費用が発生したということでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山副委員長 ありがとうございます。文化部の活動が気候変動によって、こういうふうに影響が出るという如実の例だなと思ひまして、そういう形で予算は生じるけれども、子どもの安全安心のためにこういうふうに日にちをずらして計上していただくこと、本当にありがたく思っています。ありがとうございます。私からは以上です。

○上村委員長 遠山委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山副委員長 議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事請負契約の締結について、質問をさせていただきます。

こちらの屯所ですが、上牧町が定めた個別施設計画によりますと、この片岡台の消防屯所は施設の健全度、先ほど交流施設で、石丸委員からはあったあれですけども、23ということで、行政系施設の中で最も悪い数値です。今回の施行により、今年度の北上牧地区の消防屯所に次いで、町内全ての消防屯所が耐震基準を満たすこととなり、片岡台地区の安全で安心な環境がより担保されることとなります。施設概要と工期については、当初予算でその資料がありますが、まず、変更がないかどうかの確認をさせてもらいたいと思います。

そしてもう1つ、関連で申し訳ないんですが、この消防屯所、新しくなりましたので、利用者の方も使い勝手がいいということで、利用頻度が増えるのではないかと思います。改めて消防屯所の使用のルール等、その辺りについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、消防団第1分団北部第2分隊消防屯所についての工期の変更あるかどうかという質問でございますが、工期につきましては、今のところ変更はございません。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 屯所のルールという部分でございます。

まず、屯所につきましては、やはり火災等がございましたら、消防自動車等を配置しておりますので、その部分で活用していただくと。また、月に1度、消防団によります消防車の点検等ございますので、その部分で利用していただくという部分が主なルールでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山副委員長 先ほどの工期の変更がないということで、令和6年7月から令和7年の3月までと、当初予算で説明を頂いています。施設についての内容が合っているかどうかの確認

もしたいんですが、当初予算の説明では、1階が消防車庫39.6平米、消防倉庫11.97平米、トイレ、二階が詰所と休憩室、この辺りに変更もございませんか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 変更はございません。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山副委員長 分かりました。

続きまして、施設の利用については、先ほど点検とかを月に1回やっているという話がありましたけども、本当に関連で申し訳ないんですが、どうしてもここで触れなければならぬので触れます。一部報道があった4月の屯所での事件についてです。その後の事故に対しては、住民の方に大変ご迷惑をかけましたけども、消防屯所での不適切使用がされたこと、これが本当に残念に思っています。何が言いたいかというと、4月26日にこのMBSでテレビで放送されたんですけども、多額の費用をかけて改築したばかりのあの屯所が映像で映し出された、もう本当に残念で悲しい思いがしました。いま一度、そのルール、どういう形で使用するのか、それを団員の方も含めて、周知であるとか、再犯防止策と言ってはいけないですけども、その辺りについての説明をお願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 あの事件後ですが、やはりアルコール類等、屯所で飲んでいたという部分が受けましたので、その後、団長から各分団長を含めた形で臨時の会議を開かせていただきまして、アルコール類の持込み、飲食禁止という形で伝えていただきまして、その後、分団長から各分団にその旨の話をさせていただいたという部分でございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山副委員長 あの事件、事故を機に団長がすぐ動いていただいて、文書の発出をしていただいて、それを受けて分団長を通じて各団員に周知をされたということで、もう再犯は恐らくないと思いますけども、そのような認識でよろしいですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 そのとおりでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山副委員長 所管が総務課になりますので、総務課としてもしっかり管理をお願いしたいと思います。

以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第6号 塵芥車両（3トンパッカー車）購入契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものとご決定を頂き、ありがとうございます。また、本議会でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○上村委員長 これをもちまして総務建設委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時34分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

総務建設委員長

上 村 哲 也

文教厚生委員会会議録

1. 日 時 令和6年6月11日（火） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第1号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について
1. 出席委員 委 員 長 康村 昌史 副 委 員 長 竹之内 剛
- 委 員 服部 公英 氏原 賢一 竹中 亮造
- 安中 和
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
- 教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
- 都市環境部長 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
- 健康福祉部長 寺口万佐代 教 育 部 長 松井 良明
- 総 務 部 理 事 高木 真之 総 務 課 長 丸橋 秀行
- 生き活き対策課長 杉分 太 こども未来課長 木下 優子
- 教育総務課長 辻村 純
1. 事 務 局 局 長 金崎 恭彦 書 記 森本香寿美
- 書 記 横田 大樹 書 記 林 大貴

開会 午前10時00分

○康村委員長 皆さん、おはようございます。文教厚生委員長の康村昌史です。

今日は、天気予報によりますと30度以上の真夏日になるとのことです。本当に暑くなったり涼しくなったりで、体調管理には皆さん十分ご注意いただきたいと思います。

それでは、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。文教厚生委員会に付託をされました議第1号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について、いずれも活発なご議論を頂きまして、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○康村委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次、審議してまいります。

議第1号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部委員 改めまして、おはようございます。1番、服部です。

議第1号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、3点ほど質問させていただきます。

まず1つ目、第2条第1項中、法第115条の45第2項から5項までを法第115条の46第1項に改めるとありますが、この改める理由について伺いたいと思います。この地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例というのは、各市町村において一斉に行っていると思うんですが、今、各市町村において、この時点で改める理由について聞かせてほしいと思います。

2点目については、上牧町での保健師の数、社会福祉士の数、主任介護支援専門員の数、何人おられるのか。

3つ目、第4条におおむね3,000人以上6,000人までという形で書かれているんですが、当町としては、この点について適合しているのか。3,000人以上6,000人というくくりがちょっと私、理解できませんので、上牧町の人口としては、2万前後の人口がいるので、お年寄りについては3,000から6,000人の範囲内に入っているのかなというふうに思うんですが、その点についての質問をしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○康村委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 それでは、服部委員のご質問、1点目からご回答申し上げます。

まず、第2条の改正になりますが、本来、今まで従来どおりでしたら115条の45というところを、条例のほうで規定はさせていただいたところではありますが、今回、介護保険施行規則を確認させていただいたところ、115条の46に包括的支援事業という指定をするということで指定されているので、条例を見るときに判断しやすいかなと思ひまして、こちらに改正させていただいた次第でございます。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 私、質問したのは、各市町村というくくりは間違いで、全部の市町村が今回の条例一部改正するというのではなくて、今回、気がついたところの市町村だけがすることになるんですか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 こちらの改正につきましては、市町村それぞれ条例の、規則の捉え方というのがございまして、どちらを指定しても間違いではないのかなと考えております。ただ、当町としましては、115条の46を用いたほうが包括的支援事業が明確になると判断しましたので、改正をさせていただいた次第でございます。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。次、お願いします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 保健師の数、専門職の数をお伺いになられたのかなと思いますが、上牧町、当町の地域包括支援センターとしての専門職の数としましては、保健師が1名、社会福祉士が2名で、主任ケアマネジャーに準ずる者として、ケアマネジャーが1名を配属していただいております。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 これは介護保険法による、人数的にはそれで足りているというような理解でよろしいですか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 これは3つ目の質問と重なるところでございますが、一緒に答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 結構です。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 1の包括支援センターの人数としましては、第1号被保険者が、およそ3,000人から6,000人の間で、各定める専門職が1名ずつ配備ということになっております。当町としましては、第1号被保険者というのが、現在のところ7,335名おられます。その中で保健師1名、社福が2名、ケアマネジャーが1名ということで配備していただいておりますが、業務的なところに関しては、マンパワー不足は否めないところではあります、業務は献身的にこなさせていただいているところでございます。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 業務的には足りないという点ですけれども、今、介護支援専門員の主任ケアマネジャー、専門員が1名おられるという形なんですけれども、ほかにもケアマネジャーは、保健師さん以外にいてはるんですか。地域包括支援センターじゃなく、生き活き対策課全体として捉えて何人かいてはるんですか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 介護保険係に1名ケアマネジャーは配属させていただいております。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 そしたら、町としては2名おられるというふうな理解でよろしいですか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 生き活き対策課としては、ケアマネジャーは2名ということで認識はいいかと思います。

○康村委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。業務に差し支えないように、町民の方々の介護事業にちゃんとした人員を配置していただきますようお願いしておきます。

以上です。私の質問は終わりです。

○康村委員長 ほかに質疑ございませんか。

安中委員。

○安中委員 安中です。お願いいたします。

私も、包括支援には大変お世話になっておりまして、いろいろ聞き及ぶところもあるんですけれども、今、服部委員が聞かれたように、この人数にしては、少ないところでとても頑張っていらっしゃると思うんです。職員の中で、上牧町の場合、足りてはいないけれども、何とか業務をやっているというところで、こちらからの要望で、住民のために、やはり職員の心と体が健康でなければ、ちゃんと業務はできないと思うんです。そのところで、ひょっとしたら足りていないところがそこに影響しているということも伺えますので、この増えたというところは、全体にそういうことがあって考えられて、やっぱり上からもう少し増やしましょうかというところなのかなと思って、この文章を読ませていただいたんですけれども、上牧町独自としても、地域包括支援センターが一番大切な部署なので、まず、職員さんが病まないように、しっかりと立っていけて、住民さんのお役に立てるように頑張りたいと思いますので、そのところも含めて、今後も考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どう見ましても、これは足りないですね。

○康村委員長 暫時休憩。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時14分

○康村委員長 それでは再開いたします。

生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 ご回答申し上げます。

安中委員のおっしゃるマンパワー不足ということのを、私、言ってしまったんですが、昨今、認知症相談等、多様に増えておりまして、相談対応も多様化しております。その中で、地域包括支援センターは、どうやったら質を落とさないで業務をこなしていくかというのを、常々考えております。その中で、やはり数をこなす、こなすという言い方はちょっと語弊があるかも分かりませんが、やっていく中では、定員数としては充足はしていただいておりますが、数が増えているというところでご理解いただけるとありがたいです。

○康村委員長 安中委員。

○安中委員 分かりました。混乱させてごめんなさい。以後気をつけます。ありがとうございます

ました。

○康村委員長 ほかに質疑ございませんか。

竹之内委員。

○竹之内副委員長 竹之内です。よろしくお願いします。

タブレットにも頂いています改正概要のところですけども、この中に運営委員会が必要と認める場合は常勤換算方法によることを可能とする旨の条文を追加と、第4条の1項でありますけれども、この中の地域包括支援センター運営委員会というのをどのようなものなのかということと、あと、常勤換算方法等、もしありましたら、説明よろしくお願いします。2点です。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 ご回答申し上げます。

地域包括支援センター運営協議会と申しますのは、地域包括支援センター運営協議会のセンターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目的とした協議会でございます。包括支援センターの事業計画の報告等、そういうところで評価していただいて、ご報告させていただく場でございます。

○康村委員長 それでは、次、お願いします。

生き活き対策課長。

○杉分生き活き対策課長 常勤換算とは、簡単に申し上げますと、その事業所で働いている平均職員数のことでございます。フルタイムで働く常勤職員数を1とした場合に、パート、アルバイトの方、今までは、常勤としての3職種というのが原則だったんですけども、職員の確保の困難とか、そういう問題が見えてきている中で、非常勤の方も常勤の換算していいよというふうな計算方法のことでございます。

○康村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

安中委員。

○安中委員 安中です。現在は、上牧町には家庭保育事業等は該当する施設がないと、先日お答えがありました。家庭的保育事業というのを調べましたら、1つの家庭に五、六人が最高の数でということを書いていたのを読みましたときに、この文章を、20人を15人という、倍以上の数が書かれてありますので、この違いを教えてくださいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○康村委員長 こども未来課長。

○木下こども未来課長 今お尋ねの件ですが、今回改正があるのは、3歳児さんと4歳児、5歳児さんの配置基準が変わったということでございます。家庭的保育事業を調べていただきますと、大抵はゼロ歳から2歳の施設ということで書かれていると思いますけども、この家庭的保育事業も、満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況、その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって、満3歳以上の児童について保育を行う場合はそれも保育できるということになっておりまして、3歳以上の幼児を保育できる場合の配置基準が変わっています。

○康村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第3号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

安中委員。

○安中委員 安中です。先日、上牧町立上牧中学校という名前について、議員からも、二中のほうを少し残してほしいとか云々のご発言がありましたが、もう一度、公募最終登録結果のサマリーの内訳をここでお話いただければと思いますので、お願いいたします。

○康村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、校名の公募最終投票結果のサマリーについてご説明させていただきます。

まず、住民に一般公募しまして、その中から最終5案を決定いたしまして、その5案の中から小・中学校の児童、生徒に最終投票していただいて、上牧中学校に決まったということでございます。

○康村委員長 安中委員。

○安中委員 そうですね。この公募の結果で内訳が、上牧が148、ささゆりが14、第三が13、上牧ささゆりが9、新上牧が9ということで、以下ずっとありまして、たくさんの方が上牧という言葉を選んだんです。私の住んでいるところは二小区なんです。今回、これを聞いたときに、反発じゃないけど、惜しむ心のご意見とか、いろいろ頂きましたけれども、それで、この質問をさせていただいているんですけども、これは子どもたちが純粋にこれがいいと思って公募結果で出された名前ですので、これを真摯に受け止められて、以後、上牧中学校ということで統一して気持ちを収めていただければと思って今回お話しさせていただきました。

以上です。

○康村委員長 ほかにございませんか。

服部委員。

○服部委員 服部です。よろしくお願いします。

上牧町立中学校設置条例の一部を改正する条例案なんですけれども、この条例、令和8年の4月1日から施行するとなっているんですが、今このタイミングで条例を一部改正する理由について説明をお願いいたします。

○康村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 新校舎建築に係る財源である国庫の負担金交付金を申請するに当たりまして、学校統合に関しまして、条例または規則で定めているということが要件になりますので、このたびの改正となりました。

○康村委員長 ほかに質疑ございませんか。

竹中委員。

○竹中委員 3番、竹中です。よろしくお願いします。

今、質問のあった件に併せまして、もう少し詳しく聞きたいんですけれども、今回の申請の理由が公立学校施設整備負担金の申請、それから学校施設環境改善交付金の申請がタイミングがあるということで、していただかなあかんと思いますので、よろしくお願いします。

併せてお聞きしたいのは、ずっと年末から年始にかけて、タウンミーティングで部長から説明がありました公的債です。これはこれで受けた上で、こういう2種類の負担金交付金も申請して受けるという理解でいいですか。

○康村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。

○康村委員長 竹中委員。

○竹中委員 この2つの負担金交付金ですけれども、どちらも国の制度ですね。幾ら受けられるのでしょうか。

○康村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 年度によって申請額は、進捗状況によって変わってくるんですけれども、国庫の歳入の予算として考えておりますのは、総額で1億1,800万程度というふうに考えております。

○康村委員長 竹中委員。

○竹中委員 今おっしゃいました1億1,800万、それは2つ合わせてということですか。

○康村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 負担金と交付金を合わせての額でございます。

○康村委員長 竹中委員。

○竹中委員 それは現在、6年度に受けるということですか。その辺、教えてください。

○康村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 工事の内容によりまして、6年度から9年度に分けて申請をいたします。

○康村委員長 竹中委員。

○竹中委員 承知しました。聞いておきます。

○康村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、理事者側から提出のあった本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものと決定を頂きまして、ありがとうございます。また、本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。
ありがとうございました。

○康村委員長 これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時30分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員長

康 村 昌 史

令和6年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年6月13日（木）午前10時開議

第 1 一般質問について

7番 遠 山 健太郎

3番 竹 中 亮 造

4番 安 中 和

1番 服 部 公 英

5番 東 初 子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	服部公英	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	遠山健太郎	８番	竹之内剛
９番	石丸典子	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	牧浦秀俊

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部長	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	寺口万佐代	教育部長	松井良明
総務部理事	高木真之	健康福祉部理事	林栄子
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長補佐	中岡篤
企画財政課長	中本義雄	まちづくり推進課長	細川夏人
建設環境課長	武安康至	上下水道課長	南浦伸介
税務課長	山本敏光	福祉課長	俵本大輔
教育総務課長	辻村純	社会教育課長	吉川信一郎

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書記	森本香寿美
書記	横田大樹	書記	林大貴

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（牧浦秀俊） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（牧浦秀俊） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠山 健太郎

○議長（牧浦秀俊） それでは、7番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（7番 遠山健太郎 登壇）

○7番（遠山健太郎） 皆さん、おはようございます。そして、YouTubeにて傍聴されている方、そして傍聴席の皆さんもおはようございます。上牧町議会、議席番号7番、遠山健太郎でございます。ただいま、議長より発言の許可を頂きましたので、通告書の記載に基づき、私自身34回目となります一般質問をさせていただきます。

久しぶりのトップバッターということで、身が引き締まる思いを感じながら、持ち時間60分を有効に活用し、しっかりと努めて果たしたいと思います。

さて、具体的な質疑に入る前に、改めて、ここで皆様に一言お礼を申し上げたいと思います。昨年、令和5年5月10日開催の臨時議会にて、上牧町議会の第55代議長に就任をし、先月5月10日の臨時議会までちょうど1年間、365日にわたり議長職を務めさせていただきました。議長就任までの2期8年、延べ3名の先輩議員の議長職を傍らで拝見し、令和2年度と3年度の2年間は、副議長としてそばでお支えをし、様々なことを学びました。そして、そこで勉強させていただいたことを実現しようと。多くの先輩同僚議員の方々のご理解と協力を仰ぎながら、昨年度の1年間、議長として過ごしてまいりました。その間、様々な取組をしてきましたが、少し例を挙げると、多様性を重視した会議規則や傍聴規則の改正、一般質問通告書のホームページでの公開、コロナ禍で中止していた対面による議会報告会や県外委員会研修の再開、自治会単位や幼稚園児による子ども議会の開催、県内外問わず、様々な地方議会との交流や視察研修の受入れ、理事者側との情報共有と住民の方々への開示を目的として、非公開の議員懇談会ではなく、全員協議会を増やすこと、そして、定例会ごとの議案説明会の復活など、1年間で多くの取組を実施させていただきました。県内外の様々な議会や議員の方々、多方面の関係者からも、上牧町議会の雰囲気が変わった、上牧町と上牧町議会は意思疎通もしっかりしていて、とてもすばらしい行政と議会の関係だと思うと広くお言葉を頂くことができました。また、このように多くの議会改革や取組ができたのも、ここにいる皆様のおかげと本当に感謝をしています。なかなか感謝の意をお伝えする場がこれまでありませんでしたので、この場をお借りして、お礼の言葉を述べさせていただきました。

さて、中国最初の歴史書『史記』に敗軍の将、兵を語らずという言葉があります。戦いに敗れた大将は兵法について語る資格はないという意味ですが、時に敗因を知ることは、後世に役立つはずであるとも言われています。戦国時代、最強とうたわれた大名たちでも、一度も破れたことのない武将はいないと言います。その失敗から再起をかけて立ち上がった名将や賢将もいることは、歴史が証明しています。令和6年度は、牧浦議長の下、私は1人の議員として、是々非々の立場で、これからも全ては上牧町のため、尽力していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。私の質問は大項目1つ、安全で安心な町上牧町となるためにです。

(1) 上牧町が定めている業務継続計画BCPについて。今年1月1日に発生した能登半

島地震の影響を受けて、去る3月議会の一般質問では、12名の議員のうち8名が災害対策の質問をするなど、多くの関心がありました。今回の私の一般質問の趣旨は、ここで改めて、災害時の役場機能について問うものです。

ここで、ユーチューブなどにより傍聴されている方々にはなじみのない言葉、業務継続計画、BCPについて、後に答弁にて説明があるかもしれませんが、ここで簡単にご説明します。業務継続計画、BCPとは、ビジネスコミュニティープランの略で、様々な制約がある災害発生下において、災害対応業務及び災害時において優先的に実施すべき通常業務を特定し、その業務継続に必要な資源の確保配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化などについて必要な措置を講じることによって、大規模災害時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした計画です。

まず1点目、策定に至った背景や目的について伺います。

2点目、内容について以下の点を伺います。①地域防災計画との関係、②基本方針、③非常時優先業務の考え方、④業務継続体制向上の考え方、⑤受援計画の策定、⑥今後のブラッシュアップ、更新、改定。

3点目、大規模災害の発生時には、議会との連絡調整も不可欠と考えます。大規模災害発生時において、同計画を基に、議会との連絡調整に対する方針を伺います。

4点目、同計画には主に、役場内の行政サービス低下を最低限にするための方策が規定されていますが、あえて住民への公表をすることによって、上牧町は災害に強い安全で安心な町という意識が醸成され则认为ます。そのためにも、同計画の公表をし、広く住民の方々へ周知することを提案しますが、方針を伺います。

次に（2）法令遵守に基づく取組について。

1点目、去る3月議会にて同様の通告をし、内部公益通報制度等に基づく条例整備については、早急に対応するという答弁を頂きました。具体的なスケジュールについて伺います。

2点目、法令遵守推進条例制定の先進地である磯城郡田原本町に行政視察に伺いました。その際、大変お世話になりました町長公室中辻公室長はじめ、人事課藤本課長様には貴重な時間を割いていただき、本当に丁寧に取り組などについてご教示いただきました。ありがとうございました。教示いただいた田原本町での取組の中で、内部公益通報制度と特定要求行為への対応については、過去の教訓などから、かなり踏み込んだ内容となっており、要綱やフローも充実しています。上牧町でも先進地事例を参考にしながら、上牧町は法令遵守推進での安全で安心な町として、法令遵守に向けて取り組むべきと考えますが、その所信を伺いま

す。

以上が一般質問の要旨です。再質問は質問者席からさせていただきます。質問はよりの確にし、時間短縮に努めたいと思いますので、理事者の皆様におかれましても、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 質問席に戻ってまいりました。

それでは、1つ目の上牧町業務継続計画の策定に至った背景や目的についてから順次答弁をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1つ目の策定に至った背景や目的について、ご回答させていただきます。

まず、背景につきましては、過去の地震等による大規模災害では、役場自身が被災し、庁舎の電気通信機器の使用不能により、災害時の対応に支障を来した事業が多く見受けられたということ。そうした中の状況でも、役場は災害応急対策や、災害からの復旧復興対策の主体として重要な役割を担うこととなる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えており、このために、大規模な災害に遭っても、業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えていくことが重要と指摘されたところでございます。この背景を受けまして、大規模災害時の発生により、役場機能が低下する中であっても、住民の生命、身体及び財産を保護し、住民生活への影響を最小限とするよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限、行政サービスを維持しつつ、可能な限り、早期に通常業務を復旧させることを目的としたものでございまして、本町におきましては、2019年、平成31年3月に策定しているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 今は背景で、目的の部分はまだこれからかなと。今、少し目的の話もあったかなと思うんですけど、続いて目的も一緒に答弁いただいていいですか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 先ほど少し目的についてもお答え等をさせていただいております、また、重複してお答えになって申し訳ございませんが、大規模災害の発生によりまして、役場機能が低下する中にありましても、迅速に災害復旧、応急対応業務を開始するとともに最低限の行政サービスを維持しつつ、可能な限り早期に通常業務を復旧させることを目的とした

ものでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 今のお話を簡単にまとめますと、先ほど、私、あちらの席で、業務継続計画というのは何なのかという話をしたのと同じように、通常の役場の業務があるんですけど、災害が発生したときには、災害発生した独特の業務があるんですよね。例えば、避難所の開設であるとか、あとは罹災証明書の発行とか、そういう業務が増えてきたときに、何を優先するか。そして、通常業務の中でも、これは今回、災害発生時にやめておこうと。その中でどういうものが、最低限やらなきゃいけないことだということを考える、それを、役場機能を維持するために策定したということで、背景と目的について伺ったというふうに思います。

では、内容について見ていきたいと思うんですが、まず、①番、地域防災計画、同じ計画って名前がつくんで分かりにくいかなというのも踏まえて、地域防災計画との関係についての説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 地域防災計画との関係について、ご回答させていただきます。地域防災計画におきましては、国の災害対策基本法第42条に規定がございまして、これに基づき、防災計画を策定することとなっておりますのでございまして、内容と計画といたしましては、災害時から住民の生命、身体及び財産を守るために、町や防災関係機関等が災害予防、応急対策及び復旧、復興に関し、実施すべき業務を定めたものでございます。

もう1つ、先ほどからご質問いただいております業務継続計画につきましては、先ほどから議員でご指摘いただいているとおり、災害時における非常時優先業務等を具体的に定めたものでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） この質問に先立ちまして、昨日、議会事務局を通じて、議員の方々には上牧町業務継続計画をタブレットに配信していただいているので、ご覧いただければと思うので、その2ページ、3ページに、地域防災計画との関係というのもあるんですが、計画というのは名前がかぶるので分かりにくいと思ったのでまとめますと、地域防災計画というのは、災害対策基本法という法律に基づいて、防災会議で策定する法定計画ですよ。災害予防とか応急対策、復旧復興に関し実施すべき業務を定めた大きな計画、一方、業務継続計画というのは、役場の運営に関して、先ほど説明がありましたけども、非常時優先業務な

どを定める、ここに特化した計画と認識をしています。そういう説明があったと思います。

では、次に、上牧町の業務継続計画を策定するに当たっての基本方針について、説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 本町の基本方針といたしましては、大規模災害時においても、住民の生命、財産、経済活動等を守ることが重要な任務であることから、その業務を継続するに当たりまして、本町といたしまして、方針3点を定めておるところでございます。

まず、1点目といたしましては、発災から72時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点を置き、住民の生命、身体、財産を守るための業務を最優先と実施するとしております。2点目といたしましては、業務継続に必要な資源の確保及び職員の災害対応能力の向上を図る、3点目といたしましては、計画の課題と対策の進捗状況を随時検証し、見直しを継続的に行うという、3つの基本方針を定めているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。業務継続計画の5ページに記載をされている内容だと思いますけども、基本方針については、大きく3点あるという説明を頂きました。

まず1つ目が、何より発生から72時間、3日間は人命に係る災害緊急業務に重点を置く、そして、業務を継続するために必要な資源の確保や職員の能力向上を図る、これは2点目。3点目が、継続的に見直しを行う、これが基本方針の大きな3つ目と聞きました。

この基本方針3つを基に、以下の点を伺っていきたいと思うんですが、まず、基本方針の1つ目ということで、発災後3日間の間は、まず、人命に係る緊急業務を重点に置くというお話だったんですが、非常時の優先業務に対する考え方が重要となってくると思います。

③非常時優先業務の考え方について説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 非常時の優先業務ということですが、災害時においてのみ発生する業務、例えば避難所の運営、救援物資の受入れ、搬送、罹災証明発行等の応急業務等、優先的通常業務の中においても、災害時においても、継続的に早期に再開すべき業務がございます。例えば、通常ごみの処理、戸籍の審査受理、感染症対策、防疫等の住民の健康管理等がございます。あらかじめ優先的に実施すべき業務を洗い出しさせていただきまして、その内容業務を絞り込んだ形で選定をさせていただいたということで、この考えを基に、非常時優先業務を選定させていただきまして、計画に盛り込んでいるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 非常時優先業務、これ、業務継続計画の12ページに記載がされているものだと思うんですが、簡単にまとめますと、まずは災害復旧のための応急業務です。避難所の設置であるとか災害対策本部の設置、それプラス、優先的にやることとして、先ほどもありましたが、ごみの処理であるとか、戸籍の審査受理とか、こういう最低限といいますかどうしてもやらなきゃいけないことを、上牧町としては、非常時優先業務と定めているという事で伺いがありました。

では次に、基本方針の2つ目にもありましたけども、業務継続体制向上の考え方、これについての説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 業務継続体制向上の考え方についてご回答させていただきます。業務継続計画は、一旦策定すれば、災害時の業務継続体制が整うものではございません。発災時に的確に業務を継続するためにも、業務継続体制について検討した内容等、職員等に周知浸透させ、さらに発災時において実際に行動できるよう、対応能力の向上を図ることが重要であると考えているところでございます。また、非常時優先業務により、詳細な検討や資源確保のための事前対策の実施、定期的な計画の改定を繰り返していくことが重要であるとも考えているところでございます。その過程が、業務継続計画の体制の向上につながっていくというふうにも考えているところでございまして、したがって、業務継続計画の向上を図るためにも、教育訓練や計画の検証、実行等を通じて、課題の検討を行いながら、PDCAサイクルによる継続的改善に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 業務継続体制の向上は、業務継続計画の52ページに書いてありますけども、業務継続体制というのは、つくればいいというわけではなくて、今、部長説明ありましたとおり、常に見直しをしたり、時代にといいですか、その時期に合った不断の見直し、そして、計画の実施や改定であるとか、周知というのが必要だという説明がありました。

では、次に⑤の受援計画の策定についてですけども、受援計画、見慣れない言葉なんですけど、受援というのは、応援に駆けつけた部署などに業務を任せることが業務、その業務を計画しておくのが受援計画という認識をしています。非常時において、通常の業務以外の業務を応援に行く場合があると思います。例えば、総務課の業務が手いっぱいの場合に、総務課の仕事でほかの部署に任せられることを選別、例えば教育委員会であったり、福祉部門で

あったり、その計画を立てるのが受援計画です。この受援計画については、策定の状況が総務省のホームページで公開されています。ちょっと話が戻りますけど、業務継続計画については、総務省が推奨したこともありまして、これもホームページで公開されているんですが、1,700以上ある市町村で100%の計画策定になっているんですが、この受援計画については、上牧町ではまだ策定はされていないと思います。これ、ホームページにも公開されていますけど、今後の取組について教えていただけますでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 受援計画の策定についてでございますが、今、遠山議員ご指摘のとおり、受援計画については、まだ策定はできてないのは現状でございます。ただ、業務継続計画の中に、受援業務という形で、A、Bというような形で、少し計画の中ではこういう業務は対応可能でありますという形の分は、明記等はさせていただいておりますが、いざそれをしてもらうに当たっても、今言う受援計画等ができておりませんので、今年度におきまして、業務継続計画についても、あと、少し答えと、今後のブラッシュアップにも少し関わってくるんですが、今回、計画の見直し等も予定しておりますので、この辺につきましても、本年度中に併せて策定をするということで、現在、取り組んでいるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。受援計画については、次の⑥にも追随することですけども、受援計画についても、今年度実施するというので、お話を頂きました。

では、今ありましたけども、今後のブラッシュアップ、この業務継続計画、策定後数年経過していますし、担当課の名前が昔の名前のままになっていたりということもありますので、今後のブラッシュアップ更新改定についての説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） それでは、今後のブラッシュアップについての回答でございます。

先ほども述べさせていただきましたように、業務継続計画策定後、この部分についての見直し、改定というのができておりません。実情、議員おっしゃっていただきましたように、組織改革等もさせていただき、業務内容も少し変わっておるんですが、作成当時のままということでございますので、今年度、改めて、先ほど言いましたように、受援計画と併せ、また、防災計画の見直し等についても、今年度予定をしておるところでございますので、そういう全体的な計画と併せて、これにつきましても、今年度、改正したいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ぜひお願いします。繰り返しになりますけれども、基本方針の3つ目に、不断の見直し、継続的な見直しって書いてあるので、今年度中、やっていただけるということでお約束いただいたと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

以上、内容について主なものを説明いただきました。この内容の公表については、後ほど提案することとして、次に行きます。

次の項目なのですが、今回の私の質問の中でもメインイベントの1つと思っています。議会議員の発災時の行動計画にも関わることなので、ぜひとも議員の皆さんにも聞いていただきたいというふうに思います。

3番、大規模災害の発生時には、議会との連絡調整も不可欠と考えます。大規模災害発生時において、同計画を基に、議会との連絡調整に対する方針を伺います。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 同計画を基に、議会との連絡調整に対する方針という部分についてのご回答でございます。現計画におきましても、議会事務局の応急業務の中に、議会との連絡調整に関すること、また、町災害対策本部との連携体制の確保ということで定めておりますが、今後、より具体的な協力、連携体制を整える必要があると考えているところでございます。特に、災害発生時の初期においては、災害対策本部は、職員が災害情報の収集や応急対応業務等に奔走し、混乱状態にあることが予想されます。その中で、議会と執行機関はそれぞれの役割を踏まえた上で、情報の共有を主体とする協力、連携体制を整え、災害対応に当たる必要があると考えておるところでございます。議会ともより一層の連携体制の強化を図るためにも、議会におきましての業務継続計画等を作成するなどしていただきまして、議会においても、体制の整備をお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 答弁いただきました。昨年度、私、北葛城郡議長会の副会長を務めさせていただいたので、昨年秋だったと思いますが、奈良県町村議長会の役員として、三重県明和町に、議会の災害対策について県外視察研修に伺いました。その際に、議会の業務継続計画策定の重要性を聞き、ぜひとも上牧町でも策定をしたいと考えて、さきの議長選挙で大きな選挙公約、実施したい事項としてお示しをさせていただきました。残念ながら、今年度、指導的に策定することはかないませんでした。今、部長から説明ありましたとおり、町の業務継続計画、15ページに議会との連絡調整に関することと記載がある以上、また、今、部

長から答弁いただきましたけども、議会としても、業務継続計画を策定していただきたいというお話がありましたので、早期に策定すべきだと改めて感じています。

また、明和町で話を伺ったところによると、議会の業務継続計画の真の目的の1つとして、発災時に、議会での情報入手窓口を一元化するという目的もあるようです。今、部長からも説明がありましたとおり、大災害が発生した際には、役場内の業務は多忙を極めます。その際に、議員一人一人が担当課に、個別に被害発生状況や避難体制について確認すると大変なことになります。また、自治会役員と議員を兼務されている議員が、災害発生時にどちらを優先すべきなのかを規定することにより、自治会単位におきましても、より円滑な災害時の対応が可能となります。いずれにしても、上牧町議会として、この業務継続計画の策定が急務であることはよく理解できましたので、牧浦議長にはぜひとも指導的に、この計画策定にご尽力いただくことをお願いして、次に進みます。

4番、業務継続計画には、主に役場内の行政サービス低下を最低限するための方策、つまり、役場内のルールが規定されているんです。ですが、あえてこれを住民への公表することによって、上牧町は災害に強い安全で安心な町という意識が醸成されると考えます。そのためにも、この計画はぜひ公表して、広く住民の方々へ周知することを提案しますが、その方針を伺います。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員にご指摘を頂きましたとおり、災害時における業務継続計画につきましては、町の職員が実施するための計画であったということで、現状、公表はしておりませんでした。ただ、今、議員ご指摘のとおり、住民の方々にそういう計画をちゃんと上牧町としてもできている、しているというの、周知する必要があると、また、重要であるとも考えておるところでございますので、今後はこの業務継続計画等策定をさせ、改定をさせていただいた後、また、受援計画等についても併せて公表するような形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 満額回答ありがとうございます。ホームページで、ネットでグーグルとかでググってみると、業務継続計画、自治体って書くと、結構な自治体の業務継続計画が出てくるんです。上牧町は出てこないの、上牧町は策定しないのではないのかなというふうに思われるのではなくて、しっかり策定はしているわけですから、これはやはり、周知をしていただきたいというふうに思いますので、今、お話がありましたけども、今年度、この

改定、そして先ほど受援計画の策定も含めて見直しを図り、公開していただけるということでした。また、公開をすると、やっぱり見直しをしていかなきゃいけないという意識の醸成にもなるかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次に、大きな2つ目に移ります。(2)番です。法令遵守に基づく取組についてということで、1番、法令遵守に基づく条例の整備について、具体的なスケジュールについて説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部理事。

○総務部理事（高木真之） お答えをいたします。

内部公益通報制度等に関する条例整備等の具体的なスケジュールについてのご質問でございますが、仮称ではございますけれども、上牧町法令遵守推進条例と題しまして、不当要求行為、内部公益通報、また、これらの行為等に対応するための委員会の設置や行為等の公表などを網羅した条例制定を、現在進めているところでございます。これらの条例につきましては、令和6年9月議会に議案として上程させていただきたいと思っております。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 3月の議会で私お話をさせてもらって、具体的なスケジュールまで踏み込んで聞かなかったんですけども、今、総務部理事のお話を伺いますと、この次の9月議会に、法令遵守推進条例、仮称になると思いますけど、制定をしていただける上程があるということで、本当にありがたく思います。その条例の中身については、次の9月議会ですっかり議論をしていきたいというふうに思います。

上牧町まちづくり基本条例制定後、本当に長い年月がたちまして、私、この上牧町まちづくり基本条例の制定に関わった人間としては、この法令遵守につく条例というのを制定しなければいけないということで、条例に規定されていますので、ようやく道筋が見えてきたことに本当に心からうれしく思います。ありがとうございます。9月議会まで、まだ残り数か月ありますので、しっかり取組をされることをお願いしたいと思います。

では、最後にその取組方法として、2番、先進地事例なども参考にしながら、上牧町は法令遵守推進の安全で安心な町として、法令遵守に向けた取組をすべきと思いますが、その所信を伺います。

○議長（牧浦秀俊） 総務部理事。

○総務部理事（高木真之） 上牧町におきましては、これまでもまちづくりの最高規範である、

まちづくり基本条例を基に法律等を遵守し、安全で安心なまちづくりを行ってきたところでございます。今後も変わらず、法令遵守に取り組んでいく所存ではございますが、より公平性及び透明性を確保いたしまして、職員の公正な職務執行や、町民の信託に応える町政を確立する観点から、条例を制定し、法令遵守体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） 所信を頂きまして、ありがとうございます。仮称法令遵守推進条例については、絵に描いた餅では決していけない条例ですよね。広く周知されて、遵守するという機運が醸成されることが大切だと思います。この9月議会で上程されるということなので、もうあと2か月半、3か月ぐらいなので、広く住民の方から、策定段階の意見を募る、例えば、検討委員会をつくったり、パブリックコメントの意見を募ることはかなわないと思います。ただ、制定に際して、せいぜい、条例ができた暁には、概要版をつくるのはちょっとお金がかかるかもしれないんですが、ホームページでこの条例についての説明なども、周知の方法など、先進事例、たくさんありますし、田原本町ではフローもあるんです。発見してからどういう形で流れるかとか、そういうフローとかも公開をしていただいて、ぜひ、皆さんに見ていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（牧浦秀俊） 総務部理事。

○総務部理事（高木真之） ただいま遠山議員おっしゃっていただきました窓口に対してのフローであるとか、先進地である田原本町の意見であるとか、また、参考にさせていただきまして、議決後はポイントの解説であるとか、そういったことで、町のホームページ、また、広報等で周知をしていきたいと思っております。

○議長（牧浦秀俊） 遠山議員。

○7番（遠山健太郎） ありがとうございます。理事の言葉がすごい立派でりりしくて、僕も思わず声を張ってしゃべってしまうんですけども、今後の議会で、多分初めての、そちらの答弁ということで、本当にありがとうございました。

この6月議会は梅雨の時期でもあり、これから来る台風などによる大雨や、いつ起きるか分からない災害対策等も踏まえ、また、一般質問の補正審議でも、子どもたちのためを中心とした安全で安心な町のためを念頭に質問をさせていただきました。理事者の皆様の町民を思い、真剣で熱心な取組に感謝するとともに、これからも上牧町のためにご尽力いただくことをお願いして、私自身34回目の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、7番、遠山議員の一般質問を終わります。

これから休憩に入ります。再開については10時45分をお願いいたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。

◇

◇竹 中 亮 造

○議長（牧浦秀俊） 次に、3番、竹中議員の発言を許します。

竹中議員。

（3番 竹中亮造 登壇）

○3番（竹中亮造） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、竹中亮造です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。よろしくお願いします。

まず、一般質問通告書の要旨の部分を読み上げさせていただきます。再質問は質問者席で行います。

では、要旨の部分を読み上げます。1、町内運動施設の利用状況における課題について。市民スポーツの盛んな上牧町では、多世代の住民が町営の運動施設を日常的に利用する姿が見られる。健康増進や生活満足度の向上に役立ち、住民福祉の面からも好ましい。しかし、利用者の観点に立つと、課題（問題点）も少なからずあり、短期、長期で課題解決に取り組み、よりよい環境整備を図るべきである。今回、利用者からの声が上がっているテニスコート及び第一体育館の課題について、提案も含め、質問する。

（1）テニスコートについて。土日祝祭日は非常に混雑する。少ない面数に多くの利用者がプレーする状況で、利用者間でストレスが生まれている。そこで提案は、1、町民優先のコート貸出しを。これは短期的に。2番目としまして、長期的には、テニスコートの面数の絶対的不足の解消を。

（2）第一体育館の天井の傷みについて。

①第一体育館の天井の傷み（天井材の剥がれ）が目立つ。補修が必要と考えるが、実施計

画（日程）は。

②、実施の場合、補修方法と利用制限の期間は。

2つ目の大きな質問です。旧レインボー西大和の今後について。旧レインボー西大和の解体工事が始まった。廃墟のような状態が長らく続いたので、新しい開発には住民の関心と期待が大きく、問合せも多い。民間企業の動きではあるが、町も強い関心を持っていると思うので、以下2点から質問をする。

1、更地になった後、同地はどのような開発がなされるのか。望ましい都市計画の観点から、今日の時点で、6月13日、本日、町がつかんでいる情報と展望を聞かせてほしい。

2、長らく同施設を所有していた企業は、固定資産税を長期間滞納し、町財政に大きな負担を課してきた（大型滞納）。健全な財政の基盤となる徴税の観点から、過去の滞納分も含め、現在及び将来の徴税方針を聞かせてほしい。

以上が一般質問の通告書の要旨です。再質問に関しましては質問者席から行わせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） では、1つ目の質問からさせていただきます。

まず、テニスコート等の現状から質問させていただきます。土日祝祭日、非常に住民さんの利用が多くて、テニスコートが混雑している、これは非常に喜ばしいことだと思うんです。それだけ住民さんの利用が多くて、喜んでプレーされている姿が見られるわけですから、非常に歓迎すべきことだと思っています。しかしながら、少ない面数に多くの利用者がプレーする状況で、利用者の間では、ストレスといいますか、不満が生まれている状況があります。私は席上で言いましたように、町民優先のコートの貸出しを早急に取り組んでももらいたいということで、今回、提案も含めて質問させてもらっています。その前提となる、現在のテニスコートの状況の確認ですけれども、現在、町営コートは町外の方にもフリーで貸出しをしている状況になっていると思います。それをまず確認、どうでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、町民テニスコートにつきましては、町民のみならず、町外の方、とりわけ北葛が多いのですが、ご利用も頂いているという状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 今、部長が言われたとおりで、町外の方も利用されているという、一応、私、調べさせてもらったんですけれども、北葛の3町、王寺町、河合町、それから広陵町で

は、住民の方のみの貸出しになっている、住民の方って、その住民は在住在勤の方というふうに聞いているんですけれども、そのことは、上牧町のほうはご存じでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのことは承知しておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 非常に混雑している上に、町外の方も利用されているということで、改善していかなければならないと私は考えているんです。3つの案を考えたんですけれども、それぞれに対して、町のお考え、聞きたいと思っています。

まず、1つ目には、案1としまして、上牧町も近隣の町、特に北葛3町と同じようなルールにしてはどうか、これ、検討の余地があると思うんですけれども、まず、そこから聞かせていただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、テニスコートに係る町民優先の貸出し、案1ということでございますが、上牧町も近隣の町と歩調、いわゆるルールを合わせてはどうかというご提案だったと思います。近隣町、とりわけ本町以外の北葛城郡3町における公設テニスコートの利用の範囲につきましては、町内在住、または在勤者に限定しているという認識は、先ほど回答させていただいたとおりです。このことにつきましては、各町の実情や利用者ニーズによるそれぞれのお考えにより、ご対応を頂いているものと承知をしているところでございます。

一方、本町におきましては、従前から町外在住、または在勤者に限定せず、町外の方にもご利用いただいている状況でございまして、また、この運用につきましては、本町のまちづくりにおける最高規範性を有するまちづくり基本条例第2条第1号において、町民の範囲を、町に関心のある者も含めて幅広く規定をしているということにも整合しているものと認識しているところでございます。

また、すむ・奈良・ほっかつ！プロジェクトと広域連携を視野に取り組んでいる本町といたしましては、当該テニスコートの利用範囲に係る限定を町内に限定するというような近隣町との統一性を担保することについては、現状では考えていないというのは、町としての考え方でございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） この件に関しましては、部長とも何度も意見交換させていただきました。

結果としまして、現状、住民優先になっていない、住民さんにしわ寄せが来ているということで、考え方としましては、私も理解できる面もあるんです。上牧町のまちづくり基本条例が非常に高い理想の下で書かれているという、それをまさに実践されているんだろうとは思いますが、そういう意味では、ある意味、理想的な方法を他の町より先にやっているというふうには取れない面もあるという、そこは、だから全面否定するわけではないんですけれども、そうとも捉えられるかなとは思っています。であるならば、僕は、周辺の3つの町にも、そういう機会があれば、上牧町から提案すればいいと思うんです。上牧町はオープンにしているんですけれども、王寺町も河合町も広陵町も、ぜひオープンにしてくださいと。地方自治だから、決定は町それぞれでされると思うんですけれども、でも、提案ぐらいしたらどうかというふうには思うんですけれども、お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、議員もご承知だと思いますけども、文化センター及び体育館については、北葛のエリアというよりも大きいエリアの中で、相互利用等も模索、検討しておりますので、そのことに併せても、当町がやっている運用について、先ほども話を回答させていただきましたが、当初と同様の事情ではないので、その辺、押しつけということではないんですけど、今後の一定の方向性を見定める上においては、北葛エリアでお使いいただくと、体制づくりについても検討することが必要であるという認識をしております。

併せまして、先ほど、住民の方優先という話もございましたが、当然、地方自治法に規定する住民、上牧町にお住まいの方を最優先に考えているという考え方に寸分の狂いもございませんし、ただ、当町が制定しておりますまちづくり基本条例においては、町外の方についても、関心のおありの方については、積極的に参画いただくということも、うちの特殊な事情としてございますので、その辺については、議員ご理解を頂けたらというふうには考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） それについてはお聞きしておきます。

そしたら、案の2つ目としまして、こんな方法もあるんじゃないかということで、テニスコートの貸出し料金を差別化する、二重料金にする、住民さんの貸出しは従来どおりにする。例えば、町外の方には高い設定をする。そういうケースというのは、僕、よくあると思うんです。基本的にオープンしたらいいと思っているんです。現に、町営プールが今、住民さんの入場料と、町外の方の入場料を二重価格制にしている。よく、奈良県のほかの市町村で、

新しい、その施設などをつくった場合は、特に今、人気の高いことが予測される、樫原市だったと思うんですけども、ミニサッカーのコート、新しくつくるということでつくって、樫原市の方と市外の方は、3倍の料金差をつけているというケースが、新聞報道でありましたけれども、そんなことも、上牧町においては検討できるんじゃないかなというふうに思うんですけど、それについては、いかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、提案2の上牧町の住民と町外の方との料金体系における区分、差別化というご提案だったと思っております。

本町のテニスコートにつきましては、設置当初から現在に至るまで、使用料の改定は行っていない状況でございます。当町では、テニスコートのみならず、他の体育施設の使用料についても、一定見直す時期に来ているのかなという認識をしております。今後におきましては、現在の使用料が適正なものであるかどうか、近隣市町の使用料の状況なども調査、研究をさせていただきながら、必要に応じ、検討委員会等も立ち上げ、検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。当該町内町外の料金の差については、その議論の中で検討していくべきことであるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 1つの現実的な回答になると思うんです。ぜひ、公共施設の使用料の改定のときには私ご提案させていただきましたので、俎上に乗せていただきまして、二重価格というのは、別に悪いことでも何でもありませんので、十分検討していただきたいと思います。

今2つ、私が質問させていただきましたのは、条例改定も必要というふうに思いますので、多分、その迅速な解決に、時間がかかりかかるように思いますので、もう1つ、現行のルールの中で、受付方法の工夫で、実質的な住民優先を図ってもらうということ、これも考えてくださいと申し入れたんですけども、それについての回答をよろしくお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本町の現状といたしまして、町民テニスコートを使用いただく際につきましては、使用許可申請書を使用日の前月の1日までに教育委員会に提出していただいているという運用をしているところでございます。町内の方には少しでも早期の、当該予約を受け付けると、優先的な配慮につきましては、前向きに検討をさせていただきたいと思っております。可能な限り早期に、一旦は試用的な運用を経て、憂慮すべきことや支障がなけ

れば、正式運用につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。現実的には、今、部長おっしゃった方法が早いかなと思いますので、試験的運用は、もうそれでいいかなと思うんですけども、そこから、特に問題がなければ、本格運用という形で、実質的にやっぱり住民さんの気持ち、感情の問題もありますし、納税者ですから、目に見える解決策は講じていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

そしたら、2つ目、このテニスコートに関することですけども、今申し上げましたのは、短期的な解決策で、もう少し、長期で見通して、この問題、解決していくということで、提案させていただきたいと思います。これにつきましては、今後、廃校が決まっています第二中学校が、防災と生涯教育の拠点になるというふうに、正式ではないですけども、そういうふうな大構想を持っておられると聞いております。防災のほうは有事と、生涯教育のほうは平時、体育施設だとか、あるいは社会教育施設として、大いに使っていくべきだと思いますし、今後、その方向で、上牧町が動いていっていただくことに、大変期待を持っています。その方向に動くのでしたら、大賛成であるところですけども、それで、上牧町のコートの問題ですけども、現在、町民に貸し出すコート、6面体制でされています。その6面体制のうち、第2コート2面、いわゆる釘池コートって利用者さん、皆さん言うてはるんですけども、この釘池コートが河合町のコートで、それを長期間借用しているというふうに聞いております。結局、2面借りているということは、もう絶対的に足りてないという証拠やと思うんです。今後、第二中学校が生涯教育の拠点化をもし考えておられるのでしたら、ぜひそこに、今、不足しているテニスコート、できたら4面、2面返すとして、借りているものはやっぱり返さなあかんわけですから、そしたら、現在6面体制でやっている人気のあるテニスコート、これが8面体制でできるのではないかというふうに考えております。

それから、そのように考える根拠も上げておきたいんですけども、まず、基本的には、上牧町、非常に人口比で考えても、テニスの利用者、愛好者が非常に多い、これ僕、間違いないと思うんです。住宅街の町で、テニスの愛好者が多い。私自身、時々平日に行くんですけども、毎日のように、平日の場合はシニアの方が利用されている。土日に関して言えば、現役世代の方、若い世代の方が使っていて、大体天気の日でしたら、駐車場はもう満杯で、入り切れずに、第3コートで言いましたら、進入路の坂のところまでずらっと、場合によっては、その上のところまで含めて車が並び、利用者が利用されている、これはすごく好まし

いことやと思うんですけれども、そういう状況を解消するためにも、8面あっても、全然、過剰なことはないですし、非常に、そういう高い要望、高い需要に対して応えることができるのではないかとこのように考えますので、ぜひ検討してほしい。

それから、もう1つ、テニスの基盤で言いましたら、県内では珍しく、上牧中学校に硬式のテニス部があったり、あるいは、地域の住民さんが中心になって、小学生のジュニアの育成なんかもやっていたりして、将来にわたりまして、テニスコートの需要、利用というのは、絶対見込めると思うんです。そういう背景もありますので、それは知っておいてほしい。

それから、つい先日、先月の半ば、郡のテニス大会がありまして、上牧町、優勝されました。これはそれだけプレーヤーが多くて、結構レベルも高くて、聞きましたら、今年だけじゃなくて、このところずっと上牧町が優勝しているというふうなお話でした。そういうふうなことも鑑みて、今後のコート整備を、特に第二中学校の跡地、検討していただけたらというふうに、今、結論的な回答は無理やとは思いますが、積極的に検討していただきたいというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ただいま上牧第二中学校が廃校となった後においての、当該学校でのテニスコートの整備についてのご質問だったというふうに思っております。統合後の上牧第二中学校の利活用につきましては、生涯学習や社会スポーツ及び防災拠点としての活用に関する構想、または方向性につきましては、町長からお示しをしているところでございますが、その全容について、現時点で確定しているというわけではございません。議員ご提案の上牧第二中学校に現存する3面のテニスコートを、統合後は町民テニスコートとして再整備することについては、意義深いものであるというふうに考えておりますが、今後、利用者のニーズの分析はもちろん、近隣住民の方、とりわけアクセスルートとなる友が丘地区の地域の方々の意見を聴取させていただきながら、慎重に検討していくべき課題であるというふうに認識をしているところでございます。仮に、上牧第二中学校のテニスコートを町民テニスコートとして位置づける場合においては、現状の3面を再整備するのか、議員ご提案の4面に拡充して整備をするのかということについても、検討すべき課題がございますし、また、町内におけるテニスコートの種類についても、ニーズに即した形で検討していく必要があると認識しておりますので、引き続き、このことについては、町内におけるテニス人口が多いという議員からのお話もございましたので、そのことも含めて、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 長期的な面に関しましては、またこちらからも意見を述べさせていただきたいと思います。できるだけ、住民さんに喜んでスポーツを楽しんでいただく、特に、人気のテニスに関しては、不自由なくプレーを楽しんでもらえる環境整備を、ぜひお願いしたいと思います。では、この件に関しましては、これぐらいにします。

2つ目の町営の運動施設についての質問ですけれども、第一体育館の天井の状態なんですけれども、これ、かなり長い期間、天井材が剥がれ落ちていて、よくないんじゃないかなというふうに、以前から思っていました。直ちにそれが事故につながるとか、そんなのではないと思うんですけれども、非常に見た目も悪い。かなり歴史のある古い施設でもありますので、やはりちゃんとした整備を定期的にしていただきたいものだというふうに思っていました。せんだっての、この議会ではないです、その前の議会やったと思うんですけれども、議員懇談会のときに質問をさせてもらいました。その後、どうなっているのか、補修の計画、これについて答弁いただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ただいま議員ご指摘の第一町民体育館の天井の傷みにつきましては、天井の被覆材が剥がれている状況は確認しておりまして、本年度、令和6年度当初予算に計上させていただき、6月中には、補修が完了することになっているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 安心しました。それに関しまして、体育館閉鎖する期間とか、そういうのは大丈夫なんでしょうか。もしあればお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 若干補修の方法について説明をさせていただきます。当該体育館の天井につきましては、経年劣化により被覆材の剥がれが生じております。落下による危険等はないというふうに認識をしておりますが、美観上好ましくない状態であることから、剥離している被覆材を撤去することにしております。当該補修に関しましては、1週間程度で完了するというふうに業者から聞き及んでいるところでございまして、日程が決まり次第、利用いただける方々について個別にご案内をさせていただくのと同時に、町ホームページ、LINE等によりお知らせをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 安心しました。ぜひよろしくお願いします。そうしましたら、体育施設

に関する質問はこれで終わります。

2つ目の大きな質問をさせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 旧レインボー西大和の今後についてですけれども、既にレインボー西大和の解体工事が大々的に行われています。同地域は、もう長い間、廃墟のような状態が続いていまして、多くの住民さんが残念な状況やなという感想を持っておられると思います。私自身も、非常に強くそれを思っておりまして、解体工事が始まって、今後、新しい開発が行われていくんだろうということで、言うならば、住民さんの期待がやっぱり大きいと思うんです。そういう意味では、少し霧が晴れた状態で、まず、あそこがきれいな更地になるということは、非常に好ましいことだと思っています。

今後の動きですけれども、民間企業の動きですので、町が直接関与しているということではないというのは、もちろん百も承知で聞いているんですけれども、都市計画、それからまちづくりという観点から、かつては、あそこが一番大きな町内の商業施設で、にぎわったところで、町の第5次総合計画の中でも、あそこは商業施設のゾーンとして指定されていると思います。ここがまた、再生されるということが非常に期待される場所ですけれども、まず第一に、現状、今日の時点で、今後どうなるかというのは、もしつかんでいたら、町のほうが一番早いと思いますので、教えてください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 今日の時点でどうだということでございます。今の時点ではないという答えしかありませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） もうないものは仕方ないと思うんですけれども、今、部長からもらいました第5次総合計画によりますと、あの部分は、生活大通りという大きな指定があり、そして、商業サービス拠点という指定もされている。商業サービスゾーンというのが、もらった資料では、町内4か所あって、1か所は片岡台のセントラルヒルズのあたり、1か所はラスパの周辺、1か所は上新電機とか、それからスーパーおくやまなんかがあるあたりということで、それぞれ町のにぎわいを見せて、住民さんにも親しまれているところだと思うんですけれども、今見えてます旧レインボーのところが非常に残念な状況で、総合計画はあるんですけども、ずっと閉店状態で、廃墟のような状態が続いていた。後で言いますけれども、それだけで済まなくて、物すごい大きな税金の滞納があったということで、それはまた後で

聞かせてもらいます。

そこで、この地の現状では情報がつかめていないという前提でお聞かせいただきますけれども、まず、あそこの用途地域と高さ制限はどういうふうになっているのか、それを教えてください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 現地の用途地域につきましては、近隣商業地域というふうになっております。そして、高さ制限につきましては、20メートルということになっております。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 基本的には、商業施設がそこに出店をして、商売をすることを想定されている場所であるというふうに思っているんですけども、第5次総合計画も順次見直しで、古くからあったのを、年度ごとに見直しをしているということだそうなんですけれども、これは僕個人の考えです、僕個人の願望に近い面があるんですけども、あそこなんか、最近、今後の上牧町の将来の人口減少なんかを考えたら、住宅地になったりだとか、あるいはその高さ制限の許される範囲内で、中層のマンションなんかになって、定着人口が増えたらいいんじゃないかなというふうに思ったりするんです。それがまた、将来の上牧町の発展にも資するんじゃないかなとは思っているんですけども、そういう住宅地だとか、あるいは中層のマンションだとか、これは法的には大丈夫なんですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） いわゆる近隣商業地域でございまして、これにつきましては、一般的な一戸建て住宅と、そしてマンションをはじめ、店舗、そして事務所など、一部の建物を除き、ほとんどの建物が建てることができるという状況になってございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。そうは言いましても、やっぱり可能性としては、商業施設の可能性が高いのかなというふうに想像しているんですけども、その場合、やはり住民さんの期待が大きいという、期待とともにやっぱり不安も大きいと思うんです。また、出退店の多い、店出したけれども、経営が傾いてすぐ撤退するやとか、納税を滞らせるとか、そういうふうなことがあつては、住民さんの期待がしぼんでしまいますので、今後の上牧町の発展に資するものが来てほしいと。それに対して、ただ見守るだけじゃなくて、僕が思っているのは、町としても、法の許す範囲で、好ましいまちづくり発展に関与していけるような取組を期待しています。その点に関しまして、都市計画の長である部長、どういうふう

お考えでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 今、議員いろいろご指摘いただいている部分でもございますが、上牧町第5次総合計画、そしてまた、都市計画のマスタープランにおきましても、その当該場所につきましては、医療、商業機能が集約する本町を南北に縦断する都市計画道路、下牧高田線の一帯を日常生活における中心機能を担う都市軸ということで、生活大通りという位置づけがされておるところでございます。そこにつきましては、日常生活の利便性の向上、及びにぎわいの創出を図ることとしているという計画でございます。こういうことも踏まえて、町といたしましては、この地区の特性に合わせたまちづくりの推進をするとともに、住環境の保護、そして調和に配慮して、地域住民の生活利便性の向上に貢献する施設と共存を図りながら、にぎわいと活力の創出と適正かつ合理的な土地利用で、それと、先ほど議員も申し上げましたように、将来的に町が発展していけるような開発が行えることが望ましいのではないのかなと思っているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） もう、部長が今言われたことを、本当に期待しております。その方向で進んでいってくれることが、住民さんの期待に沿うことになると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それから、情報収集に関しましては、僕も文句言うわけじゃないんですけど、町の姿勢じゃなくて積極的に取りに行ってもらいたいと。あそこに関しましては、僕だけじゃなくて、多くの議員さんがよく住民さんから聞かれると思うんです。だから、やはり、不確かなことはもう絶対言えないんですけれども、分かったことがあれば、早めに教えていただいて、住民さんに情報提供をしていくという方向で、今後ともどうぞよろしくお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 今、議員ご指摘いただきましたとおり、今現在、先ほども冒頭に申しましたように、情報としてはないという答えをさせていただきます。ただ、開発の部分におきましては、区域面積が500平米以上については、事前協議というところでの情報が、町には来ますので、今は、まだ事前協議にも出ていない状況でありますので、全く分からない状況という答えをさせていただきました。そういう事前協議の開発申請が上がってくれば、何らかの形は見えてくるのかなと思いますので、そのときは、公表できる部分があれば、情報提供させていただきたいと思っているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。そしたら、この面に関しましては、これで終わります。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） ちょっと時間が限られているんですけども、同地のレインボー西大和の問題の2つ目は、大きな滞納が10年間続いたと。これは資料を頂いているところで、この問題、どうするんやということで、質問書、先月の末、出させてもらったんですけども、その後、せんだって、議員説明会だとか懇談会などがあり、かなり徴収が、収納ができたんだという、よい知らせも聞いていますので、この辺りは、私はそこで聞いておりますので、分かっているつもりですけども、非常に住民さんにとっても、大事な情報になるかなと思いますので、まず、この問題の概要と、この収納の現状、特に大きく進んだ面もあると思いますので、ご説明よろしくお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、旧レインボー西大和に関しまして、説明させていただきます。まず、このレインボー西大和支店に関しましては、所有権移転がございまして、2社の高額滞納がございまして、まず、分かりやすく説明させていただくために、高額滞納者2社のうち1社をA社、もう1社をB社として説明させていただきます。

まず、A社に関しましては、令和3年7月1日付で破産手続が開始され、破産管財人弁護士によって、令和6年3月7日付で旧レインボー西大和と西大和物件と申しますけど、その任意売却が完了し、大型店舗破産事件の全ての換価業務が終了となり、破産債権の配当がございました。内訳といたしましては、西大和本物件の任意売却により、令和6年3月19日に令和4年度固定資産税滞納分2,673万9,800円、令和5年度固定資産税、現年度分2,656万1,600円の合計5,330万1,400円を、本税のみでございまして、令和5年度会計に納付いただきました。この部分に関しましては、9月議会の令和5年度決算の中でご報告させていただきます。

次に、令和6年度に入りまして、破産財団から令和6年4月9日に、令和6年度固定資産税現年度分2,543万1,100円、令和6年4月30日に、平成26年度滞納分561万1,371円、平成27年度滞納分2,170万3,200円の合計2,731万4,571円、また、延滞金約2,800万円のうち、平成26年度分538万8,000円、平成27年度分1,018万7,400円の合計1,557万5,400円、総合計で6,832万1,071円を令和6年度会計に納めていただきました。このことによりまして、A社の本税の滞納額8,061万5,971円が全て完納となっているところでございます。このほかに、督促手数

料200円の納付もありまして、A社に関しましては、総額1億2,162万2,671円を納めていただいたことになります。

次に、B社につきましては、本税滞納額が1億6,804万2,800円、督促手数料が2,200円、延滞金が7,653万6,200円で、令和6年6月3日時点の滞納総額が2億4,458万1,200円となっております。

以上が旧レインボー西大和に関する収納状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） 丁寧ありがとうございます。僕、これ、すごいいいニュースやと思うんです。現実的には、取れるところがほぼ納めていただいているんじゃないかなという感想を持ちます。

そうしましたら、滞納に関連した1社、今、A社のほうを聞かせていただきましたけれども、もう1社のほうの問題、収納し切れなかった部分はどういうふうにされるのか、説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、もう1社、B社につきまして説明させていただきます。B社に関しましては、管轄している市税務署及び法務局に出向き、法人登録の有無や納付状況の記録調査を実施いたしました。が、会社としての実態もなく、機能もしていない状況であることから、地方税法第15条の7第1項第3号の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときに該当しますので、滞納処分の執行停止とさせていただき、引き続き、財産調査及び実態調査を進めてまいります。が、財産等が見つからなければ、3年後に不納欠損処分とさせていただくものと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○3番（竹中亮造） そこに関しましては、なかなか難しいのかもしれませんが、よろしくをお願いします。

そうしましたら、最後の質問になります。今回、1社のほう、部長おっしゃったA社のほうから、かなりの大きな額の収納ができましたので、長らく上牧町の財政問題、税の徴収率の低さというのが問題になっていたと思うんです。今後、新しいのが来るとしまして、この数値は改善されていくんでしょうか。お考え、見通しをよろしくお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 町税全体で言わせてもらいますと、町税の徴収率につきまして

は、大口滞納によりまして、ここ近年、令和３年度が89.5%、令和４年度が89.3%と県内でも最低の徴収率となっているところでございます。このＡ社、Ｂ社の大口滞納、解消できま
すと、町税の徴収率は大体97%前後にはなろうかなと町では考えておりますので、かなり改
善されると考えております。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○３番（竹中亮造） 安心しました。ということは、この大型滞納が、町全体の徴収率の低さ
の元凶といいますか、大きく足を引っ張っていたわけで、一般の住民さん、それから法人さ
ん、企業さんは非常に納税をしっかりとされているというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 今、議員さん言われましたように、かなり、この大口滞納によ
りまして、徴収率を下げていた部分がございますので、他の法人、また町民税、また固定資
産税等は十分徴収率が頂いているというところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹中議員。

○３番（竹中亮造） お聞きしまして、その面に関しましては安心しました。また、新たに來
る、どういう企業か分かりませんが、徴税に関しまして、また、健全なものである
ことを期待しまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございます
ました。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、３番、竹中議員の一般質問を終わります。

ここで休憩に入ります。再開につきましては午後１時からでお願いいたします。

休憩 午前１１時３８分

再開 午後 １時００分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇安 中 和

○議長（牧浦秀俊） 次に、４番、安中議員の発言を許します。

安中議員。

(4番 安中 和 登壇)

○4番(安中 和) 4番、安中 和です。ただいま議長よりお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

2つございます。1番、上牧町の今後のまちづくりについて、2番、一人で悩まずチャット相談についてでございます。

詳しくは質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(牧浦秀俊) 安中議員。

○4番(安中 和) では質問させていただきます。

上牧町の今後のまちづくりについてということですが、現在、日本の問題として、人口減少とともに、自治会離れなどが掲げられています。上牧町もご多分に漏れずその問題を抱えています。上牧町の今後のまちづくりについてどうお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長(牧浦秀俊) 総務部理事。

○総務部理事(高木真之) お答えいたします。

ここ数年前から、自治会を取り巻く環境が大きく変化しているのは、目に見えて分かるようになってまいりました。その大きな要因といたしましては、自治会員の高齢化に伴う会員離れや、また、若い世代における自治会離れなどが挙げられます。本町といたしましても、地域の防犯、防災をはじめ、環境美化活動などに積極的に取り組んでいただいている自治会の活動は不可欠でございます。

今後における自治会離れの対策といたしまして、自治会への加入を促進するため、「自治会に加入しませんか」と題した自治会が行っている主な活動などを掲載いたしました、自治会活動をオープンにすることで、未加入者への加入促進につながるような啓発チラシを作成いたしまして、町内各自治会に配布するとともに、役場窓口にも配架をさせていただきました。また、広報かんまき6月号にも同じ内容の記事を掲載したところでございます。とりわけ、近い将来、大規模な災害も想定されております。災害時の初動体制といたしまして、地域住民における共助が極めて重要であることから、地域における孤立化を解消する必要があると考えます。安中議員がおっしゃる、独りぼっちにならないようにとのコンセプト、それぞれの個々の日々の暮らしの中で、精神的な満足感や人とのつながりによって得ることが大きいと思われま。こういったことから、今後、地域の連携、機能の重要性を鑑み、経験のある方や意見、その方の意見や知恵、そこに若い方の意見なども取り入れながら、意見交換の場

を醸成していかなければならない、今後の課題の1つとして、研究してまいりたいと思っております。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） お答え、思っているとおりのことを考えてきていただいていることを感謝いたします。ありがとうございます。

このたび、7年ぶりに自治会費を集めさせていただいたんですけれども、やっぱり若い方々の自治会離れの気持ち、自分の存在が、周りの人たちが自治会をやっていることの安心感の上に自分がいるということが伝わっていない。周りが、自治会がなくなって、同じように、誰も管理とか心配りがないような状態になったときのことを想定していない、そういうことが、若い子に聞くと、そんなことという感じでお答えが返ってくることがあったり、あと、この間お聞きしたのが、「何か地震があったときに、みんな周りが助けてくれますよ」って言ったら、「いや、私は税金たくさん払っているから、役場の人に来てくれる」って本気でおっしゃったんです。だから、絶対に違いますということで、もう根本的な情報とか、そういうものが伝わっていないということを感じました。先ほどおっしゃいましたように、「自治会に入りませんか」というチラシも頂きまして、内容を見たときに、本当にこういうことが満たされるんですよって、自治会に入っていて当たり前だと思っている私はそうだったんですが、若い人から聞くと、これを見たときに、自治会って入らなくてよかったんだという感想も頂いたんです。そういうふうにも取るんだということで、何かもっと、入るメリットというか、入らなかったらどうなっちゃうのということを考えませんかということを、方向性をちょっと変えてみてもいいのかなって、そのときに思いました。

本当に高齢者、高齢化、認知症、体調不良などで、回覧板を回すことすら大変になってきているのが実情です。本当に今後、そんな人たちに、自治会で高齢の回覧板を回すということとか、いろんなことができるのだろうか。飛ばして飛ばしていくって、代わってくれる人もたくさんいるけれども、それが今後、本当に自治会という体制がまちづくりに合っているのかどうか、冗談じゃない、自治会は絶対に必要なんだという、いろんな意見があると思うんです。そういうことを今までやって、長年会長とかをやってくれているシルバーとか民生とか自治連合会のトップの方々に経験として、知恵をお借りしながら、また、若い方々の意見も融合しながら、先ほど言ってくださったように、考えてくださっているんだなと思いますし、あと、最近よくお話しするのは、学校コーディネーターの方々の若いお母さんですけれども、自分の子どもを三、四人育てながら、また、学校にも行きながら、ボランティアをや

りながら、先生や父兄との間を取り持ちながらということで、こんなことを若いのによくやっているなという方々が現存していらっしゃいますので、そういう方々が町をどう見ていらっしゃるのかというのも、お聞かせいただいたらいいのかなとも思いました。この2018年からまちづくり検討委員会の議事録の中には、もう既に5年、10年、この自治体という体制、町の体制がもたないんじゃないかということを、意見を掲載されていまして、その当時から見えている方には、ちょっと無理かな、どうしたらいいのかな、考えていませんがということをおっしゃる方もいらっしゃったということで、なるほどそうだなと、今、現実、思いました。私も今回、自治会費を集めたときに、もう3年もたないんじゃないかなというのは、すごく危惧したところです。

この8年間、私が上牧町に関わってから、そういうつながりをどう持っていったらいいのかなと思って、いろんなサークルを立ち上げてきました。ペガサスホールの活性化のためのさぶらいぶ！ペが！！の会、片岡城跡盛り上げ隊、認知症に対する住民への理解を深めるための認知症予防ゲームの会、外国の方との交流をするためにTogether、命の大切さを考えるために、地域にいる猫との共存を考えるにゃんこの会、そして先日、女性の目線で考える避難所をつくる会、また、ほかにもありますが、なぜこれらのサークルを立ち上げたかということ、横のつながりをもっとつくってほしいということ、ここに集まる方々は、自分の興味の部分で集まるんじゃなくて、何とか横のつながりを持ちながら上牧町をよくしていきたいという方々の思いがあって集まる方々なんです。とてもたくさんいらっしゃいます。そういう方々の意見もお聞きになりながら、今後の上牧町を考えていただけたらいいと思います。机上ではなく現場の声、日々の生の声を聞いている方々のご意見を頂きながら、安心、安全、住みやすい上牧町の形を考える、もうここら辺で、何かセクションみたいなものつくられて、一緒に考えていってはどうかかなと思いましたので、この質問をさせていただきましたので、ご検討よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部理事。

○総務部理事（高木真之） 今、安中議員おっしゃっていただいたように、幾ら町のサービスといいますか、行政のサポートが手厚いからいいまでも、やっぱり自治会のほうでやっていただくほうが、よりスムーズに、早くできる場合もございます。そういったことも含めまして、自治会の活動は、先ほど申しましたように、不可欠であると申しました。ただ、今おっしゃっていただいたように、また、今後も研究の課題の1つとして、やらせていただきたいと思っております。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） 本当に緊急というか、もう何年もかかってやるというのもちょっと時間がないように思いますので、また、いろんな方に相談されて、そういうセクションをつくっていただけますよう、よろしくお願いいたします。

この件については、以上です。

○議長（牧浦秀俊） 総務部理事。

○総務部理事（高木真之） 安中議員、いろんな形で、町のほうも地域福祉とかにもいろいろ活動していただいている方々、団体がございますので、この機会に、健康福祉部長から回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 安中議員が述べられております独りぼっちにならないように、関係する様々な事業を展開させていただいておるところでございます。誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るため、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、行政などあらゆる機関が主体性を持って協働し合い、支え合う、助け合う地域福祉を推進すべく、福祉課では、令和3年3月に上牧町地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定しております。地域福祉計画は、地域福祉を進める上での町全体の理念や仕組みをつくる計画、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、住民や地域において社会活動を行う者などが、相互に協力して地域福祉を推進するための民間の活動、行動計画であり、町と社会福祉協議会が緊密に連携協力した活動を一層推進するため、一体的な計画として共同して策定しております。この計画では、地域住民の複雑化した支援、ニーズに対応しながら、困り事を抱える人が地域に潜在化することがないように、多機関協働ネットワークの強化を目指しており、具体的な取組として、地域の気になることを、そこに関わる地域の人たちが共有し合い、考えていく場である、気になる会議の開催を重点施策として掲げております。気になる会議におきましては、令和4年度7月に、米山台地区でモデル的な取組として開催し、以降、おおむね3か月に1回程度の頻度で開催していただいております。会議では、自治会、民生委員、シルバークラブ、小地域ネットワークの活動者などが、地域で気になる事案について話し合い、福祉課や社会福祉協議会職員も参加して、課題解決に向けた糸口を一緒に考え、状況に応じて、庁内関係各課や関係機関とともに、共有、連携をしておるところでございます。

また、そのほかにも民生児童委員によります災害時に1人も見逃さない運動として、70歳以上独り暮らし、75歳以上2人暮らしの世帯を主な対象に各家庭を訪問し、見守り台帳作成

する活動や、それから地域活動においては、他団体との連携が重要であるとの考えから、自治会連合会やシルバークラブ連合会、小地域ネットワーク連絡協議会、ケアマネ連絡会との交流会や研修会を開催しております。そのほかにも、配食見守り事業であったり、緊急通報見守り支援事業、傾聴ボランティアの活動支援、それから介護保険サービスでは対応できないささいな日常の困り事に対応している有償ボランティアたすけ愛の活動を、社会福祉協議会とともに活動支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございました。とてもたくさんの事業を手がけてきてくださって、今、小地域ネットワークは私も参加しておりますので、気になる会議というのは、とてもいい会議だなと思って注目しておりましたが、それが、自治会のほうまで、その内容というのが、気になる会議はやっています、いいですねということで、民生さんとかいろいろなところに、きっと行っているんだと思うんですけど、実際の自治会の中で受け止めるというか、私なんかいつもアンテナ張って受け止めるほうなんですけども、気になる会議のここまで進捗しました、ここまで来ていますというのを、何回か、月3回ですか、やっておられたら、何か来ていいと思うんですけども、ほかのことはいっぱい、キャッチはできるんですけど、気になる会議に関しては、私のアンテナがちょっと低過ぎているのかもしれませんが、今現在、キャッチできてないんです。それをちょっと詳しく、今の進捗状況を、気になる会議でどんな話をして、どんなことが決まって、どんなことを自治会等に落とししているのか教えていただけますか。

○議長（牧浦秀俊） 福祉課長。

○福祉課長（俵本大輔） 気になる会議でございますけれども、米山台地区、部長がおっしゃったとおり、こちらのほうで試験的に実施させていただいております。

まず、この地区でございますけれども、空き家が散見されておまして、地域でのつながりが、希薄化が懸念されておりました。その中で、何か所かの自治会を選定させていただいて、まず、できるかどうか確認させていただいて、米山台が手を挙げていただいた状況でございます。それで、こちらのほう、小地域ネットワークさん、民生委員さん、自治会さん、シルバーさん、参加していただいて、例えば、住民さんで、最近、この家に住んではったけど、いらっしゃらなくなつて、空き家になっているんちゃうとか、住民さん、どこか入院したんちゃうとか、気になることがあったら、その会議で情報共有をすると。その情報共

有の中で、例えば、入院されているのを知っていらっしゃる方がいたら、それで、この人は入院していて大丈夫だねとか。それで、独り暮らしで倒れられてたらあかんから、例えば役場のほうから、その住民さんのところに1回訪問を行ってくれませんかとか、そういうような内容を協議させていただいております。例えば、ごみ問題であったり、空き家の問題、高齢者支援、あと障害者の問題、そういうのが気になることがあれば、地域のみんなで考えていこうというのが趣旨でございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） 片岡台1丁目と278世帯と、米山台はもっとたくさん、倍ぐらいあるのかしら、その違いがあって、片岡台の1丁目とか2丁目ぐらいのところだったら、会長が全部把握して、班長が把握して、周りを見てもらってということで、今言われたことは、聞いた限りのことに関しては、今現在、片岡台1丁目、2丁目としても、現実、やってきているものなんです。だから、把握もしていますし、あそこおかしいと言ったら飛んでいきますし、それを町に共有しますしというのを、今現在、やっているの、米山台は大きなところだから、それが今、やらなきゃいけないということで、やっていらっしゃるということですよね。

○議長（牧浦秀俊） 福祉課長。

○福祉課長（俵本大輔） できれば、いろんな地域で、今、議員もおっしゃっていた、自治会で把握できている、みんなで連携できているというところでしたら、それで地域の関わり合いが各種団体、情報共有できるところでございますけれども、やっぱり大きいところになると、そのように情報共有して、困り事をどうしたらいいかという話合いの場を持っているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） 何となく理解できました。ありがとうございます。

その中で、空き家があったりしますよね。うちでも空き家があったりするんですけども、お困り事云々のときに、例えば、空き家がありました。そこでどうしましょうか、ずっと空いているけれども、何か活用できませんかというときに、その話合いの中で、にゃんこの会とか、いろんな保護猫の会とか、これは、子どもたちがいじめないように、命を大切にするようにというので、立ち上がってやられている会なんですけれども、そういうところの猫カフェとか、そういう案があったら受け止めて、みんながオーケーだったらできるという方向性もあるんですか。

○議長（牧浦秀俊） 福祉課長。

○福祉課長（俵本大輔） 今のところ、地域で、皆さんで情報共有等どうしようかということ
を考えておりますので、ほかの団体さんとの連携まではまだできてない状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） 理解しました。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 上牧町の今後のまちづくりについては、これでよろしいでしょうか。
安中議員。

○4番（安中 和） たくさんいろんなことを考えていただいておりますので、感激です。
ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） それでは、2番目の1人で悩まずチャット相談ということなんですけど
も、チャットというものを今どきの若い子がよく使うものですが、上牧町において、チャッ
ト相談使用については、どのようにされていますか、お考えをお聞かせください。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） まず、上牧町からの周知といたしましては、直近の一例とい
たしましては、令和6年3月号広報に、3月は、自殺対策強化月間ですという記事の中に、
こころの相談窓口として、QRコードを掲載させていただいております。そのQRコードを
開いていただきますと、こころのオンライン避難所、死にたいほどつらい気持ちの相談先か
ら始まりまして、労働問題や女性問題など、いろんな項目ごとの相談先を掲載しております
が、最後に悩みがある方、困っている方へあなたの声を聞かせてください、これ、厚生労働
省が管轄でございますが、その相談先がございます。電話やSNSで相談ができるそれぞ
れの団体を紹介しているページとなっておりますので、その中に通告いただいております「あ
なたのいばしょ」という相談先がございます。ここから、チャットとしてご利用していただ
くことが可能となっております。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。以前にも、前の質問のときに聞かせていただき
まして、そのほかに、子育てのアプリとかもいろいろあると伺ったんですけど、内容とか、
また、お聞かせ願えますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） こども未来課におきましては、児童虐待や各種相談の窓口と
して、子ども家庭総合支援拠点がございます。その窓口で各種相談を随時受け付けしており

ますが、各関係機関と情報共有及び支援内容の検討を行い、支援につなげておるところです。他の相談窓口の周知として、ポスターの掲示やパンフレットの設置を行っております。今おっしゃっていただいておりますフェイスブックやLINE、こども未来課から発信しておりますかんまき子育て応援アプリというのがございますので、そちらからも情報発信を行っているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） ありがとうございます。先日、奈良新聞にも掲載されていましたが、原宿カウンセリングセンターの信田さよ子先生による性犯罪に関する講演が、なら100年会館で行われたんですけども、物すごく衝撃的な内容で、なかったことにしないためにという家庭内や関係性の中での性暴力が増加していると。今まで私の感覚だったら、鬱とか、いろんな引きこもりとか、いじめとかという、ジェンダーとか、そういう部分の困り事、引きこもり、悩んでどうしようもないというところだったんですが、それにプラスして、震災によるものがすごく大きいんですけども、性暴力というのが、これはもうなかなか表には出にくいし、出ない、みんなも見たくないというところで、隠されている部分というのがすごく多くあったと聞きました。そんなことが、まさかこの上牧町で起こっているとは思わないんですけど、そんなはずはないわけで、自殺者も奈良でも多いんですけども、この間、質問させていただいたときは、上牧町でやっぱり増えていますということ、それがどこの部分で増えているのか、何の原因で増えているのか、これは私たちには量ることはできませんけれども、その方々をここで、上牧町がいろんなアプリで、バーコードで、QRコードでやっていく中で、そういう悩んだ方が、これなのねって言って順番にやっていくことは、なかなか不可能だと思いますので、ぱっと見て、チャット、ここなら助けてって書けるという部分で、チャット相談というのが、今、もてはやされているというか、利用されているのかなと思います。もうここでは、調べましたら、もういっぱいいっぱい、いろんな人が、このチャットを使って相談しているので、パンク状態にはあるようなんですけれども、それでも何らかの形で、上牧町でもチャットで救われるかもしれないのでというようなお知らせをしていただけると、ひきこもりや悩んでいる方、想像もできないことで悩んでいる方の一助となると思いますので、検討をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 通告書にございました、今、安中議員がおっしゃっています「あなたのいばしょ」チャット相談、これはNPO法人が運営する、24時間、365日、年齢や

性別を問わず、誰でも無料で、匿名で利用できるチャット相談窓口ということで、厚生労働省自殺対策防止対策事業補助事業で厚生労働省の支援情報検索サイト登録事業となっており
ます。こちらは、やっぱり相談が最も増えると言われております夜22時から朝方にかけても
相談できる、この24時間365日というところが対応できる相談窓口であるということ、やっぱ
り掲載の仕方であったりとか、PR等に関して工夫を凝らして、それから、悩みのある方、
困っている方へ届けられるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、以前にもお知らせさせていただいているんですけども、生きよう、1人で悩んでい
ませんか。生きていることがつらくなったら相談してくださいという名刺サイズのカード、
窓口等に配置しております。こういったものも、皆さんに知っていただけるように取り組ん
でいきたいと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 安中議員。

○4番（安中 和） 分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、4番、安中議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は1時40分をお願いいたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 1時40分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。

◇

◇服 部 公 英

○議長（牧浦秀俊） 次に、1番、服部議員の発言を許します。

服部議員。

（1番 服部公英 登壇）

○1番（服部公英） 1番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、通告書に従い質疑を
行ってまいります。

質問に入る前に、少し時間を頂きます。今回、この定例会において、初日にパレスチナのガザ地区における人命保護及び即時訂正を求める意見書案が採択されました。本当に良かったと思います。この意見書案については、町内の方から陳情があり、陳情者の意見を尊重し、陳情だけではなく、意見書としてするほうが、国・県に対しても発信力があるということで、意見書案という形でさせていただきました。今回、こういう形で、陳情が上がってきている、この方なんですけれども、私、個人的に昔から知っている方で、懐かしい方がやっぱり世界平和のことにに関して心配して、こういう陳情を上げておるんだなというふうに、本当に思いました。陳情意見書案にしても、パレスチナ問題についてどうのこうのということではないんですけれども、この地方における一人間が、日本人が心配しているということは、こういう形でインターネット、ユーチューブを通じて世界の方に少しでも見てもらえればありがたいというふうに考えております。まだ、世界ではこの問題だけではなく、ロシアによるウクライナ侵攻等、本当に一日も早い日常が取り戻せる平和な世界を望む世の中になりたいと、私も切に願っております。

それでは、本来の一般質問通告書に従い、質問してまいります。私の質問は、質問項目は、大きな項目で2項目です。都市環境についてと教育環境についてになっております。

まず、1つ目、都市環境について。

①北上牧地区でファミリーマート米山台店駐車場北側に置いてある大きな土のう袋が、老朽化により中の小石が出ている状況です。事故が起きる前に、町としてできることはないのか、聞かせてください。

②服部台の旧レインボープラザの解体工事が始まりました。工事の期間とその後の土地利用について、聞いていれば聞かせてください。

③北上牧地区の公共施設で文化館、貴船台集会所、消防第2分団屯所について、下水道を利用しているのか説明してください。

④上牧町内の下水道普及、現在の状況について、説明してください。

大きな項目の2つ目、教育環境について。上牧小学校のトイレ掃除について、どのようにしているのか聞かせてください。

以上の点について質問をさせていただきます。再質問につきましては、質問者席より行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） それでは、①番目の項目から、お答えをお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） まず、当該土地につきましては、町有地ではございませんで、民有地であるため、土地所有者に確認を行いました。現状、議員ご指摘のとおり、土のう袋が劣化して、小石が出ている状況であるというのは認識しておるところでございます。土地所有者からは、土のう袋の補修、または撤去を行うと、何らかの安全対策を講じる旨の報告を受けておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 町の土地と違う民間の土地ということで、そういう答えになると思っております。今回質問させていただいたのは、去年の12月に一度、近隣の住民さんから、土のうが風化してきて、子どもが砂場代わりに遊んでいるので、危ないので何とかしてほしい、それも町に対しての要望じゃなく、周りの住民の方に子どもを遊ばせないような指導をしてほしいという回覧を回してほしいという要望がありましたので、回覧は一応回しておきましたが、今回、1年たって、また現場をのぞいたところ、また、風化が進んでおりましたので、こういう形で質問させていただきました。

今、答弁を頂きましたので、また、所有者の方も適切な対応を取っていただけると思いますので、この質問はこれで結構です。ありがとうございます。

2つ目、お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） それでは、2つ目のご質問でございます。レインボープラザの解体工事についてでございます。解体工事につきましては、令和6年4月1日から令和7年1月31日までの期間というふうに、地元説明会の資料等にお示しされておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） この質問につきましては、さきの議員が聞かれて、ほとんど答弁いただいております。あと少し聞かせてほしいところを何点か聞かせてもらって終わりたいと思うんですけども、今回のレインボープラザの、しばらく固定資産税が滞納になっていたという状況なんですけれども、この物件自体が競売にかかっていたという形で聞いておったんですが、今回、競売を落とされた方が、固定資産税の代わりに納税をしていただいたという形で理解してよろしいんでしょうか。今回、こういった形で町に税金が入ってきたのか、その辺を説明していただけますか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） この西大和の物件につきましては、令和6年2月20日の議員懇談会の中で、その物件につきましては、上牧町、差し押さえさせていただいたんですけども、任意売却する上において、差押えを解除しなければならないということで、差押え解除ということは、もう競売にはかからないということになりますので、差押えはもう解除させていただいております。解除しておりますので、任意売却という形で、今回、売却されました。その売却部分で、固定資産税の納付を頂いたということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 今の説明では、まず、差押えしている物件を解除して、解除した時点で、元の所有者からお金が入ってきたので、売却したので、そのお金が入ってきたというふうな理解でよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 大体、そのとおりで結構です。初め、競売という話、ございましたが、競売ではなかなか配当が見込まれないという部分がございましたし、破産宣告されておりますので、破産管財人が任意売却したほうがいいのかという形で、こういう形になった部分でございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。以前の話ですと、本当に、幾らかのお金も入ってこないというような説明だったので、今回、こういう展開になったのは、本当に喜んでおりました。それはそれで聞いておきます。

あと、今後の使い方というのは、民間の事業者ということで、何になるか分からないんですけども、さきの議員も言っておられましたけど、もう事業自体が、先行き見込みのあるような事業にならないように、町としても、協力してでも、今後、あの土地が有効に活用できるように、対応していただきたいと考えております。答弁はよろしいです。それでよろしくをお願いします。

それでは、3つ目の質問、お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） それでは、3つ目のご質問でございます。

まず、文化館についてでございます。文化館につきましては、下水道本管において、下流部分がまだ未整備でございますので、公共下水道への接続ができない状況であるということ

でございます。そして、貴船台集会場と消防第2分団屯所につきましては、公共下水道へ接続済みというところでご利用いただいております状況であります。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） まず、文化館についてなんですけれども、小学校の子どもたちでも、社会勉強とかで、1年のうちに二、三回は来られるんです。そういったときに、トイレを使われるので、やっぱり整備が必要だと思うんです。今後、文化館の下水道に接続する予定、また、計画があれば、説明というか、聞かせてもらえますか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 文化館の付近は、南側地区という位置づけをさせていただいております。そちらの整備につきましては、まず、令和6年度から西念寺付近を整備、約5年間かけてさせていただきます。その後、南側地区の整備という順序を考えておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。西念寺から南側ということは、中心より南側という考えで、私どものほうが南側というふうな捉え方でよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） そう思ってください結構です。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） それでは、貴船台集会場は、今、自治会では使っておらないんですけれども、供用を開始しているということで、今後、もし貴船台を利用するような形になりますと、貴船台の電気代含め下水道料金とかいうのは、自治会で持つのか、町のほうで負担していただけるのか、その点を聞かせてもらえますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、お尋ねの部分につきましては、貴船台集会場については、下水道へ接続をしておりますし、近隣の清掃等に水道も使っておりますので、その部分には予算を計上させていただいて、現状も町の費用での支出をしているという状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。今後、また検討していきたいと思います。

それでは、最後、第2分団の屯所なんですけれども、下水道につながっているという形なんですけれども、接続方法というか、どういった形で県の下水道につながっているのか、説

明していただけますか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） まず、第2分団の屯所につきましては、新たに建て替えられたと、新しくなるとするという認識でございます。下水につきましては、その前面の道路の下に下水が走っておりますので、そちらに接続しているという状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） そしたら、前の道路の下には下水が流れているということで、あの地区の住民の方は、希望されればつなげるというような理解でよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） それで結構です。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。3番の質問はそれで結構です。

次、4番目、お願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） それでは、上牧町内の下水道普及率のことでございます。上牧町全域での下水道普及率につきましては、令和5年度末現在といたしましては、97.8%ということになっております。

そして、下水道の整備状況といたしましては、町内全域の整備率として約90%が整備済みというところと、残りの約10%につきましては、北上牧の未整備地区という状況になっておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 普及率、ほかの市町村と比べても高いほうだというふうに認識しております。その中で90%の残りの10%、これが北上牧地区だけが残っているということになっておりますので、その10%の下水道の普及していく計画について、簡単でいいですから、説明してください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 先ほどのご質問の中でも回答させていただきまして、重複しますが、まず、高池周辺については、令和5年度で供用開始がスタートしているところと、令和6年度からは、西念寺周辺の整備を約5年間、そして、その後、南側地区という、順次、整備を進めていく状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 下水道の整備が進んできて、個人の家が下水道につながたいというような要望というか、役場に対して申請された場合、平均で結構なんで、1件当たり幾らぐらいかかるというのは、説明してもらえますか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 下水道接続工事につきましては、大体四、五十万というふうに伺っておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 四、五十万って、今、簡単に言いますけれども、大金になるんで、町からの補助なり分割払いなり、何かそういったシステムはあるんでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 補助といいますか、資金に対して融資あっせんという部分で、銀行から融資していただいている部分の利息について、町が負担するというふうな形で補助させていただいているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 融資は銀行がするけども、利息だけで見るという形というのが、昔からの政策と聞きました。分かりました。

それでは、大きな項目の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 大きな項目の教育環境について。上牧小学校のトイレの掃除についてどのようにしているのかというふうな、大ざっぱな質問の聞き方をしたんですけれども、まず、上牧小学校のトイレについて、雨の降る日は、特にトイレの臭いが臭くなるとかいう、子どもからの声がありまして、こういう質問になっておりますので、その原因と対策について聞かせていただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご指摘の各小学校のトイレの臭気について説明をさせていただきます。この臭気の発生につきましては、浄化槽の不具合が起因しているものと認識しております。現在、部品等の手配に時間を要しているため、着手はできておりませんが、修繕に向けて、業者との最終的な調整をさせていただいているところでございますので、当該修理が完成すれば、臭い、臭気についても改善されるものというふうに認識をしていると

ころでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） そしたら、トイレの掃除に関する状況について、もう一度、1つ目の答えからお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ちょっと聞き取りにくかったんで、もう一度お願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） トイレの掃除に関する状況について、説明をお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、上牧小学校のトイレの清掃の状況について、児童用トイレ及び職員トイレに分けて説明をさせていただきます。

児童用のトイレにつきましては、掃除の時間帯に児童が水曜日を除く週4回、清掃をしているところでございます。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から令和4年度まではスクールサポートスタッフを配置しておりましたので、その期間については、当該スタッフが対応しておりましたが、令和5年度からは、従来どおり子どもたちが掃除を行ってくれている状況でございます。

一方、職員用のトイレにつきましては、職員が掃除を担当しているのが現状でございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 分かりました。今回、子どもたちが言っている臭気につきましては、さっきの説明で分かりました。

それでは、もう1か所、同校の運動場にあるトイレの清掃について、聞かせていただけますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今お尋ねの運動場のトイレ、校舎に附属をしているトイレを利用しているんですが、当該トイレについての点検、清掃の状況について回答をさせていただきます。点検といたしましては、定期点検、いわゆる日常点検ということで、週1回、木曜日に業者により実施をしておるところでございます。法定点検につきましては、年1回検査機関により実施をさせていただいておるところでございます。清掃に関しては、汚泥の引き抜きの際に、年1回業者により実施しているというのが現状でございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） この場所のトイレについては、不具合が起きているというのは聞いておりますので、また1回、どういった点が故障しているのか、確認をしておいてください。

それから、今、校内にあるトイレと、運動場に接続しているトイレなんですけれども、どちらも浄化槽につないでいるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 浄化槽の点検については、どのような形で行っておられるのか。浄化槽が原因で臭気が出ているというのは関係ないとは、今、原因を聞いて分かったんですけれども、浄化槽については、どういうふうな形で点検、清掃されているのか教えてもらえますか。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） 浄化槽については、今、説明をさせていただいたとおりなんですけども、日常点検として、週に1回、かなりの頻度で、その部分、専門業者のほうで点検をいただいているという状況でございます。浄化槽の清掃につきましては、汚泥の引き抜きの際に清掃しているということでございますので、年に1回対応させていただいているというふうにご理解を頂ければというふうに考えております。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） よく分かりました。話は変わるんですけれども、北上牧の自治会館の浄化槽、使う頻度が少なかったのか知りませんが、10年ほど浄化槽を掃除しておりませんで、臭気がするというので、今回、浄化槽のくみ取りをしてもらったんですけれども、小学校の場合も、業者によりこれだけ頻繁にされているということで、臭くなる原因は浄化槽にあるのか、浄化槽が、今度、下水道につなげるようになったら、こういう問題は起きないのかという点で、今後の小学校の下水道につなげる計画というか、考え方はあるんですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほど来、回答させていただきましたとおり、恐らくですけども、浄化槽に新鮮な空気を送って、バクテリアによって分解して臭気を防いでいるということなんですけども、空気の供給の部分の不具合が生じているものというふうに認識をしております。

それと、今、議員からご提案ございましたとおり、浄化槽で運用しているんですけども、下水道への接続も視野に、今後、重点的に考えていくべき課題であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 服部議員。

○1番（服部公英） よく分かりました。今後とも、子どもたちの教育環境がよくなるように、整備していただくようお願いして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、1番、服部議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は2時20分をお願いいたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時20分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇東 初子

○議長（牧浦秀俊） 次に、5番、東議員の発言を許します。

東議員。

（5番 東 初子 登壇）

○5番（東 初子） 改めまして、皆様、こんにちは。本日の最終の一般質問となります、5番、公明党、東 初子でございます。議長の許可を得ておりますので、一般質問を行わせていただきます。

その前に少しだけ、梅雨を前にしまして、毎日暑い日が続いております。今年も既に各地で真夏日を記録し、全国でも熱中症による救急搬送者が相次いでいるようです。気象庁は、この夏の平均気温は、観測史上最も暑かった昨年に続き、災害級の暑さになる可能性があると言い、梅雨明けの時期に、熱中症発症者が増えるようです。そこで、最も気がかりなことは、能登半島地震で被災されている皆様です。まだまだ日々の生活もままならないという大変な状況が続く中のこの暑さです。心配で胸が痛みます。お昼の先ほどのニュースでも、避難所によりやくエアコンが設置される映像が映されました。本当に皆様のご健康と安穩、一日も早い復旧、復興を心から願ってやみません。

それでは、質問を行わせていただきます。

質問事項の１番目、住民の命を守るための対策についてでございます。

要旨としまして、令和４年６月議会の一般質問において、ＡＥＤを２４時間誰でも使用しやすい状況が必要と考え、町内にあるコンビニエンスストアへのＡＥＤ設置の働きかけを求めておりました。その際、コンビニエンスストアへのＡＥＤ設置の働きかけも、今後行っていきたいとの答弁を頂いておりました。現在の状況をお伺いします。

質問事項の２つ目、子育て世帯、要介護者世帯のための紙おむつの無料回収についてでございます。令和２年６月議会一般質問において、紙おむつを使用している家庭への負担軽減を求めておりました。その際、今後、こういった方法がよいかを研究、検討していきたいとの答弁を頂いておりました。現在の状況をお伺いします。

３つ目でございます。住民の安全安心のための歩道整備、バリアフリー化についてでございます。町内の歩道のアスファルトのひび割れや凸凹で車道との段差がある箇所が多く見受けられ、杖、ベビーカー、手押しカートなどを使用している高齢者、子育て世帯の方などは、ちょっとしたことでも重大な事故につながるため、早急に歩道の整備を進めていただきたいとのお声が多く寄せられています。歩道の整備についての町のお考えをお聞かせください。

次に４つ目、子どもたちのＳＮＳ、スマホ等の使用状況、及びネットトラブルを防ぐ取組についてでございます。急激なスマートフォンの普及により、以前にも増して、子どもたちがオンラインゲームやユーチューブ、ＳＮＳコミュニティーなどを利用する機会が増加しており、中でも、携帯電話やスマートフォンを介した個人情報の流出やコミュニティーサイト等によるいじめ、ネット犯罪等に巻き込まれるリスク、ネット依存などが問題になっております。町の見解を伺います。

再質問は質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○５番（東 初子） それでは、最初の質問をさせていただきます。令和４年６月議会におきまして、女性にもためらわずＡＥＤを使用してもらえよう、女性に対する使用方法等が掲載されたリーフレット、また、女性の場合の緊急処置の配慮としまして、胸の部分を覆う三角巾の要望もさせていただいておりました。私も一部ですけど、確認させていただきましたが、全てのＡＥＤに設置いただいておりますこと、感謝申し上げます。その三角巾につきまして、現在設置してもらっておりますものはどのようなものでしょうか。以前、私が桜ヶ丘老人いこいの家を見たものが、小さめの白色の薄い化繊のような生地に見えたのですが、それでは透けてしまう心配があるとも思いまして、もし、そのままでございましたら、別の三

角巾の配備がお願いできますでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ご質問いただきました三角巾でございますが、一応、現物といたしまして、手元でございますこれを配付させていただいております。議員ご指摘のとおり、1枚にしますと少し薄いんですが、2枚に重ねて折っていただきますと、大きさ的にも少し、透明感についても、これでご利用いただけるのかなということは思っているところでございまして、先日、東議員にご指摘いただいた部分につきましては、改めてもう一度、三角巾を、これと一緒にものを交換させていただいたところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） ありがとうございます。早速お答えを頂きまして感謝いたします。AEDに関しましては、心臓や呼吸が止まった人の治療は、まさに1分1秒を争います。電気ショックを行うまでの時間が、1分遅れるごとに生存率は7%から10%ずつ低下し、5分以上の心停止で脳障害が発生し、十分以上続くと救命は困難と言われています。救急車が到達するまで手をこまねいていては、助かる命も助けられなくなってしまいます。突然の心停止での死亡者数は、交通事故の死亡者数の4倍から5倍とも言われています。

そこでお伺いいたします。現在のAEDの設置状況、使用状況をお聞かせください。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） まずは、設置状況でございます。町で管理させていただいているAEDといたしまして、40か所設置させていただいております。それと、使用状況につきましては、令和4年6月の一般質問の中でも少しご回答させていただいておりますが、1件だけ、高齢者の方が町外循環バスをご利用中に車内で倒れたことによりまして、ちょうど2000年会館の前ということもございまして、2000年会館の職員がAED等使用しながら、応急対応に当たったところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。それでは、40か所とお伺いしましたが、そのうち、24時間使用可能なAEDは、現在、何か所ございますでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 町が管理させていただいている40か所のうち、7か所が24時間対応となっておりますところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。7か所ということで、前回質問させていただいたときには、1か所のみでございましたので、また、増えていっていることは喜ばしいことだなというふうには思っております。AEDを使用して1人でも救命される命があるならば、AEDが使える環境を整えておくことが重要であると思います。休日や夜間を含め、心停止がいつでも発生する可能性があることを考慮し、AEDを24時間、誰でも使用しやすい状況を目指していく必要があると考えますが、現在、町内のコンビニエンスストア、何か所ございませうでしょうか。その中で、AEDの設置状況を伺います。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 町内のコンビニエンスストアにつきましては、7か所ございます。そのうち、AEDを設置していただいている店舗については、ございません。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 7か所ですね。コンビニエンスストア、AEDの設置がないということで、コンビニエンスストアに設置されていることが周知され、住民の方々の共通認識となれば、非常時にも分かりやすく、24時間使用が可能となり、AEDがより効果的に活用されると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 東議員ご指摘のとおり、AEDの設置におきましては、緊急を要するものでございますので、そういうものがどういった場所にあるということを、事前周知等もさせていただく必要があるのかなと思っているところでございまして、本町におきましても、ホームページ等でAEDの設置場所ということで、一覧等掲載をさせていただいております、その中に設置場所、並びに、緊急時使用の可否と時間等を掲載させていただいているところでございまして、改めて今回、先ほど1か所が7か所になったという中で、第一町民体育館、また第二町民体育館については、町のほうで外につけさせていただきました。その他におきましては、各自治会の協力も得まして、各自治会の公民館の中にあつたやつを外に設置していただいたということで、4か所増えているところでございますので、今後も引き続き、自治会等も協力をさせていただきながら、24時間対応のAEDの設置についてしていきたいと思っているところでございます。

それと併せて、これ以外にも、町内の事業所等でも、民間の事業所でも、例えば、金融機関であつたり、大型商業施設等にも、AEDの設置をさせていただいているところでございますので、そういったものも、町のホームページに載せさせていただきまして、設置場所が

こういうところにありますということの周知啓発も必要であるのかなと思っておりますので、そういった部分も併せて、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。商業施設等は、まだホームページには掲載されていないということですね。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 町のホームページにつきましては、あくまでも町の管理しているAEDということで、設置場所ということで、一覧にさせていただいておりますので、別途、町内でご利用いただけるAEDの設置場所というような形で、また掲載することも可能なかなと思っておりますので、その辺は、また業者さん等とも打合せをさせていただきまして、また、啓発に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。今後、さらにAEDの使用促進につながるお取組をしていただけることを期待いたしまして、私のこの質問は終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 令和2年6月の一般質問では、紙おむつを使用している家庭、子育て世帯、要介護者世帯などへの負担軽減のため、有料ゴミ袋の配布を求めておりました。私の今回の一般質問におきましては、別の角度からの考えを述べさせていただきます。それは、プラごみの回収がヒントとなっております。以前、プラごみは、有料ゴミ袋に入れて出しておりましたが、プラを資源として回収する方向に変わり、現在は、透明または半透明の袋に入れて出しております。

そこで質問です。プラごみの回収、プラごみの出し方等について、現在、どのような状況でございましょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） プラごみ、いわゆるプラスチック製容器包装の分別回収につきましては、山辺県北西部広域環境衛生組合において、ごみの広域処理を行うに当たりまして、この組合におけるごみ処理対象品目のうち、上牧町の分別品目にはない品目が、プラスチック製容器包装であったため、当然、組合におけるごみ処理対象品目に合わせた形で、上牧町におきましても分別していかなければならないことから、令和2年4月より、プラスチック製

容器包装の分別回収がスタートしたし、現在に至るところでございます。

このプラスチック製容器包装の排出の仕方ということでございますが、毎週水曜日ということと、市販の透明、もしくは半透明のビニール袋で排出していただいておりますところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。出してある中で、これは困るなというような出し方かどうか、そういうことは、現在は起きてはおりませんか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） スタートしたときは、いろいろ品目以外のごみの種類も混ざっておったという状況ではありましたが、今は、住民の皆さんのご協力によりまして、きちんと分別できるとする報告は受けておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。よかったというふうに思います。きっちりと皆さんが守っていただいていることがうれしいというふうに思います。

そこでですけれども、紙おむつを使用されているご家庭では、介護に利用する紙おむつの量の多さや介護度も進むなど、先が見えない状況の中から大変なご苦勞をされておられます。また、子育て世帯も、何とか少しでも負担を軽くしてもらえたら助かるとのお声があります。

そこでお伺いしたいのですが、プラごみと同じような形で、燃えるごみの日に透明または半透明の袋に入れて出す方法で、使用済み紙おむつの回収を行ってもらうことはできないでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） まず、おむつを使用されておるご家庭への負担軽減への現在の取組ということで、生き活き対策課によります上牧町家族介護支援事業、そして、こども未来課によります上牧町子育て応援ごみ袋支給事業を行っているところでございます。上牧町の家族介護支援事業では、要介護3以上の方と同居しているご家族を対象におむつの配付を行っておるということと、そしてまた、上牧町子育て応援ごみ袋支給事業では、対象乳幼児と同居し、養育する方に、可燃ごみ袋30リットルを配布しておるということでございます。

以上のことから、おむつを使用される世帯へ一定の経済的負担軽減措置がなされていると考えておるところでございます。使用済みおむつの回収につきましては、近隣で実施している自治体があることや、さらなる負担軽減に寄与できるなど、収集体制を講じながら、来年

度実施に向けて整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 本当にうれしいお言葉を聞かせていただきました。来年度、実施していただけるということで、迅速な決断を頂き、感謝申し上げます。本当に紙おむつを使用している全家庭の皆様が喜ばれるのではないかなというふうに思います。子育て世帯、要介護者世帯の負担軽減のためにお取り組みいただきますことに感謝申し上げ、この質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 続きまして、これはもう、私が議員になった当初から、歩道を何とかしてほしいという皆様のお声がございまして、令和元年の9月議会でも一般質問させていただいております。毎年、要望書等で訴えさせていただき、窓口にも伺わせていただきというふうなことをさせていただいておりますので、ご返事はたくさん頂いておりますので、重々分かってはおるんですけれども、再度、質問させていただきたいと思います。

特に、西和消防署南分署前を北上する桜ヶ丘2丁目の道路の歩道が、高齢で足腰が不自由な者には大変危険で、早く整備をしてほしいと切望されています。また、免許証を返納され、歩道を歩く頻度も高くなっているのではないかなというふうにも思います。この道路は、車の交通量、トラックも多く、スピードを出して走っています。歩道で転倒したときに、もし車道のほうに倒れた場合、大きな事故につながりかねません。このような歩道の整備についてのお考えをお聞かせください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 町内道路における歩道部の修繕については、現在、計画的に進めておるところでございます。令和4年度に上牧町が管理する26.8キロの歩道に関しまして、路面性状調査を行い、その評価を行って、その結果を基に、各種条件を勘案した整備優先度を設定させていただいて、歩道における個別施設計画を作成いたしましたところでございます。

そして、その優先度につきましては、路面性状調査により、判別した舗装の劣化度や歩行者の量、そして通学路の有無などの道路特性を基に順位を決めておるところでございます。令和5年度には、本計画における上位区間の詳細設計業務を実施させていただきまして、令和6年度から、随時修繕工事をしていく予定でございます。ちなみに、本年度につきましては、桜ヶ丘地区の歩道360メートルの整備を行うところでございます。

今後も、歩行者の安全な通行を確保するために、計画的に修繕を進めていきたいというふ

うに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました、再度、この回答を頂きました。高齢者や障害をお持ちの方、また、小さなお子さんたちが安心して安全に通行できる道づくりを、一日も早く進めていただくことを切に要望いたしまして、私のこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 夏休みも目前でございまして、長期のお休み中に、SNSの長時間利用から来る生活習慣の乱れやネット依存、また、ネット上の誘惑などについても気がかりでございます。物心ついた頃から、ネット環境が身近にある今の子どもたち、その子どもたちの健やかな成長のため、ネットトラブル対策、ネットいじめ対策など、大人がもっと子どもたちのネット社会の実態を理解していく必要があるのでは、また、今後の対応も必要ではないでしょうか。本町の児童、生徒が携帯電話、スマホをどれくらい保有しているのか。保有率とどれくらいの時間を利用しているのか、状況を伺います。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本町の児童、生徒の携帯電話、スマホの保有状況や利用状況につきましては、その全貌の把握はできてはおりませんが、当該保有率では、奈良県文化・教育・くらし創造部、青少年・社会活動推進課、現奈良県地域創造部、こども・女性局、教育振興課において実施された令和4年度、青少年のインターネット利用に関する保護者アンケート調査によりますと、県内小学校、小学6年生にあつては59.6%、同中学2年生にあつては87.8%の結果が示されており、本町においても、同程度の保有状況になっているものと推察をしているところでございます。

また、本町における利用時間につきましては、令和4年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査における平日1日当たりの当該利用時間のうち、学習及びゲームに要する時間を除いたSNSや動画視聴に係る利用時間についての質問では、小学6年生にあつては、1時間以上2時間未満が20.6%、2時間以上3時間未満が19.9%、3時間以上4時間未満が5.9%、4時間以上と回答した児童が15.4%となっている状況でございます。一方、中学3年生にあつては、1時間以上2時間未満が17.6%、2時間以上3時間未満が21.2%、3時間以上4時間未満が14.1%、4時間以上と回答した生徒は22.9%と最も多い結果となっているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 分かりました。本当に保有率にしましても、小学生が約6割保有、また、中学2年生ではもう9割の結果ということでございまして、本当に子どもたちのネットトラブルを防ぐために、保護者への啓発ですとか、子どもたちへの指導はどのように行っておられるでしょうか、お聞かせください。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ネットリスクから子どもたちを守る、または、リスクから遠ざけるため、判断力において未熟かつ脆弱な子どもたちに対して、有害な情報と有益な情報を見極める力など、情報モラルに関する動機づけや指導を充実させていくことが何よりも増して必要であると認識をしているところでございます。

また、子どもたちによるネットトラブルを防止する上においては、各家庭の協力連携が必要不可欠であることから、保護者の理解、協力の下、子どもたちの携帯電話、スマホ等の自宅での利用に際してのルールづくりの推進を図ることも必要であると認識しているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） やはり学校ではなかなか行き届かない、目が届かない部分もございしますので、本当に保護者の理解と協力が一番必要だというふうに思っております。また、ルールづくりの方法とか、そういう方法がございましたら、そういうご提案もしていただければというふうに思います。ゲーム依存、ネット依存などというのは、注意されて止められるなら、まだ健康ですが、やめたくてもやめられないのが依存ということですよね。心身の発達に対する悪影響も懸念される場所ですが、現在の状況と、どのように取り組んでおられるのかをお聞かせください。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご指摘のとおり、ゲーム依存やネット依存等による子どもたちへの影響につきましては、教育委員会といたしましても、危機感をもって重く受け止めているところでございます。また、昨日の報道では、ネットトラブルが殺人事件に発展したという報道もなされておりますので、その危機感をさらに強めたところでございます。

スマホ依存等の状態に陥れば、生活習慣の乱れが生じ、睡眠時間の減少や睡眠の質の低下、また、いらいらや集中力、意欲、食欲の低下に加え、視力の低下なども危惧され、そのことによる子どもたちの心身の健やかな発達にも悪影響を及ぼすことになり、ひいては学力の低

下を招きかねないというふうを考えているところでございます。このような事態を回避するためには、学校と自宅での子どもの様子などの情報を共有することはもちろん、それらの部分の情報について保護者が共有することによって、さらなる子どもたちをネット被害から守る取組を推進していきたいというふうに考えております。

また、学校においては、個人懇談や三者懇談等で情報を共有する機会もございますので、その機会も十分に活用しながら、子どもたちをネット被害から守る取組をさらに強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） 本当にスマホの依存などで生活習慣の乱れ、また、結果としてそれが学力低下にもつながっていくというおそれもございますので、そういう情報共有をしっかりと行っていつていただきたいというふうに思っております。

SNSはコミュニケーションの道具として、私たちの暮らしに深く浸透してきています。また一方で、ネットゲームで知らない人と友達になり、オンラインゲームのチャット機能によって、闇バイトの受け子や出し子になるなど、SNSが犯罪に悪用され、利用者が事件に巻き込まれるケースも増加しております。情報の判断力に乏しい子どもを狙った犯罪が後を絶たない現状では、社会的な課題であると捉えるべきではないでしょうか。犯罪と子どもとの接点を断ち切る視点に加えて、子ども自身にもそのリスクを正しく認知させる必要があると思われます。本当に、都会だとか田舎だとか関係ないネット社会というものですよね。この夏休みの間、子どもたちが犯罪被害に遭わないよう、ネットの利用についての指導や広報はどのように行われますでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 子どもたちのネット利用につきましては、必要とする情報を得るという面においては有益なものである一方、使い方を誤れば、利用する子どもたちが犯罪にも巻き込まれる可能性は極めて高くなるものと認識しておるところでございます。また、ネットを利用する子どもたちが、知らず知らずのうちに加害者にも被害者にもなり得る可能性が十分にあるということを子どもたちによく理解させるよう、学校においては、それぞれの子どもたちの成長の段階に応じた形での指導が必要不可欠なものになっていると認識をしているところでございます。

加えまして、各家庭におかれましては、子どもたちのスマホの使用に際して、当該スマホの機能を用いて、システム的に制限をかけるなどの管理を適切に行っていただくとともに、

親子でスマホの使い方に関するルールをつくってもらおうといった、さきの議会の一般質問で氏原議員からご提起のございました、いわゆる保護者主導でのペアレンタルコントロールについて、適切なお対応をしていただくよう、保護者にはお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、各小・中学校におきましては、長期夏季休業中における子どもたちのネットトラブルの未然防止を目的として、事前に配布しております夏休みの過ごし方等についての文書の中で、実例等も示しながら注意喚起を行うこととしております。また、学校におきましては、従前から生徒向けに加えて、保護者向けの文書も作成し、配布するといった丁寧な対応をしている学校もございます。

○議長（牧浦秀俊） 東議員。

○5番（東 初子） よく分かりました。そういう形で、夏休みの過ごし方で、生徒向け、保護者向けのお取組、本当に町の宝である子どもたちを守るための前向きなお取組に感謝いたします。引き続き、適切なお対応をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。以上で終わらせていただきます。丁寧なご答弁、誠に感謝申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、5番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（牧浦秀俊） 本日はこれで散会いたします。どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時54分

令和6年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年6月14日（金）午前10時開議

第 1 一般質問について

10番 康 村 昌 史

9番 石 丸 典 子

2番 氏 原 賢 一

8番 竹之内 剛

11番 木 内 利 雄

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	服部公英	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	遠山健太郎	８番	竹之内剛
９番	石丸典子	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	牧浦秀俊

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部長	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	寺口万佐代	教育部長	松井良明
総務部理事	高木真之	健康福祉部理事	林栄子
総務課長	丸橋秀行	企画財政課長	中本義雄
まちづくり推進課長	細川夏人	建設環境課長	武安康至
住民保険課長	和田暁	福祉課長	俵本大輔
健康推進課長補佐	水本多朱子	教育総務課長	辻村純
社会教育課長	吉川信一郎		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書記	森本香寿美
書記	横田大樹	書記	林大貴

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（牧浦秀俊） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（牧浦秀俊） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇康 村 昌 史

○議長（牧浦秀俊） それでは、10番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（10番 康村昌史 登壇）

○10番（康村昌史） 10番、自由民主党、自民党の康村昌史でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従って一般質問を行います。

一般質問に入る前に少しお話ししたいことがございます。令和6年6月11日火曜日の読売新聞朝刊の記事でございますが、見出しが「ヤングケアラー半数が夢を断念」と大きく書か

れています。その記事を読ませていただきます。

「若くして家族の介護や世話を担うヤングケアラーだった人の半数が目標や夢を諦めざるを得なかったと感じていることが人材サービス会社の調査機関の調査で分かった。調査は5月、同社が運営する求人サイトの登録者を対象にオンラインで行い、20歳から70代の男女408人から回答を得た。自身がヤングケアラーだったことがあると答えた人は11%、周りに現在または過去にヤングケアラーだった人がいると答えたのは18%だった。ヤングケアラーだった経験を持つ人にキャリアや学業への影響を複数回答で聞いた。その結果、負担が大きく、目標や夢を諦めざるを得なかったが54%に上ったほか、相談相手が少なく、最適なキャリアを選びにくい、46%、学業などに支障が生じてキャリア形成がしづらくなった、46%などが多かった。

同総研の研究顧問は『ヤングケアラー経験者は1割と、誰の身近にもいるという結果が出た。毎日を過ごすのに精いっぱい声を上げるゆとりもなかったとの声もあった。極端に付き合いが悪いなど、子どもの様子から周囲が気づき、支援が必要そうなら声かけをすることも大切だ』と話しています」。

以上ですが、若い世代の介護負担をいかに軽減するかが重要であると考えています。

それでは、一般質問に入らせていただきます。私の一般質問の質問事項は2点から成っています。

まず、1点目は上牧町の農業について、2点目は上牧町内の特定外来生物（植物）についてです。

1点目の上牧町の農業についての質問の要旨は、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部改正について。1、地域計画の策定、2、農地の集約化等について、3、人材の確保、育成について質問いたします。

2点目の上牧町内の特定外来生物についての質問の要旨は、環境省の定める特定外来生物を発見した場合の対処についてですが、1点目、上牧町内での特定外来生物の現状について、2点目、上牧町内で多く見られるオオキンケイギクの駆除について質問いたします。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） それでは、1点目の上牧町の農業についてですが、2022年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、はや2年以上が経過しました。この戦争により食料、原油等が高騰し、全世界が混乱し、現在に至っています。さらに異常気象、気候変動も迫り

打ちをかけています。日本も例外ではなく、国民生活が一段と苦しくなっています。このような情勢の中でも食料は人間が生きていく上で一番大事なものの1つと考えられます。

平成11年に制定された法第106号食料・農業・農村基本法は農政の憲法と呼ばれていますが、その第1条に「食料、農業及び農村に関する施策について、食料安全保障の確保等の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする」とあります。

また、食料・農業・農村基本法を具体化するために令和5年4月1日、農業経営基盤強化促進法が一部改正されましたが、上牧町では具体的にどのように農家の人々にアプローチするのかを順番にお尋ねいたします。

それでは、まず1番目の地域計画の策定についてお答えいただきたい。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） それでは、令和5年4月1日に施行されました農業経営基盤強化促進法の一部改正におきまして、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項が盛り込まれ、本町においても農業委員会が主体となりまして、事業を進めていただいております。

本町における地域計画の策定でございますが、令和7年3月末までに将来の農地利用を明確化にする目標地図を作成することとなっております。現在、農業委員会におきまして地図を作成するためのアンケート調査を実施していただいております。今後につきましては、集落ごとに協議の場を設けまして、このアンケート結果を基に地図の作成を順次行っていくところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。それでは、この目標地図を作成する必要性を教えてくださいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） これまで地域の皆さんの努力で守り続けてきました農地を次の世代に着実に引き継いでいくということで、農作業がしやすく、手間や時間、そして生産コストを減らすことを目的とした、将来目指すべき農地利用の姿が見える化するという目的をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） つまり、農地利用の姿が見える化すると。よく分かりました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。上牧町における農業委員会の役割とはどのようなものなのですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 農業委員会の役割といたしましては、農地の所有権移転、そして権利設定等に関すること、担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、そして解消、そして新規参入の促進など、農地等の利用の最適化の推進に取り組んでおり、これらで取り上げられた案件について、毎月1回開催されます総会において報告、そして審議していただいております。

そしてまた、委員の役割といたしましては、農地法に基づく申請等を審査、そして町内の農地の利用状況調査及び調査結果の報告等を行っております。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） 農業委員会の役割はよく分かりました。

それでは、2番目の農地の集約化等についてお話しください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 本町における農地の集約化等についてでございます。これは先ほどの地域計画の策定の中で集落ごとに協議の場を設け、その中で集落における農地の集約化についても話し合いを行い、地図に落とし込みを行うこととしておるところでございます。その後、最終的に完成された地域計画を基に、地元農業委員会、そして上牧町、及び県と協議を行いまして、農地の集約化に向けた取組を進めていきます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） 農地の集約化に向けた取組を進めていくというのは非常に僕は難しい問題だと思っているので、担当課では頑張っていただきたいと思います。

それでは次に、3番目の人材の確保、育成についてお話しください。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 本町におけます人材の確保、育成についてでございますが、現在、農業委員会が主体となり、集落ごとでの声かけ等を行い、新たな担い手等の発掘に尽力していただいております。それと、先ほどの回答と重複する形にはなりますが、最終的に完成された地域計画を基に地元、そして農業委員会、上牧町及び県と協議を行って、農業者の人材の確保、育成に向けた取組を進めていくというところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○１０番（康村昌史） 非常によく分かりましたが、最近、本当に農業者の人材の確保、育成というのは非常に難しい問題と、これもまた担当課においてはよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、集落ごとでの声かけという答弁がありましたが、例えばどのようにされているのでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 農業委員会が個別に自宅に訪問されたり、そしてまた、農作業をされておるところに伺うなどして、農家の方の声を直接拾うという活動を毎月行っておられるというところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○１０番（康村昌史） よく分かりました。それでは、この上牧町の農業についての質問は終わらせていただきます。

それでは、２点目の質問に入らせていただきます。この特定外来生物とは海外起源の外来種であって、生態系、人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されますが、１点目の上牧町内の特定外来生物の現状についてお話ししたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 特定外来生物は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律によりまして、生態系などに被害を及ぼすものとして指定された生物というところでございます。そして、指定された生物については、飼育、栽培、保管、販売、譲渡、輸入、野外への放出等について原則禁止されているということでございます。

町といたしましては、これらの生物について発見した場合は県または町の担当部署に連絡するとともに、可能な場合においては駆除してもらうようお願いしておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○１０番（康村昌史） だから質問なんですけれども、駆除が不可能な場合はどのように対応されるのでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 県または町の担当部署に連絡、相談いただきますよう、よろし

くお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） よく分かりました。それでは、私の最後の質問なのですが、ここでオオキンケイギクをパネルに映していただきたいと思います。このオオキンケイギクは5月から7月に花が咲きます。これが特定外来生物に当たるオオキンケイギクです。僕もよく分からなかったのですが、本当にきれいな花なんですけれども、それでは、このオオキンケイギクの駆除について、お話しいただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） このオオキンケイギクが生えているのを見かけたら、土地所有者、管理者に対して除草をお願いしているという現状でございます。オオキンケイギクは多年草であるため、根が残るとまた生えてくるという植物でございます。そのため、根本から株ごと駆除する必要があるということでございます。引き抜いた株につきましては、種子等の飛散を防ぐ観点から天日干しせずに袋に入れて密閉し、町指定の燃えるごみの袋に入れて燃えるごみの日に捨てていただくということになろうかと思います。このことにつきましては町のホームページ等に掲載させていただいております。

なお、種子に直接手で触れるとかぶれる可能性があるということでございますので、駆除の際、作業時には手袋などを着用して、十分ご注意くださいというふうに考えておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 康村議員。

○10番（康村昌史） 駆除について本当によく分かりました。そして、このオオキンケイギクのことを町のホームページに早速掲載していただき、本当にありがとうございます。これの駆除は非常に大変だと思うんですけども、住民への周知のほう、よろしく願います。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、10番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時半といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。



◇石 丸 典 子

○議長（牧浦秀俊） 次に、9番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（9番 石丸典子 登壇）

○9番（石丸典子） 9番、日本共産党の石丸典子です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告書の内容で一般質問を行います。私は今回、5項目にわたって、多岐にわたっておりますけれども、質問をさせていただきます。

まず1点目、学校行事としての万博参加について、2点目、財政計画について、3点目、クーリングシェルター、指定暑熱避難施設のことですが、この指定について、4つ目、桜の枯死について、5番目、上牧銅鐸で町おこし、以上の5点です。

まず1つ目ですけれども、学校行事としての万博参加についてです。

奈良県知事は、2025年に行われます大阪関西万博へ県内の小中高校生全員を招待する事業を予定しています。休憩場所の工事現場では可燃性ガスに引火する爆発事故が起きました。自然災害時の避難計画はあるのか。昼食場所、熱中症対応など心配されています。そして、最も重要な問題は下見ができないということです。下見ができない遠足など異常で、あり得ません。学校行事としての万博参加は各学校が判断するものと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

2点目、財政計画について。昨年の12月、10年間の中長期財政計画が示されました。その後の大きな変動として、先月5月に新しい中学校の建設に関わり、国庫支出金がおおよそ7億円減額の報告がありました。次の項目についてお伺いいたします。

1つ目、今後の財政運営への影響について。

2つ目は、旧焼却場跡地の土壌検査と今後の経費についてです。この旧焼却場跡地の調査は令和5年度の補正予算、第5回12月議会で900万円の調査費が組まれ、調査が行われたところです。その結果と今後の調査が要るのかどうかについて説明を求めるものです。

3つ目、クーリングシェルターの指定について。改正された気候変動適応法が今年4月施

行されました。熱中症対策として公共施設等を暑熱避難施設に町長が指定できるという内容ですが、町の対応をお伺いいたします。

4つ目、桜の枯死について。枯死というのが枯れて死んでしまうということですが、少し難しいですが、先ほどの議員は特定外来生物の中の植物に関する質問でしたけれども、私は昆虫です。特定外来生物の昆虫、クビアカツヤカミキリによる桜への被害が出ています。少し前ですが、京都の清水寺の参道にある三年坂で桜の古い木が倒木するというふうなことも起こり、大変心配されているところです。この桜の枯死についての調査では上牧町内の被害は16本と公表されています。現状と対応をお伺いいたします。

5つ目、上牧銅鐸で町おこしです。上牧銅鐸は弥生時代に米の豊作を祈るお祭りに使われていたということで、今から約220年前の江戸時代、松里園から出土しています。上牧銅鐸は現在、静岡県静岡天満宮の所有で、登呂博物館で管理されています。上牧町では上牧銅鐸のレプリカが中央公民館ギャラリーに置かれています。ぜひ本物を見たいという声が上がっています。ふるさとで管理をし、町おこしにつなげる提案をしたいところですが、見解をお伺いいたします。

以上の項目です。再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） それでは、順次、答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 学校行事として万博への参加をするか否かについては、議員ご認識のとおり、各学校長の判断にはなりますが、当該万博への参加につきましては、子どもたちにとって貴重な体験として記憶に残るものであり、次代を担う子どもたちが将来に向けての夢や希望を育むとともに、先進的技術や世界中の多様な文化及び価値観に触れることができるといった教育的な意義が大きいものであるというふうに考えているところでございます。

しかしながら、議員がご心配いただいておりますとおり、会場工事現場における爆発事故や、自然災害が発生したときの避難計画の有無、子どもたちの昼食場所の確保や熱中症対策以外にも会場までの交通アクセス方法や、かなりの混雑が想定される中で、先ほど議員が強くご指摘をなさいました下見ができないことなどもあり、現状において学校関係者はじめ保護者の方々に不安が生じているということは否定できないものであるというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 座ったままで失礼いたします。奈良県では全額負担をしてチケットを配布するということも計画があるようですけれども、学校行事として集団で行ってくださいというようなことでは行政から学校現場への押しつけになってしまうというところが大変心配ですので、学校現場への押しつけにならないよう、強く求めるところですが、それに関してはいかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当然、その辺の方向性を奈良県のほうでお示しをされましたら、先ほど答弁させていただきましたとおり、子どもの安全を第一に考えるという観点でございますので、その部分について総合的に学校長が判断をするということになろうかと思っておりますので、押しつけ、強制であるべきものではないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） お聞きをしておきますけれども、既にいろいろ不安も出ておりまして、設備的にもいろいろありますし、もともとが夢洲という土地、場所柄、産業廃棄物が埋められているところで、いろんな有毒ガスが出てくるところがそもそも心配されているところですけども、それ以外でもいろいろ、交通面であるとかバスの運行であるとか、集団でいろいろ移動するに当たっての不安とかありますので、その辺のところは十分、学校現場の先生方のご意見、疑問、また、保護者の要望等もあれば、ぜひ奈良県知事にしっかりそういう申入れをしていただけますようお願いしたいのですが、いかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 子どもたちに係る安全対策等については十分に協議、検討がなされるものだと思っております。その部分について一定の方針、スキームについては県でお決めいただくということになろうかと思いますが、基本的にそのスキームを受けて行う場合においては、当町独自の考え方として、交通の手段であったり、向こうでの具体的な引率、子どもたちを見守る体制についても十分に行うということをする上においては検討させていただきながら決めていくということになろうかというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） まだ詳細が決められていないということですけど、不安はなかなか解消されるものではないと思います。最終的にはそれぞれの学校現場の校長先生の判断というこ

とになろうかと思えますけれども、先生の判断がされましたら、上牧町として、町の教育委員会の判断で学校行事として行かないということも判断もできるわけですね。そういうことですね。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） その部分について、当町から子どもたちを会場に連れていくということについて、極めてみんなが支障が生じる場合についてはそのような考え方もできるのかというふうに認識はしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） お聞きをしておきます。何よりも子どもたちが安全に遠足が行えるよう、また、引率される先生方の負担もかなりのものだと思いますけれども、この辺のところは慎重に判断をしていただきますようお願いをしておきます。

ある一例ですけれども、大阪府の交野市の市長さんは、学校単位の参加は不要であるということを表明されたのがちょっと報道がされておりました。5月25日に大阪府の交野市長はそういう判断をされたということで、それぞれの自治体で独自の判断がされる、学校現場の声に寄り添ってそういう判断されたと思いますので、上牧町でも慎重に対応をしていただきますように申し上げておきます。

今中町長はどのようなお考えですか。上牧町では小学校、中学校の子どもたちが学校行事として万博に遠足で参加をするということですからけれども、今、大変不安が出ておりますけれども、どのようなお考えでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長のほうからお答えをさせていただきましたが、私といたしましては、安全性が担保されるのであれば、やっぱり子どもたちにそういうところを見学させるということは有意義なことであるというふうに思いますので、担保されれば当然行くべきではないのかなと。

ただ、いろんな問題点があって、例えば事前に視察ができないであるとかいうことが継続されるようであれば、これはやっぱり教育委員会としても、子どもの安全を、身の危険をしっかりと守るというのはこれは我々の一番重要な部分でございますので、そういうことから判断をすべきでないのかなというふうに思います。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ありがとうございます。そこは誰もが一致することですので、まず子ど

もたちの安全に、有意義なものになるのは誰も願っているところですので、安全な行事となるのかどうかということをしっかり検討していただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

1 つ目はこれで終わります。次、財政計画をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9 番（石丸典子） では、答弁のほどをお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、大きい2つ目の財政計画についての①の今後の財政運営の影響についてという部分でございます。

先ほどの石丸議員の質問の中にも、国庫支出金の約7億円減額の報告がありましたということに関することでご質問いただいていると認識しているところでございますが、財政サイドといたしましては、国庫支出の減額と同時に地方債等を活用させていただきまして、事業が確実的に実施できるように財源確保に努めさせていただいたというところでございます。

それによります今後の財政運営という部分でございますが、例年、中長期財政計画を、昨年におきまして12月頃に策定をさせていただきまして、議会等にも説明をさせていただいたところでございます。本年度におきまして中長期財政計画の策定を予定しておりまして、現状、今、令和5年度の決算がほぼ出てまいりましたので、9月に決算報告をさせていただきまして、そこまでの間に今後の事業等の計画を各課よりヒアリング等をさせていただきまして、それを取りまとめて、中長期財政計画ということで今年度も策定をさせていただきまして、出来上がり次第、議会等へもご報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

現状、今後の財政運営につきまして、やはり地方債の借りる額が少し予定より大きくなっておりますので、実質公債費比率であつたり経常収支比率については、やはり昨年度の計画よりも少し悪化するのかというふうに考えているところでございますので、その辺につきましては指標的なものも十分、財政といたしましては注視しながら財政運営に当たっていきたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9 番（石丸典子） お聞きをしておきます。9月議会のときには決算後に次の中長期財政計画、見直しの中長期財政計画に着手されるということでお聞きをいたしました。2つ目のところに関わってきますけれども、ここで区切ったほうがいいですね。1つ目、①はお聞きを

しておきます。ちょっと次と関連するんですけど、答弁の担当が違いますので、一旦ここで切ります。

旧焼却場跡地の検査結果と今後の予定をお聞きしたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 塵芥焼却場跡地における土壌調査につきましては、令和5年度に地歴調査を行いまして、土壌汚染のおそれのある区域を確認した後、同じく令和5年度に実際に汚染物質が含まれる箇所を確定するため、表層調査を行っております。この調査では、対象となる箇所において地盤から深さ50センチまでの土壌調査を行いまして、汚染箇所の有無を把握したというところでございます。この調査につきましては、67地点において調査を行っております。そして、11地点に再調査が必要であるという結果が出ておるところでございます。

令和6年度ではこの表層調査にて確定した箇所について、汚染物質が含まれている土壌の深さを把握するため、振動調査を実施する予定でございます。この振動調査については、現在、委託業務費用の算出のため積算作業を行っている段階でございます。金額が確定次第、補正予算を計上させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 昨年の12月議会の補正のときの説明では、今後の深層調査、深い調査ということで、10メートルという説明があったかと思いますが、10メートルまで掘り下げた調査が再調査では行われるということですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） そのとおりでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 費用がかなりかかるのではないかと心配するところですが、補正予算で67か所の調査では50センチ深さで調査をされたということで、これで900万かかっておりますね。今度は10メートルの深さで11地点ということでありまして、費用がすごくかかるのではないかと考えられますけれども、その辺は見積り、まだ分からないとおっしゃいますけれども、単純に考えてもすごく費用がかかるのではないかと思いますけど、その辺はどのような見通しですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 今、委託業務の積算中というところで正確な数字はなかなか出

づらいんですが、おおむね担当課で考えているのは600万ぐらいなのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 11地点で全体で600万ということなんですね。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） そのとおりでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 調査をした後の費用、経費というのは何かありますか。調査後の作業。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） この調査は先ほど申しましたように汚染されているところの部分でどれだけ汚染されておるのかというところの話かと思います。結局、ここで例えば再調査で出て、どれだけその土壌を搬出せないかんのかというところで、その撤去に要する工事費用が今後かかってくるのではないかとということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 再調査によってそれが明らかになってくるということですので、また次の機会にお聞きをすることにします。

この土地については売却予定の用地ですね。ですから、しっかり土壌の検査等対策が要るというところで、必ず行わなければならないということですので、売却予定地ですので対応は必ず必要であるということなんですから、これもこれまでの財政計画の中には含まれていませんので、新たな経費ということなんです。

それと全体の財政運営のところで大きなのがやはり、ごみ処理の広域化に関わる場所なんですけれども、ちょっと通告書には具体的には入っていませんけど、やっぱりごみの処理に関わる場所、焼却場関係の費用が大きくなってくると思いますけれども、この辺の見込みはいかがですか。予定どおりですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 今、議員ご指摘していただいておりますところでございますが、山辺県北西部広域環境衛生組合も順調、予定どおり工事も着々と進んでいるというところがございますので、当初予定していたとおりで進んでいくのかとは考えています。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 補正で少し増額がありましたけれども、それ以外には費用がかさんでく

るということは今のところないという理解でよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 財政計画の見直しについては、9月の決算終了後にまた出されるということで、また説明も頂きまして、お聞きをすることにいたします。この財政計画についての項目は以上で終わります。ありがとうございました。

次の項目をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） クーリングシェルターの指定についてお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） クーリングシェルターの指定についてご回答をさせていただきます。

石丸議員、先ほど少し述べていただきましたように、今回、4月に気候変動適応法が改正をされまして、特別警戒情報が出た場合におきまして、住民の方々の健康に係る重大な被害が出るようなおそれがある場合について、熱中症対策といたしまして公共施設等をそういう避難場所に町長が指定することができるというような改正でございまして、本町におきましては、少し遅れてで申し訳ございませんが、今、クーリングシェルターの指定に向けまして現在、事務を進めているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 既に進められようとしているということですね。これは公共施設だけでなく、民間のお店、スーパー等もできるようなところですが、公共施設以外にもお考えでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 現段階におきましては、公共施設を優先的に指定したいと考えているところでございます。今回の改正におきましては、熱中症特別警戒アラートが発令されたときにその施設に避難というんですか、一時的にその施設に行くことができるという場所でございますので、もし、指定された場合におきましては受入れの人数を一定限度確保しないというような条件がございます。事前に開放可能時間であったり、受入れ可能人数というのを先に公表いたしまして、出た場合にそれを確保しないというような一定限度の条件等もございますので、まずはしっかりと公共施設の中でそれを取組をさせていただきたいと現状

考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 上牧町でも以前から2000年会館のロビーでしたか、高齢者等、なかなかエアコンを使うのを控える方が多いとか、熱中症対策に気軽に涼んでいただけたところというところで2000年会館をお使いくださいというふうなことも行われていましたね。ああいう形でされるということなんですかね。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、石丸議員おっしゃっていただいたとおり、以前から2000年会館等をはじめ文化センター等におきましてもそういう形でご利用いただいているということでございますが、現状、法律の改正によりまして指定することができると、場所を確保するよいうということなので以前から、今言うている熱中症対策というような形で、住民の方々がもし、そういう体調が悪くなる、例えば買物に行ったときに途中で体調が悪くなったりとかいうようなことがあれば、一時的にその施設等を使っていただいて、休憩をとっていただくということで、以前からご利用していただいたところでございますが、法律が改正によりまして、明確に指定することができるというふうに改正になっておりましたので、改めてその分に基づきまして、指定をさせていただくということでございます。

現状、例えば本庁のロビーにおきましても、巡回バスを待ついただく時間、来るまでに待ついただく間にロビー等でそういう一時的にそこで、くつろぐという表現としておかしいですが、ご利用いただくことも可能ということで今までから実施はさせていただいてるところでございますので、今回につきましては法律の改正に基づきまして指定をさせていただくということでございますので、運用といたしましては以前から一部させていただいたという認識を持っているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 既にこのクーリングシェルターを指定されている自治体もありますけれども、この6月、もう既に猛暑になっておりますので、自治体によりまして6月から9月までという期間を決められているところもあるんですけれども、上牧町は今年の夏というか、この期間に始められそうですか。公共施設をまず優先、公共施設ですということですけど、今お聞きしましたら今までやっていたようなご自由に涼んでくださいというようなものではなくて、受入れ人数確保できるかどうかということで、たくさん来られてもということもあるんだと思いますけれども、その辺を検討するに当たって、この暑い時期に始められるとい

うふうな予定でしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） この分につきましては、国においても運用期間というのは一部示されておりまして、今年で言いますと、10月の23日、第4水曜日までの形でということで、国でも少し示されておりますので、必ず今年度中に速やかに、準備が整い次第、まずは公共施設のきちっと指定をさせていただきたいと考えているところでございます。

少し私の説明が悪かったのか分かりませんが、今回の指定につきましては、先ほど少し説明をさせていただいたように、人数を事前に公表して、その人数を確保するということには現状なっておるわけですが、ただ、熱中症特別警戒アラートが出ていなくても庁舎なりのロビーであったり、2000年会館についてはご利用いただくことは可能だということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） クーリングシェルターに指定しなくてもご自由に使っていただくという形でもいいわけですね。ですけれども、上牧町としては暑熱避難施設に指定する方向ですというふうな理解でよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 法が改正されたことによりまして、熱中症特別警戒アラートが発令されたときに、その場所を事前に指定しまして、そこに避難していただくというふうなことでございますので、日常そこまでの暑さにならなくても、今でも暑いので公共施設の中で少し休憩をさせてくださいというようなことで、現状ご利用いただいている施設等もございしますので、本町といたしましては、これが出ない限り施設を使ってもらったら困るということではございません。あくまでも今回、法律の中で、熱中症特別警戒アラートが出たときにしっかりと場所を確保することができるということでございますので、これに基づいて今回指定をさせていただくということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 分かりました。前向きに検討していただいているということで、4月に施行されたということもありますが、ありがとうございます。気象庁の発表でも昨今の気候は災害級の酷暑とまで言われていますので、本当に暑いのがこの頃の気候ですので、ぜひ対応をよろしくお願いいたします。

また、ちょっと観点が違うんですけども、物価上昇が続いているということと6月から

電気代の値上げがあるということに関して、特に高齢の方などはエアコンの使用を我慢する人が本当に出てきて、熱中症が本当に心配されるところです。そういう方も含めて公共施設のエアコンが効いたところで少し、涼しいところで熱中症の対応ができるよう、熱中症の対策ということでしていただければと思います。ありがとうございます。しっかり対応していただきますようお願いしておきます。ありがとうございます。

では、次の項目お願いいたします。4つ目、桜の被害について現状と対応をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） まず、現状についてでございます。クビアカツヤカミキリによる桜への被害につきましては奈良県サクラ見守り隊ボランティアの方々が調査等を行っていただきまして、計16本の被害があったという報告があり、報道されておるところでございます。

内訳といたしましては、町有施設につきましては9か所、そして民有地については7か所という状況となっております。被害のある樹木につきましては、枯死していると認められていないため、直ちに伐採等の処理をする必要はないということでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 民有地のところもあるということですので、どこの部分ですかというのは個別にはちょっと言えないところ、聞けないところなんですけれども、公共施設のところですぐ伐採は必要ないということですね。確かに学校周り等が古い木がありますし、一部歩道のところにもありますが、特に伐採はないと。

これ、サクラ見守り隊というボランティアさんの調査で分かったということですので、もう少ししっかり見たら被害が出ているかも分からないということですかね。桜の本数、自治体によって差が出てきているというのはボランティアさんの調査の数ですかね。上牧町16本というふうになったら、そんなにあるのかなということで、伐採をしなければいけないのかなと思って心配されるところですけれども、その辺はいかがですか。それと、広報等でもぜひ、こういうことをお知らせをしていただきたいと思いますと思いますが、そのほうはどうでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 都市環境部長。

○都市環境部長（吉川昭仁） 今、議員指摘していただいているところでございますが、桜の本数というと町内でもかなりあるという中で16本の被害があるということなんすけども、これは先ほど申しましたように、ボランティアさんの見守りの中で発見されたというところで

ございますが、現実、まだそれ以上の本数が被害があるということは考えられることでございますので、今後、しっかりと対策は考えていかなければならないと思うんですが、今、うち、町内の桜にこだわらず管理しとるところの消毒作業もやっておるところでございます。年1回消毒の委託をさせていただいております。

この消毒の中でも一定の効果があるというのは聞いておるところでございますので、これは引き続き、消毒をして、この対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それと併せて広報でございますが、町としても広報誌にその部分を掲載させていただきたいというふうに考えているところでございますが、今、県でもしっかりとその部分の周知はさせていただいておりますので、それも併せて今後、発信していければなというのは考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ありがとうございます。特定外来の生物は植物に関しても、昆虫類に関しても本当に多くなっているなというのがすごく感じているところです。植物、生物、いろいろ珍しいもの、きれいなものというところで、本当に知識がないと分からないというところですが、しっかり注意しなければいけないというふうなところもありますので、広報のほう、よろしくお願いいたします。

すぐに伐採をしなければいけないというものではないということでは少し安心をいたしました。ありがとうございます。以上で、終わります。結構です。

最後の項目ですが、上牧銅鐸で町おこしについての答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、まず初めに、議員ご質問の上牧銅鐸を取り巻く現状について簡単に説明をさせていただきます。

上牧銅鐸につきましては、出土後、京都在住の方の所有を経て、1879年、明治12年に静岡在住の方が譲り受けられた際に記された認め書きが当該銅鐸の収められていた木箱の裏にあり、その箱書きの記載内容から、江戸時代文化初年1804年頃に上牧村字観音山、俗称さね山から見つかったものであることが明らかとなりました。

その後、数人による所有の変遷を経て、1956年、昭和31年1月7日に静岡県指定文化財に指定をされた後、静岡天満宮に奉納され、現在は静岡市立登呂博物館に常設展示されているところでございます。

なお、当該銅鐸と箱書きのレプリカ、複製につきましては、本町中央公民館ギャラリーに

において展示をさせていただいているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） いろいろ調査していただきありがとうございます。

それで、上牧で出土したということで、上牧町または奈良県で保存をするということに関してはいかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご提案の上牧銅鐸をふるさと上牧、もしくは奈良県で管理することにつきまして、静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課に相談をさせていただきましたところ、当該銅鐸につきましては静岡県の指定文化財になっていること、また、静岡市立登呂博物館において厳正な管理が行われていることや、最も重要な観点として、そもそも所有権が静岡天満宮に帰属するものであることから、同県や同市において特に何かをすることはできず、現状を変更する考えはないという見解が示されております。

加えて、本町において当該銅鐸を収蔵するために必要な博物館等展示施設や収蔵保管庫等がなく、適切な管理という側面からも本町における管理は極めて難しいものであるというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 分かりました。恐らく大変だろうなとは分かっておりましたけれども、奈良県で近くといいますと橿原の考古博物館等もありますので、その辺で、ふるさとでという意味で言わせていただいたんですけれども、分かりました。

上牧銅鐸と同じ時期に作られているということで、島根県の加茂岩倉遺跡からも39個の銅鐸が出土しているんですけれども、上牧銅鐸はこの中の17号銅鐸と同じ鋳型から作られたということで、加茂岩倉遺跡の銅鐸と上牧銅鐸が兄弟銅鐸とも言われているということも事実がありました。上牧銅鐸のほうが後から作られてきて、言わば弟銅鐸ということなんですけれども、実物の銅鐸はなかなか、静岡まで行かないと見えないということなんですけれども、知人から島根県にこんなものがあるよということでちょっと手に入ったんですが、これはちょっと小さいんですけれども、例えば、上牧銅鐸と兄弟銅鐸が出土した加茂岩倉遺跡から出た銅鐸の小さいキーホルダーとしてこういうのが。例えばこういう形で、上牧町から出た上牧銅鐸ということで模型なり、そういうのを活用した町おこしや、またイベント等でこういうのを披露するというふうなものも今後の参考にしていただけたらと思うところです。

今、久渡古墳群の整備が行われていますので、上牧銅鐸の出土したのは久渡古墳群の3号

墳から出た古い銅鐸ということも分かっておりますので、実際にどこから出たかというのはなかなか、実際のところは定かでないんですけども、そういうふうに言われていますので、上牧町の町おこしの1つになるために、ぜひちょっと広く町民の方にもアピールしていただいて、今後の久渡古墳群の整備、また、町の1つの目玉となるような取組ができないかと思っております。ぜひ検討の1つに加えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員がお示しになられたキーホルダー案なんですけど、それを作成するについていろいろ調整することが必要だと思っておりますので、できましたら、その部分についても対応させていただくと、今、町長部局のほうでゆりはちゃんのステッカーをお配りをしていると思うんですけど、その中に1つのコンテンツとしてこの銅鐸の分を掲載するなど、その部分の既存の部分の拡充を図りつつ、銅鐸の部分についてのアピールもしていきたいというふうに考えております。

当然、担当部長としても、この上牧銅鐸が上牧町で出土したにもかかわらず、静岡で保存、保管をされているということについては、今回、議員の質問をきっかけに調べさせていただいて、その辺の流通の経路であったりが分かったということもございますので、その部分について、現状、文化センターに設置をして、展示をしております銅鐸と木箱の部分についてちょっと銅鐸の旅した経緯を地図で示すとか、時系列でちょっと補足的な説明を加える等の部分で、展示において町民の方々にさらなるご理解とご関心をお持ちいただけるような体制も整えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） ありがとうございます。私も実は展示されているのは知っていましたが、改めていろいろ読んだりしまして、なかなかこの町のことをしっかり、まだまだ勉強できていないなという思いでいます。小学生などはそういう学校の中でいろいろ郷土を知るところで勉強しているというふうに聞いております。

この上牧銅鐸ですけれども、これまでに一時里帰りというふうなことがあったかというのをちょっと何かで見たんですが、そういうことがあったんですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 平成29年、2017年度に奈良県下の各地において第32回国民文化祭・なら2017の協賛事業として、本町において、ふるさと上牧の歴史遺産、上牧銅鐸と上牧久渡古墳群をテーマに文化財展示と講演会を実施をさせていただきました。その際に静岡県から

上牧銅鐸の現物をお借りをし、いわゆる里帰り展示ということで1週間程度、展示をさせていただいたという事実があるというふうに確認をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 石丸議員。

○9番（石丸典子） 平成29年といいますと、私、当然議員のときでしたけれども、ちょっと知りませんでして、いろんなところに関心を持たないと駄目だなというのをすごく今回感じたところです。これは恐らく県の事業の一環でされたということで、費用面等もかかってくるので、その辺があったかと思えますけれども、またこういう機会がありましたら、まだちょっと先になりますけれども、例えば久渡古墳群が完成した暁であったり、また上牧銅鐸の再度の里帰り等も期待したいところです。

また、しっかり、町のこういう歴史的な発掘されたものの紹介と郷土のこと、ふるさと上牧のことをよく知っていただけるような広報等もお願いして、少しでも町おこしにつながればなと思っているところですので、今後もよろしく願いいたします。また、いろいろな講演も今後行われますが、私も努めて参加をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。丁寧なご答弁をありがとうございました。

これでこの項目を終わります。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。多岐にわたりご答弁いただきありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、9番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時00分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◇氏 原 賢 一

○議長（牧浦秀俊） 次に、2番、氏原議員の発言を許します。

氏原議員。

(2 番 氏原賢一 登壇)

○ 2 番 (氏原賢一) 議席番号 2 番、公明党の氏原賢一でございます。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

私からの質問は 2 点でございます。

1 点目は、新型コロナウイルス接種についてでございます。行政の役割は住民の豊かな生活と生命を守ることであり、上牧町では毎年 10 月 1 日から翌年 1 月末までの期間で高齢者インフルエンザ定期予防接種を実施していただいております。さて、新型コロナワクチンは今年 3 月までは全額公費負担で接種を受けることができましたが、4 月からは季節性インフルエンザと同様に、原則、接種費用の一部自己負担が求められる定期接種で行われます。定期接種では接種費用の一部が国の交付税で補助されますが、厚生労働省は自己負担額を最大で 7,000 円になることを正式に発表しました。

なお、定期接種の対象者は 65 歳以上の高齢者と 60 歳から 64 歳の重症化リスクが高い人で、これ以外の人はい任意接種となるため、自己負担額は 7,000 円を超える見通しです。この 6 月からは電気ガス料金の補助がなくなり、物価高騰が続く中で新型コロナワクチン定期接種の自己負担額 7,000 円について、上牧町の見解をお伺いいたします。

2 点目は、軟骨伝導イヤホンの導入についてでございます。軟骨を振動させることで耳の中の空気を震わせ、音を伝える軟骨伝導は奈良県立医科大学の細井裕司学長が 2004 年、平成 16 年に発見しました。空気振動で音を伝える気導、骨を振動させて音を伝える骨伝導に続く、第 3 の聞こえとして 500 年ぶりの発見とされております。一昨年、令和 4 年に製品化され、役所や金融機関、病院などの窓口に導入されております。

導入の理由は、ほとんどの窓口は個室ではないため、耳の遠い高齢者に職員は大きな声を出さざるを得ず、プライバシーの確保が難しいとのことからです。また、認知症になる最も大きな危険因子は難聴であることが報告されていることから、上牧庁舎及び 2000 年会館、体育館など、全ての窓口に導入してはいかがでしょうか。

以上の再質問は質問者席で行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長 (牧浦秀俊) 氏原議員。

○ 2 番 (氏原賢一) それでは、新型コロナワクチン接種について答弁をお願いいたします。

○ 議長 (牧浦秀俊) 健康福祉部理事。

○ 健康福祉部理事 (林 栄子) それでは、新型コロナワクチンの定期接種についてお答えを

させていただきます。

令和6年3月に国が示した接種費用1万5,300円に基づきまして、国からの助成金8,300円を除いた7,000円。先ほど議員がおっしゃってくださった7,000円分の半額を町で見させていただきます。半額を個人負担として、お受けいただきたいと思っております。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 本来なら7,000円かかるところを自己負担額3,500円を町で補助して接種をしていただくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（林 栄子） そのとおりでございます。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 期間は季節性インフルエンザと同じ10月1日から来年1月末ということによろしいでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（林 栄子） 国がインフルエンザと同じような形で示してきておりますので、当町もそのように考えております。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） その案で進めていただければいいと考えております。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） 次に、軟骨伝導イヤホンの導入について答弁をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○2番（氏原賢一） それでは、答弁をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（林 栄子） 軟骨伝導イヤホンは耳周辺の軟骨を振動させて音を伝える新しい技術を用いたもので、頭蓋骨を振動させて音を伝える従来の骨伝導と比べ、イヤホンを耳の穴まで差し込む必要がなく、長時間装着しても耳の穴に圧迫感や痛みを感じにくく、また、イヤホンに凹凸がなく、完全に清拭できるため衛生的であるというメリットがあると承知しております。また、集音器とセットになっている上、周囲の雑音を取り除く機能があり、小さい声でも聞き取りやすくなっているため、耳の聞こえが困難な軽度、中等度の難聴の方への窓口対応においては個人の情報を周囲に聞かれるリスクを減らし、プライバシーの保護

につながる効果があると認識しております。

現在、奈良県下でも軟骨伝導イヤホンを行政窓口を設置する自治体が増えており、その利用効果についての検証を行っているとも伺っております。氏原議員から全ての窓口への導入をご提案していただいているところではございますが、本機は簡単に持ち運びが可能であるということ踏まえ、まず本庁庁舎に住民保険課の窓口１台と、高齢者が相談事で来館されることが多く、また介護保険の認定調査等の訪問の際の活用も想定できることから2000年会館用として１階の窓口３台、この３台のうちには訪問用にも利用ということで、この設置を検討したいと考えておるところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 氏原議員。

○２番（氏原賢一） 軟骨伝導イヤホンのこと、よく調べていただき、ありがとうございます。

確かに私からは全ての窓口ということで質問の一般通告書に入れさせていただきます。私も軟骨伝導イヤホンを体験した者として、住民さんと対面する全ての窓口を導入していただきたい思いがありますが、私も行政で勤めておりましたので、一気に全てとはいかなくても、お聞きした、ここの庁舎、2000年会館３台、まずは職員さんでも試していただければと思っています。

今回、開発、発明した細井学長は、高齢の難聴に関して、聞こえているつもりで実際には完全に聞こえていない人が多くて、国内の難聴者1,400万人のうち補聴器の利用者は僅か200万人だと指摘しております。難聴は認知症の要因となっております。改善することで予防につながることを強調していることから、町長室、副町長室、教育長室にも導入していただき、来客される方々にまずは試していただき、高齢者の難聴をサポートしていただければと考えております。取りあえずの導入は歓迎いたします。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、２番、氏原議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は１時20分といたします。

休憩 午後 １時 11分

再開 午後 １時 20分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。

◇

◇竹之内 剛

○議長（牧浦秀俊） 次に、8番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（8番 竹之内剛 登壇）

○8番（竹之内剛） 8番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い質問させていただきます。私の質問は大きく分けて1つになります。上牧中学校の新築について。

令和6年6月から上牧中学校の新築関連工事が始まり、10月からは新築校舎建設工事が着工される予定です。令和8年4月には上牧第二中学校と統合されて新しく上牧中学校として開校となります。

そこで、工事期間中の在校生徒の学習環境等と開校に向けての生徒の通学方法について質問いたします。

1、工事期間中の授業、部活動への配慮等について。①授業に対する影響について、②部活動への影響について、③学校内の生徒の動線について。

2、新築開校に伴う生徒の通学方法について伺います。

以上です。再質問は質問者席から行わせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 座ったままお願いします。それでは、順次、答弁お願いいたします。

まず1番、工事期間中の授業、部活動への配慮についての1番、2番、3番、よろしくお願ひいたします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 統合中学校新築工事について説明させていただきます。

当該工事につきましては、役場横のグラウンドが工事エリアとなっておりますので、請負業者選定に際して、技術提案として騒音対策を設けるなど、工事期間中の授業、部活動への影響を最小限にとどめられるよう、しかるべく対応策を講じていきたいと考えているところでございます。

とりわけ、授業につきましては、従前、工事エリアに最も近い校舎棟に一部の普通教室が

配置をされておりましたが、授業への影響を考慮し、学校と相談の上、工事エリアから少し離れている校舎棟への教室の配置を変更する予定としているところでございます。また、それに併せて、変更となる教室には空調が整っておりませんので、当該教室への空調整備につきましても夏季休業中に行う予定としているところでございます。

加えて、当該新築工事の関連行事である体育館の基礎くい撤去工事が夏休み期間中に着工予定となっておりますが、以降、解体工事、外構工事が完成する令和10年3月までの間、メイングラウンドにつきましては使用できなくなります。したがって、屋外での体育授業につきましては、当面、南グラウンドで行うこととなりますが、現状、南グラウンドにつきましては雑草が広範囲に発生をしており、水はけも悪く、雨が降るとぬかるんだ状態が続くなど、土の劣化等が深刻であることから、2学期以降の屋外での体育授業を安全かつ快適に実施できるよう、現在、南グラウンドの改修工事を行っているというところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 少し長めの答弁を頂きましたけども、分けて聞かせていただきます。

まず、最初に答弁いただきました、懇談会でも、協議会でも資料を頂きましたように、今年度の7月からくい撤去工事が始まり、10月から新築工事が始まるということで、まず、くい撤去が始まるということはもうグラウンドが使えなくなるということで、上牧中学校の保護者の方から相談があったんですけども、学校から案内を頂いて、夏季頃より工事を始める予定として、2・3年生保護者へ向けて、校舎の教室配置の案内が配布されたということで、グラウンドに一番近い3つの教室があるC棟のところが工事が始まるので、振動、騒音が考えられるので考慮して教室を移動すると。

教室を通路を使った裏側の校舎に移動するというので、移動する教室にエアコンが設置されていないということがちょっと報告があったので、数年前にエアコン完備されたけども、移動に使われる教室、そこにはついてないのではないかというのを聞いたかったので、今、部長が答弁していただいたように校舎は移ると、そちらの移る校舎には冷暖房、エアコンが設置されているのかということも準備ができているというか、あれでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） はい、そのとおりでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 工事が始まって移動で、まだ始まっていませんけども、始まる前にしっかりと準備をしていただきたいという気持ちもありましたので、保護者のご意見を入れなが

ら質問させてもらいました。

次ですけれども、南側グラウンド整備が4月末から7月上旬まで予定という形で頂いているんですけども、今もう工事が始まっておりますよね。週3回ほどあそこの横を通るので工事は進んでいるなど見ながら通らせてもらっていますけども、グラウンドを使用している部活動があったと思うんですけども、例えば体育クラブになると思うんですけども、あそこを使用していたクラブ、陸上部はこっちのところでやっていると思うんですが、サッカー部、野球部、その辺のクラブの状況は今どのようなになっていますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それは南グラウンドの状況ということでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 工事が今、着工されているところのグラウンドで部活動をしていた子どもたちは影響を受けているのか、それともどこかで代替えで活動しているのかという質問です。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 上牧小学校の上のグラウンドを活用する等の措置をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） それはサッカー部と野球部でしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 野球部はちょっとお聞きしましたら、今、入部を止めておられるという状況を聞いたので、サッカー部はそちらのグラウンドで活動されているということによろしいですね。分かりました。

それと、グラウンドが出来上がったら、サッカー部はそこでできますけども、次に校舎が建築が夏以降始まって、くいの撤去工事が始まったら、先ほどおっしゃいましたが、陸上部が今度は移らなきゃいけないということ。その辺に関しまして、夏休み中は移って部活をするということですけども、その辺の理解でよろしいですか。夏休み中でいいですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ちょっと聞き取りにくかったので、もうちょっとマイクを近づけておっしゃっていただけますか。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○８番（竹之内剛） ちょっと大きい声を出します。

サッカー部はグラウンドが今、改修されていて、７月上旬には完成すると。サッカー部はそちらに戻って活動できますが、今度はいく抜きの工事が始まって、校舎が建つまでは陸上部が活動しているグラウンドが使えなくなるので陸上部は夏にはもう南グラウンドに移って部活をするという理解でよろしいですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 取りあえず、くいの撤去等で、まずはメインのグラウンドが使えないということであれば南グラウンド。そのうち、工事が始まれば当然のことながらグラウンドが使えませんが、南グラウンドでの活用ということになるのかというふうには考えております。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○８番（竹之内剛） 分かりました。部活動とか体育授業は体育倉庫という倉庫がありますよね。そちらに体育で使うスポーツ用具や器具は全部収めていると思うんです。場所は移れますけれども、その器具等は持って移れる場所はあるかというのはちょっと心配なんですけども、いかがですか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 具体的な体育の授業であったり、クラブ活動で使う資器材については現状メインのグラウンドにあるんですが、その分が使えませんが南グラウンドに、コンテナ形式がいいのか、当然、収納するボリュームにもよると思うんですけど、南グラウンドで南グラウンドを使っている器械においては保管、保存ができるような体制を整えるということで現在、検討しているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○８番（竹之内剛） 移していただけるということ。今現在、南グラウンドには倉庫があるんですよ。東の端っこに古い倉庫があるんですが、もう水浸しになったりするので、今コンテナと言ってお聞きしまして、検討中ということで対応になるのかどうか、陸上の用具であれば高飛びのマットも大きいし、いろんなものがあると思うので、その辺はしっかり検討していただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○８番（竹之内剛） それでは、２番、部活動への影響についてお聞きしましたので、次、③番ですけれども、学校内の生徒の動線、工事期間中における生徒の動線について答弁よろし

くお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 当該工事期間中における生徒、教職員両方における安全確保するため、工事エリアについては仮囲いをするということとしております。当該仮囲いができることによって子どもたちの動線について若干の制限をかけざるを得ない状況は発生してくるものだというふうに考えているところでございます。

また、工事期間中の動線はじめ、様々な不便が生じるおそれがございますが、基本的には生徒ファーストといいますか、生徒の移動にかかる時間で、時間はそんなにかからないと思うんですけど、移動に際しての安全の確保については万全を期すべきことであって、そこで事故等が起きれば、また、その建築そのものに傷がつくということにもなりますので、工事期間中せっきくの整備をして、良好な環境での学習を目指す上において、工事期間中で事故が起きてはならないという考えの下、安全管理については重点的に徹底を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） 事故はゼロというのは当たり前という観点からしっかり考えていただいているみたいなので、その辺、ここはもう始まってみないと分からないというよりもしっかりと安全面を考慮して進めていっていただければと思います。ありがとうございました。

では、次、お願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 2項目めの質問ということでよろしいでしょうか。統合後の中学校における通学についてのご質問だったと認識しております。

現在、学校統合準備委員会で部会を設けて検討しております学校の通学に関する安全の確保とその手段につきましては、近年、気候変動等による通学に係る負担が増えているということへの生徒の健康面、学習面の影響が懸念されているという状況でございます。今後、当該部会におきましては、通学ルートとするべき予定のところの現地調査等を行い、危険箇所の有無の確認、また安全対策についても十分に考えをさせていただいた上で、具体的な通学の在り方については決定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、令和8年4月開校ということでございますが、今、子どもたち及び保護者については、通学についてはかなり不安と期待があるのかというふうには存じておるところでございますので、その部分についてはさらなる検討を進め、可能な限りその辺の方向性については、

お示しをさせていただくことが必要ではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 竹之内議員。

○8番（竹之内剛） ありがとうございます。学校適正委員会で今しっかりと議論していただいているということで、実はお示しいただきました協議会の新しい学校の地図の中に自転車置場というのが示されていまして、私は二中校区なので、桜ヶ丘の端っこは非常に遠く、また松里園の端のほうからも来る子どもたちがいるということで、やはり、それを見られた保護者の方、遠くから来る保護者の方、これから入学するであろう保護者の方からすごく質問があるので、今、検討していただいていますよということで。

まず、私は検討委員会に入っていないので分からないんですけども、自転車というのは非常に危険な乗り物で事故が多いということで、今、自転車に関係する事故が多発していて、交通違反も2年後にも16歳以上の子には青きっぷを切っていこうじゃないかというのはもう可決、成立されたということを聞いておりまして、危ない乗り物であるんですけども、交通事故が全国で減少しているにもかかわらず自転車の事故が増えている。

乗らんほうがいいんじゃないかという事例は非常に多いんですけども、逆にこれから自転車はしっかりと規則を守って、例えば歩道を走れない、ここを走る、安全に走ったらこうできるというところを考慮した上で学習をしながら、自転車をこれから16歳以上になっても乗るであろう子どもたちに自転車教育という形でしっかり植え付けていけば安全面はクリアできるのかなという私の意見なんですけれども、これから自転車社会になっていくし、ヘルメットはもうかぶって安全面に考慮する、事故に遭わないようにする形になると思いますが、これは先ほども答弁いただきましたが、学校適正委員会でしっかり検討していただいていると思うので、保護者の方の意見を聞くところがあるのであれば、また聞いていただければと思います。

それと、自転車は非常に危険ですけども、その辺を考慮しながら進めていただければという、これは答弁は結構ですけども、どこかでしていただければという思いを持っております。以上で結構です。

最後ですけども、関連といいますか、初日の議会で部長から、上牧中学校と二中が統合するということで、部長の言葉の中に、新しく入学する児童を含めて生徒たちに、中学校統合まで限られた期間であるが、上牧二中への愛着と二中学生としての誇りを持って、この先も一日一日大切に思い出を残す、充実した学校生活を送ってもらいたいとおっしゃっていただ

きました。

二中生への考慮も非常に大事ですが、上牧中学校在校生の２・３年生がいます。その子たちが卒業するときには校舎ができますが、できた校舎を横に見て卒業すると思うんです。でも、彼たち、彼女たちにもやっぱり、思い出に残るセレモニーやイベントをしっかりと持っていていただいて、両校同じ共通理解で学校を建てて統合してよかったねと思えるように進めていただきたいと思う思いもありますので、その辺またよろしく願いいたします。

答弁は結構ですので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、８番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は１時５０分といたします。

休憩 午後 １時３９分

再開 午後 １時５０分

○議長（牧浦秀俊） それでは再開いたします。



◇木 内 利 雄

○議長（牧浦秀俊） 次に、１１番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（１１番 木内利雄 登壇）

○１１番（木内利雄） １１番、木内利雄でございます。議長より指名、許可を頂きましたので、通告書に従い順次質問をさせていただきます。

質問事項は、１点目が児童、生徒等の健康診断について、２点目が人口戦略会議の分析レポートについて、そして３点目がコロナ貸付金の返済状況についてでございます。それぞれお伺いをいたします。

それでは最初に、児童、生徒等の健康診断についてお伺いをいたします。このことについては２点質問をさせていただきます。

まず、その１点目は、小・中学校及び幼稚園の児童、生徒等が検診実施日に欠席した等の理由で在籍している学校、また園での健康診断を受診できなかった場合の対応についてお尋ねをいたします。

学校保健安全法第13条には「学校においては、毎学年定期に、児童、生徒等の健康診断を行わなければならない」と明記をされております。そこで、まずは、いつ、どこで、どのような形で健康診断を行っているのか。そして次に、在籍校・園での健康診断を受診できなかった場合にはどのように対応しているのか、それぞれ答弁を求めます。

次に、本年１月22日、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から各都道府県及び指定都市教育委員会学校保健担当課長らに通知された「児童、生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」に関してお伺いをいたします。

同通知では「正確な検査、診察を実施するとともに、児童、生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要です。このため、文部科学省においては、児童、生徒等の健康診断時の脱衣を伴う」、この脱衣というのは服を脱ぐ脱衣ですね、「脱衣を伴う検査における留意点についてを令和３年３月26日付で発出し、脱衣を伴う検査における留意点について周知したところです」と記載をされています。

そこで、上牧町において、過去に児童、生徒等のプライバシーや心情に関してのトラブル等の有無についてはいかがだったか、答弁を求めます。次に、健康診断実施のための環境整備の取組状況についてもお伺いをするところでございます。

次に、２点目の質問でありますが、人口戦略会議の分析レポートについてお尋ねをいたします。

2023年、令和５年12月、国立社会保障・人口問題研究所が公表した新たな日本の地域別将来推計人口に基づき、人口から見た全国の地方自治体の持続可能性について、人口戦略会議が分析を行ったところでございます。同分析レポートでは、10年前の2014年の分析は日本の地域別、将来推計人口における20歳から39歳の女性人口、以下では20歳から39歳の女性人口を若年人口ということで表現させていただきます。若年人口というこの言い回しには若干抵抗があるんですが、私が言っているのじゃなくして人口戦略会議がこのように表現されているので、お聞きいただきたいと思います。もう一度申し上げます。20歳から39歳の女性人口、いわゆる若年女性人口の将来動向に着目したものであった。この若年女性人口が減少し続ける限り、出生数は低下し続け、総人口の減少に歯止めがかからない。

人口減少のスピードを考えると、若年女性人口が2010年から2040年までの30年間の間に

50%以上のスピードで急減する地域では70年後には2割に、100年後には1割程度まで減っていくことになる。このような地域は最終的には消滅する可能性が高いのではないかと推測したものであります。

今回もこうした前回の考えを基本的に踏襲し、若年女性人口が2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する自治体を消滅可能性自治体としています。そこで、2014年から2023年、この10年間の上牧町における若年女性人口の推移、そして減少率についてまず、答弁を求めます。

次に、コロナ貸付金の返済状況についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大期に困窮者の生活を支えるため国が行った特例貸付の制度で、貸付金の返済が低調との報道があります。2020年3月から2022年9月に行われた特例貸付制度には一時金で貸付上限20万円の緊急小口資金と、次に生活再建のための貸付上限180万円の総合支援資金がありました。休業などに伴い収入が減った場合、1世帯当たり合わせて最大200万円を無利子で借りられたものであります。

厚生労働省のまとめによると、貸付総額は約382万件、総額は1兆4,431億円に上る。返済は昨年1月から順次始まり、2年または10年を期限に完済する必要があります。ただ、全国社会福祉協議会が昨年9月までに返済開始の対象となった約260万件を分析したところ、返済中は29.9%にとどまり、連絡なし、滞納が26.8%、そして住民税非課税などの条件を満たし、全額の返済が免除されたのは37.6%だったと報道をされているところであります。

そこで、上牧町の貸付件数、そして貸付総額、そして返済状況について、それぞれ答弁を求めるところでございます。

質問内容は以上でございます。再質問に関しましては質問者席で行わせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それではまず、本町各学校・園で学校保健安全法に基づいて実施しております児童、生徒及び園児の健康診断について、実施の時期、実施場所及び実施の形態について回答をさせていただきます。

当該健康診断の実施時期につきましては、毎年1回、6月30日までに実施することが学校保健安全法によって義務づけられており、本町におきましては、事前に学校医との日程調整を経て、5月から6月にかけて順次実施をしているところでございます。

実施場所につきましては、児童、生徒及び園児が在籍する学校または幼稚園の空き教室または特別教室を利用して行っているところでございます。

実施の形態につきましては、内科検診におきましては、プライバシー等に配慮し、男女別による実施を進めているほか、検査会場となっております教室内の待機人数を5名ないし6名の少人数としているほか、パーティションにより動線を一方通行とし、診療をスムーズに行える形態としているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） まず、どのような形で健康診断を行っているのかについてもう少しお聞きをしたいんですが、ただいまお聞きしていると、空き教室か何かで、その教室の中に一定数、五、六名が入って、ほかのメンバーは廊下におるのかなというイメージだったんですけども、診察を受けている同じ教室の部屋の中で五、六人は待機をしている。ただ、パーティションはあって見えない状況下にはあると、こういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ここで、教室の中でおると、そんなに広い空間ではないと思うので、学校の校医さんがその子に話している状況等については同じ部屋におる五、六人は同じタイミングで聞き取ろうと思えば聞き取れるというか、勝手に耳に入ってくると思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 健診については、そのような形で同一教室内にありますので、子どもたちの情報は全部漏れ聞こえるということは考えられるというふうに承知をしております。ただ、本町におきましては、そのようなことを回避する上において、子どもたちにおいて異常な所見がある場合については、あらかじめ子どもたちに関する肥満であったりの項目について、それを符号化して、例えばAの異常があるという形での配慮を学校医さんのほうでしていただいておりますので、以前にはちょっと漏れ聞こえて子どもたちが嫌な思いをしたという報告も受けてはおりますが、今年度の健診においてはそのような報告は受けていないというような現状でございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） そのことは後の環境整備というところでもう少し突っ込んでお聞きをしているんですが、そのことは置いておきます。

それで、次に大事なのが集団で受診をできなかった、検診を受けられなかった場合につい

てはどのようにされているのか。取りあえずそこをお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 不登校、様々な事情により当日欠席できなかった児童、生徒、園児の保護者に対しましては、学校・園から受診勧奨を行い、学校医をお願いしております先生方がいらっしゃいます医療機関で、学校健診後おおむね2週間程度の期間を設定し、保護者負担なしで個別に受診をしていただくよう案内をしているところでございます。また、心電図など特別な項目につきましては、検査機材が当該医療機関では整備されていないという状況でございますので、近隣にございます検査機関をお願いをして、この部分についても公費負担にて実施をしているというのが実情でございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 今お聞きしとったら、要は受診できなかった人に関しては、学校内じゃなくて学校へ担当していただいている校医さん、学校の校医さん、医者へ、要は外部検診という形で行ってもらっているんだという理解でよろしゅうございますか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） それでは、未受診者、いわゆる受診をできなかった人というか、内部の学校内でも集団検診でも外部の行ってでも受診していない、未受診者はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 何らかの事情、主に不登校が原因となる場合が多いんですが、その部分の状況について、説明をさせていただきます。

令和4年度におきましては不登校児童、生徒は43名存在しておりました。内科検診にあっては医療機関での受診者7名、これについては、先ほど議員がおっしゃいましたように、学校以外の検診ということでご理解を頂けたらと思っております、を含む29名が受診、受診率については67.4%、未受診者は14名でございます。

歯科検診にあっては、医療機関での受診4名を含む22名が受診。受診率については、51.2%、未受診が21名。尿検査にあっては医療機関での受診の1名を含む33名が受診をしておりまして、受診率については76.7%、未受診が10名。心電図におきましては、新入学の児童、生徒が対象となっておりまして、不登校の児童、生徒5名中5名全員が学校での受診をしたとい

うところでございます。

また、令和5年度につきましても同じような傾向がございまして、不登校児童、生徒については45名に対し、内科にあっては医療機関での受診6名を含む30名が受診、受診率については66.7%、未受診は15名。歯科検診にあっては医療機関での健診の7名を含む23名が受診、受診率については51.1%、未受診22名。尿検査にあっては医療機関での検査7名を含む35名が受診をしております、受診率は77.8%、未受診は10名。心電図にあっては対象児童10名中医療機関の受診1名を含め全員が受けてもらっているという状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） もう令和4年はあれなので、両方言ったら時間かかるので、令和5年度だけちょっと再質問させていただきます。

先に不登校児童数がこの部分では令和5年度で45名とお聞きしたんですが、私の記憶ですと30名のような記憶があるんですが、この45と30のそごは、どういう具合で45になっているんでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） その差につきましては、今、議員がおっしゃいました数字につきましてはいわゆる年間30日以上欠席をしているということで県に報告をさせていただいておる数字でございまして、不足の状態、30日に至らない児童、生徒もいるということで、その数字の差に表れているものであるというふうに考えております。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） そこで、取りあえず45名としておきます、この不登校の受診していないが、内科検診のみで申し上げるんですが、33%が受診をされていないと。これらの人に関してはどういうフォローをなさっているんでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほど回答させていただきましたとおり、学校から保護者に受診勧告をさせていただいて、一定期間、医療機関での期間を設定し、検査をしていただくように案内をさせていただいているということでございまして、そのとき、当日の体調不良等の欠席の子どもたちと同様の扱いをしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 言いにくいんですけど、この未受診ですけど、要は受診をしていない人なんですけども、今回何でこの質問をさせていただいているかということなんです、こ

れは北九州市の大学院生、3つの枝と書いてある、これは何て読むのか分かりませんが、「さんし」と読むのか「3つの枝」と読むのか、よく分かりませんが、29歳の女性なんですけども、この方は小学校3年生から中学校3年生まで不登校でした。小・中学校の健康診断では通常、身長や体重のほか、栄養状態や口の中の病気、心臓疾患、骨格の発達などを検査し、異常が見つかった場合は医療機関の受診を勧めます。不登校の7年間、この方ですよ、何と読むのか分からん、3つの枝と書く、「みつえだ」と言うときます。三枝さんはこうした検査を受けませんでした。

「初めに異変が表れたの歯です」。口の中の歯ですね。「歯でした。中学3年生のときに奥歯が10本以上虫歯になり、口の中が崩壊という、口腔崩壊を経験しました。上下左右全ての奥歯の神経を取った影響で、今も奥歯の根元がうんでいます」と。「さらに深刻なのが背骨でした。体を前に倒すと背中が向かって右側に大きく傾いているのが分かります。側弯症の診断は中学校、小学校の健康診断の項目に入っております。もし健康診断を受け、成長期に見つけていればコルセットで治療できる病気でした。そこで、側弯症の影響で常に腰痛や肩こりに悩まされております」。

ということ等を書いてありまして、結びで、三枝さんは、「学習は」、学校の学習ですよ、「学習は後からいくらでも取り戻せると考えますが、やっぱり健康というのは取り戻せない。歯の神経を取ったり、背骨が曲がったりしているというのは元に取り戻せません。不登校児の健康の問題は重大な問題だと思うんですが、今まで見過ごされてきていました。すごく深刻だと思います」というふうに結ばれているんですね。この大学院生が結ばれているんですけども、ここのところを踏まえて、受診をしない人をどこまでもゼロに近い形にしていたきたいんですが、町側の見解をお伺いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 不登校児童、生徒については当町にも存在しております。それらの子どもたちが健康診断を未受診ということの事態を限りなくゼロに近づけるという対策といたしましては、学校に来ることがそもそもできていない児童、生徒に対して学校での健診を強制することは難しい場面もあると認識をしております。その際につきましては、欠席となった時点で保護者の方々に、医療機関でも受診ができますということを積極的にお知らせしていくという姿勢が必要であるのではないかと考えているところでございます。

そのため、現状、各学校医さんには2週間程度の期間を設定して、追加の健診をお願いしているのですが、町内の学校医の先生方のご理解を得ながら、若干でも期間を増やすことに

よって、当然、追加健診を子どもたちが受ける場合においては保護者同伴で行ってもらっているのは実情だと思いますので、保護者の仕事の都合であったりということもございまして、その部分、1週間程度ではあるんですけども、拡大する方向でお医者さんをお願いをしていきたいというふうに考えております。

また、町内の学校医の先生方には、当該2週間の期間中、場合によっては土曜日も受けていただいている、夜間も検診に応じていただいているというようなことも聞き及んでおりますので、その部分については教育委員会としてありがたく感じておりますので、その部分、学校で受けられなかった分の検診を受ける体制の充実を図るのは必要ではないのかというふうに思っております。

また、保護者に受診勧告をする際に、学校以外での検診についても費用が発生しないということも併せて記入をさせていただいて、恐らく、経済的な理由で受けられないというのは少ないのかもしれませんが、1件でもそのような事態があるのであれば、無料対応はできるということも含めて周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ありがとうございます。それでおおむねオーケーなんですけど、先ほど、三枝さんのところでもまだ私は触れなかったことがあるんですけど、不登校の子は学校に来るのも嫌やし、校区の病院へ行くのも友達に会ったら嫌やと、みたいな子もまれにはいるようなんです。だから、その場合は校区外、なканずく町外の病院でもかかれるということも。ごくまれやと思うんですよ。けども、不登校の子にしたら学校に来るのも嫌なんだと、ほんで学校の友達に会うのも嫌なんだと、先生の顔見るのも嫌なんだと。

だから、例えば上牧町ですと、広陵町の病院やったら行けるけども、上牧町の病院へ行ったら、ひょっとして同じ児童、生徒と会うのも嫌なんだという子もまれにおるらしいんですよ。よって、そういうところは特段の配慮をして、それもオーケーという意味では、そういう施策も必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 学校健診を受けられなかった児童、生徒の対応として広域的な視野も必要であるという認識はしております。ただ、各町単位で医師会という組織もございまして、その辺、町外の方々の受入れに際して可能であるかというところも含めて検討していくべきことであるのかというふうに認識をしているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄）　ほんなら、それはまたご検討ください。

それから先ほどの2週間程度というお話がありました。これは吹田市なんです、吹田市は同様の場合については7月1日から9月の末まで3か月間オーケーということになってるんですね。この吹田市のように受診可能期間3か月間がいいのかどうかは別として、上牧町がとれる可能な限りしっかり対応をされるように。2週間というのが短いのか長いのか、私は分かりませんが、吹田市は少なくとも7月1日から9月末まで3か月間です。だから、それも鑑みて、しっかりそうした期間を持つほうが利用するほうはしやすいのではないかと思いますので、検討いただきたいと思います、よろしゅうございますか。

○議長（牧浦秀俊）　教育部長。

○教育部長（松井良明）　議員のおっしゃるとおり、十分理解をさせていただきました。ただ、学校健診については基本的には6月中に行うということになっておりまして、特別な事情があればその限りではないという規定はされているのですが、可能な限り早期に子どもたちの異変に気づく上においては一定のスピード感を持って検診をする必要もあると思っております。

長ければ当然受けていただく選択肢が広がるわけではございますが、それを2か月、3か月に延ばして、その辺の部分で受診の数が増えるということが確認されるようであれば、先ほど答弁させていただきましたとおり、3か月程度を検討はしておりますが、それはニーズとそのことによる効果を検証はさせていただいて、もう少し拡大が必要であるということであれば、また学校医さんには別途、そのことも踏まえてご依頼をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊）　木内議員。

○11番（木内利雄）　そのことはよろしく願いしておきますね。

それじゃ次、児童、生徒等のプライバシーや心情に配慮したという文部科学省の課長通知について。まず、そういったトラブルはあったのか否かについて、答弁をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊）　教育部長。

○教育部長（松井良明）　学校での児童、生徒の定期健診におきまして、過去に何かプライバシー、心情に関してのトラブルがあったかというお尋ねでございます。

以前におきましては、先ほどもちょっと触れさせていただいたんですが、担当医から所見を記録する記録担当者に伝えるときにそんな情報が漏れ聞こえて、子どもたちが嫌な思いをしたという報告は受けておりますが、現在、健診を実際にご担当いただける先生方は子ども

たちの心情に配慮いただき、子どもたちに寄り添った形の健診を実施していただいておりますので、本年度の健診におきましてはそのような報告は受けていないのが現状でございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 上牧町の校医さん、学校のお医者さんにおいてはそんなことはないと思うんですが、今日の新聞でも若干載っていましたが、各地ではあちこちで変わったお医者さんもいらっしゃるようで。取りあえずそういうことですね。

ほんで次に、健康診断実施のための環境整備の取組についてということで、若干先ほど触れたんですが、中学校が新築をされます。この新しく建つ中学校において、ただいま発言をさせていただいている環境整備についての考慮をされたデザイン、また設計になっておるのか否かについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 令和8年度に中学校統合を目指して建設に着手をします統合後の中学校につきましては、基本的に健診に特化したような設備はしておりませんが、カウンセリングルーム室の設置を予定しておりまして、その周辺には職員用の会議室等もございまして、それらを有機的に結合させて、一定プライバシー、心情に寄り添うべく、健診の体制は新たな中学校では構築できるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 時間がないので申入れだけしておきます。この課長通知、文部科学省の南野圭史さんの通知、児童、生徒等のプライバシーや心情に配慮し、健康診断実施のための環境整備についてという通知が1月の22日に発せられているところであります。その別紙に細かくいろいろと書かれているので、このことについてしっかりと取組されるように申し入れておきたいと思います。時間がないのでもう答弁要りません。それは結構でございます。

それでは、次、人口戦略会議の分析レポートについて答弁をお願いいたします。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、①の上牧町の若年女性人口の推移について回答させていただきます。

2014年、平成26年12月31日現在の20歳から39歳の女性人口は2,256人、2023年、令和5年12月31日現在の20歳から39歳の女性人口は1,813人でございます。2014年から2023年までの10年間で若年女性人口は443人の減少、減少率で言いますと19.64%でございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） これは資料を頂いておるんですが、先にこの10年間で一番大きく減ったのが2016年、平成28年の99人ですね。ほとんどもうずっと減っとるんですが、2020年、令和2年だけがプラス12人になっていますよね。これは何かあったのか、分かっておられれば答弁いただきたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、令和2年の若年女性人口が前年に比べ増加しているという部分でございますが、全人口の推移の中で転入者の人数が令和元年が769人だったんですが、令和2年が814人と増加しております。また、地区別で主に南上牧とささゆり台の人口が伸びておるところでございます。多分、宅地開発によるものかと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 次に、この同じ10年間で、今、答弁いただいたように女性は443人減っております。男性は322人。率にして女性が19.64%減っているんですね。男性は14.87%。5%女性のほうが減少率が高いんですよ。ただ、壇上で申し上げたように人口戦略会議のレポートでいくと、上牧町は2020年から50年の30年間で62.5%減るということになっているんですね。この戦略会議のデータではね。

それが正しいのかなと思いながら資料を頂いと思ったんですが、おおむね正しいんですね。今、答弁いただいたように、この10年間で女性の人口は約19.6%減っているんですよ。この若年女性人口ですよ。この言い方はちょっと抵抗あるんですけど、取りあえず、戦略会議が言うているからこれでもう言うときますけど。19.6%減っているんです。これは10年間です。ほんで、戦略会議が言うているのは30年間ですので、これ掛ける3にするとおおむね59%なんですよ。戦略会議は私が今申し上げたように、62.1%減少するよと言っているんですが、この上牧町のデータからいうても、ざっくり言うたらおおむね60%減る。だから、ニアリーイコールで戦略会議のこの62.何%というのは正しいと思うんですね。

そこで町長の出番なんですけど、こういった若年女性人口が60%、62%減るということ、また総合的に人口減をどのようにお考えになっているのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 今中町長。

○町長（今中富夫） もう極端に言うと大変心配をしております。これはいろいろ要因はあると思うんですが、上牧町は住宅地のまちということでございますので、若い若年人口、若年女性人口、20歳から39歳まで、当然一定の年齢になっていかれると町から出ていかれる。特に東方面へ仕事で出ていかれると、もう帰ってこられないというような状況が今、日本全国

どこでも起こっているわけですので、そういうところで結婚されて、こちらには戻れないというのが一番大きな要因ではないのかなというふうに考えております。

それと、竹中議員から一般質問の中で、レインボープラザの跡地の利用という質問もございまして、できたら人口が増えるようなものが来ていただければというお話がございました。我々もそれを望んでいるわけですが、たまたまあそのケースは自己破産をされて、管財人が入っておられると。そういう情報については我々のところに相談も何もないわけですので、もう我々の知らない間に所有権移転がなされているという状況がございしますので、開発について、新しく開発される場合は当然、協議、相談があるわけですが、既にもう既存であるようなところはなかなかそういう状況が起こらないということでございしますので、我々としてはそこに意見を、口を挟むというような余裕がないわけでございます。

そういう状況がこれからも恐らく続くだろうというふうに思います。できましたら、外へ出られてもふるさとに帰っていただくという気持ちをしっかりとお持ちいただくというのが上牧町を存続させる一番の方法ではないのかなというふうに今現在のところは考えております。

それと、ちょっと話が長くなるんですが、実は6月13日、昨日、出生率の低下の記事が読売新聞に出ておりました。見られた方もたくさんおられると思うんですが、上牧町も下位に属しておりまして、合計特殊出生率が上牧町1.13という状況でございます。新しく住宅地に入ってこられる方、それと上牧町内で生まれた方、こういう方が20歳を過ぎたら上牧町から離れられていくという状況がございまして、新しく住宅地も開発できない、されないということでしたら、この合計特殊出生率もなかなか引き上がっていかないのではないのかなという思いもいたしております。

いずれにしても、我々は1人でも多くの方が上牧町に住んでいただけるように、引き続き、地道ではございますが、しっかりとしたまちづくりを行っていくと。この方法が地道だけでも、みんなにお分かりいただける一番の方法ではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 町長、ありがとうございます。これは『中央公論』という、読売新聞が買収した雑誌社ですけども、読売新聞やったと思いますけど、6月号に1,700何ぼの地方自治体のデータが全部載っておりまして、上牧町も当然載っております。その中で、やっぱり

王寺町があのターミナルを持っているだけで大分と違うんですね。ただいま申し上げたとおり、上牧町は若年女性人口の減少率は30年間で62.1%なのですが、王寺町は3分の1ですね。減少率が20.2%なんです。

逆に言えば、遠い将来、20年か30年か後に合併するんやったら王寺町が近くにいてるわけですから、よろしいかなと。二、三十年先の話にはなろうかなと思いますけども。葛城市が一番低いんですね。19.0%。何で葛城市がこんなに低いのかなと思うんですけど。生駒市が22.1%ですね。香芝市が23.1%。近くにこういった有望なというか、減少率の少ない市町村があるということは、ある意味いいのかなと思っておるところでございます。

町長、こういう減少率のところでございますが、しっかり踏ん張っていただいて、緩やかな人口減少を願っておるのでございますので、いい施策を立てていただいて、住みよい、若い世代が抜けていかないような上牧町をつくっていただきたいと切にお願いを申し上げ、この件は結構でございます。

新しく担当部長になられた寺口さん、よろしくお願いします。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） それでは、上牧町での貸付件数、貸付総額、返済状況についてお答えさせていただきます。

社会福祉協議会で実施している特例貸付制度、生活福祉資金、緊急小口資金等特例貸付による上牧町内の貸付件数は、実世帯数ベースでは240世帯、債権数としては延べ660件、貸付総額は約2億8,000万円でございます。

次に、返済状況といたしましては、債権数ベースの令和6年4月現在の返済状況でございますが、660件中、返済期間の始まりが令和7年1月からとなる126件については除く全534件中235件が返済免除、10件が災害、失業、病気等による返済猶予中、289件が返済中となっております。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ありがとうございます。それで、先に外国籍、外国人への貸付状況等については、また返済状況等についてはいかがなっているのでしょうか。答弁いただきます。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 外国籍の方への貸付状況といたしましては、14人、約1,100万円という状況で、14人のうち7人の方が大半を占めております。返済状況については同様に厳しい状況でございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ざっくりとしたあれなんです、今、答弁いただいたように約50%が生活保護等を受けられて全額返済免除というのがあると。また、外国人にしたってしかりだなというふうに思うんですよね。そういう理解でよろしゅうございますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） はい、それで結構でございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） それで、これは国のお金なのであれなんです、上牧町でいっても、今、答弁いただいたように240世帯、債権数として延べ660件、貸付総額で2億8,000万円。これは国の財政なのでいいかというのはあれなんですけども、まあいいかと思うんです。

それで、こういった方たち以後も、ここにあるように返済にお困りになっているということは大変な思いで生活なさっているんですよね。こういった方たちに対しては、担当部局として、また社会福祉協議会としてどのようにフォローをされていていっているのでしょうか。また、されるおつもりなのでしょうか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 社会福祉協議会では令和3年度より、特例貸付の借受者に対する継続支援を町域、郡域で行っております。郡域では特例貸付担当者会議を開催し、全借受者に近況確認をするほか、ファイナンシャルプランナーを講師に招いて、暮らしとお金の相談会や何でも相談会、償還免除手続説明会などを実施いたしております。町域では令和4年3月と9月にフードパントリーを実施し、食糧支援等を行っていただいております。

今後のことについてもよろしいですかね、令和6年6月からは奈良県社会福祉協議会より、生活福祉資金・緊急小口資金等特例貸付フォローアップ事業を受託。こちら、県内8市町村の社協が受託し、今後5年間、借受者への支援を行います。

支援内容といたしましては、返済指導だけではなくて、借受者の生活状況の確認を行い、支援が必要な方に対しては奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターや郡内社協、行政など、関係機関と連携しながら、給食支援や生活保護などのセーフティーネットにつなぎ、生活の安定及び再建のための支援を実施する予定でございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） ありがとうございます。ただいまありましたフォローアップ事業で、8つの市と町が実施するようになったので上牧町が参加されているようでございますが、こ

れはどういったいきさつで上牧町が参加しているのかが1点。もう1点は、この8つの市と町はどういったところなのか、答弁を頂きたいと思います。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） まず、令和3年度からこの借受者に対するフォローアップを続けてきており、返済免除となった方でもその後の生活状況等についてはとても気になる場所であるということをおっしゃっていただいております。手上げ方式ではあったのですが、全借受者に対してフォローアップを実施したいという思いでこの支援事業に受託をしたと聞いております。

県内8市町村の社協でございます。五條市、それから御所市、葛城市、三宅町、田原本町、河合町、大淀町と上牧町の社会福祉協議会、8つでございます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 社協の局長に、今、理事は何といったかな、植村さんがしっかりと取り組みいただいて、そういったところにも参加していただくというのは誇らしいことでございます。ここにおられないから何とも言えませんが、あなたからしっかりと取り組むように言うってください。

それから、このフォローアップの一環として、この特例貸付制度を利用した人が結果的に多重債務に陥るおそれも指摘されているんですね。多重債務者になるのではないかということとは指摘をされているんです。こういった方たち、今いろんな面でしんどい思いで生活をされているわけです。こういった方たちにしっかりと寄り添っていただいているのは分かるんですよ。けども、もっともっと力を入れていただいて、しっかりこの人たちを、生活を支えていってほしいし、また、今後の生活の見通しを、道筋をつけられるように社協、また、部長とか課長がしっかりと取り組みいただくようにすることを願っておるわけですが、こういったことに対しては今後いかがな取組をされますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） 今おっしゃっていただいたように、このフォローアップ事業が初年度の令和6年度については、まず借受人全員の状況把握を行うとともに、償還免除世帯に対して重点的にアウトリーチや、それから生活相談、情報提供などを実施する予定と聞いております。

また、郡域での連携によるファイナンシャルプランナーによる家計相談会、弁護士会等の連携による債務整理などの相談会など検討中だと聞いております。そこで相談を受けられて、

生活保護が該当する方には生活保護につないでいったりとか、ほかの様々な機関につないで
いっていただけるようにしていただければと考えております。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） 最後に申し上げておきますが、貸し付けたけども返してもらえないか
ら、サラ金やないんやから、要は苦しい人に別に厳しく取り立てんでもいいと思います。国
のお金やから。それよりもその人たちが今後、明るい見通しが立つように助言をしていただ
いたり、今答弁いただいたように弁護士等々の助言をしていただいて、その人たちがしっか
りとした生活を今後できるような取組を部長とか課長とか、また社協のメンバーとタッグを
組んで、1人も取りこぼしのないように、生活を支えていくように助言等をしていただくよ
うに求めておきますが、よろしゅうございますか。

○議長（牧浦秀俊） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（寺口万佐代） はい、そのようにしっかりと進めてまいりたいと考えており
ます。

○議長（牧浦秀俊） 木内議員。

○11番（木内利雄） それでは、先ほども申し上げましたが、社協の植村さん、また北島局
長にしっかりと取組をされるように言うってください。

時間でございますので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（牧浦秀俊） 以上で、11番、木内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◎散会の宣告

○議長（牧浦秀俊） 本日はこれで散会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

令和6年第2回（6月）上牧町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和6年6月17日（月）午前10時開議

- 第 1 総務建設委員長報告について
- 第 2 議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について
- 第 3 議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事請負契約の締結について
- 第 4 議第6号 塵芥車両（3トンパッカー車）購入契約の締結について
- 第 5 文教厚生委員長報告について
- 第 6 議第1号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議第3号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第 9 報第4号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

第1から第10まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	服部公英	２番	氏原賢一
３番	竹中亮造	４番	安中和
５番	東初子	６番	上村哲也
７番	遠山健太郎	８番	竹之内剛
９番	石丸典子	１０番	康村昌史
１１番	木内利雄	１２番	牧浦秀俊

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部長	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	寺口万佐代	教育部長	松井良明
総務部理事	高木真之	総務課長	丸橋秀行

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	金崎恭彦	書記	森本香寿美
書記	横田大樹	書記	林大貴

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（牧浦秀俊） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（牧浦秀俊） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎総務建設委員長報告について

○議長（牧浦秀俊） 日程第1、総務建設委員長報告について。

上村委員長、報告をお願いいたします。

上村委員長。

（総務建設委員長 上村哲也 登壇）

○総務建設委員長（上村哲也） 改めまして、皆様、おはようございます。6番、上村哲也です。総務建設委員会の報告を行わせていただきます。

去る6月7日の本会議において、総務建設委員会に付託されました町長提出議案は3議案で、次のとおりであります。議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について、議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築工事請負契約の締結について、議第6号 塵芥車両（3トンパッカー車）購入契約の締結について、以上の3議案については、6月10日、全委員出席の下、総務建設委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。結果、さきの3議案は全委員異議なく可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、各委員からの議案に関する主たる質疑内容を報告いたします。

議第4号 令和6年度上牧町一般会計補正予算（第3回）について。

まず、歳入から。

固定資産税の滞納繰越分の収納について。問い。大口滞納者分の収納状況はどうか。答え。旧レインボー西大和店は売却が完了し、2024年4月に本税5,274万円、延滞金1,557万円の合計6,832万円収納できた。この物件の固定資産税は2社分あるが、1社は実体がないため、今後不納欠損となる見込みである。税額は約1億6,804万円である。

次に、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附について。問い。寄附に至る経緯、寄附の予定日、贈呈式等の式典の予定について。答え。5月15日の南都銀行上牧支店から申出があった寄附は7月中を予定している。贈呈式については打診をしたが、寄附先の自治体が多く、南都銀行にて検討中である。問い。防犯カメラ設置工事の費用に充当した理由について。答え。地域再生計画の事業から選択し、年度内で完結する事業である必要があり、南都銀行と協議の結果、防犯カメラ設置工事に充当することとした。問い。地域再生計画が来年3月末までの計画期間となっているこの機会に見直しを検討し、より企業にとってふるさと納税を活用しやすい、上牧町に寄附しやすい取組をしていただきたいがどうか。答え。企業版ふるさと納税制度は令和6年度までの制度となっているが、この地域再生計画のベースとなっている総合戦略の見直し期間であるタイミングで、見直しを検討したいと考えている。

次に、歳出です。

職員駐車場土地賃借料について。問い。上牧中学校新校舎建設の現場事務所が役場前駐車場に設置されるが、来庁者用の対応はどうか。答え。役場北側に来客スペースを設けている。8月号の広報で周知する。問い。新校舎建設に伴う現場事務所設置により、駐車場19台分利用できなくなるため5台分確保するとあるが、5台分で足りるのか。答え。各駐車場の台数調整を行い、最終的に5台分が必要となった。

次に、保育所訪問看護委託料について。問い。2021年の法律改正により、医療的ケアが必要な児童、生徒に対する対策や予算措置が随分と改善され、昨今、近隣自治体では子ども真ん中社会の実現をうたうところが増えているが、上牧町としても法律を遵守し、政策面でもしっかりと子どもたちに寄り添い、これからも積極的に取り組んでいきたいと思うがどうか。答え。町のできる範囲にはなるが、相談者の考えなどに寄り添いながら、できる範囲のことで一緒に考えていけたらと思っている。

次に、会計年度任用職員人件費の財源補正について。問い。上牧町での部活動の地域移行について、現在考えている課題、今後の方針やスケジュール等、決まっていることがあれば説明を。答え。令和6年2月に山下奈良県知事が、令和8年度以降、教員の指導による休日の部活動の指導を廃止すると断言されたことを受け、県により移行の手引も策定されたこと

により、上牧町としても部活動改革検討委員会を設置し、県の方向性にに基づき、令和８年度
の中学校統合と合わせた地域移行を目指し、他の自治体等の事例も参考にしながら、段階的
に実施していきたいと考えている。また、上牧町特有の事情として中学校の統合と同時期に
なることから、学校統合準備委員会でも部活動について協議をしていただいている。様々な
情報を共有することが重要と認識しているので、所管する教育総務課、社会教育課、それぞ
れが有機的な連携を持って、令和８年度に向けて粛々と進めていきたい。

次に、公民館等集会施設補修補助金について。問い。金富公民館と新町第一公民館はいず
れも屋根の改修である。補助金交付の経緯は。答え。緊急の申請があり、補修計画書を提出
していただき、協議した。問い。公共施設集約化が予定されているが、それぞれの施設の方
針はどうか。答え。公民館、老人憩の家 の在り方については、今後、有識者を交えて検討す
る。

続きまして、議第５号 上牧町消防団第１分団北部第２分隊消防屯所改築工事請負契約の
締結について。

問い。消防屯所の使用ルールについて説明を。答え。月に１度の消防車の点検等に利用し
てもらうのが主なルールである。問い。４月に町内の消防屯所で不適切な使用があり、その
後、事故が発生し、テレビ報道で多額の費用をかけて改築したばかりの消防屯所が映像で流
れ、とても残念で悲しい思いがした。今回の事件を契機に、消防屯所での使用方法の取決め
など、再犯対策等について説明を。答え。あの事件後、団長から分団長に伝え、臨時の会議
を開き、アルコールを含め飲食禁止とし、その結果を各分団長から分団に話をしたことで、
団員に対し周知をした。

以上が総務建設委員会に付託された３議案についての審議経緯要旨であります。

以上をもちまして総務建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（牧浦秀俊） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第４号の質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第２、議第４号 令和６年度上牧町一般会計補正予算（第３回）に
ついて、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(牧浦秀俊) 日程第3、議第5号 上牧町消防団第1分団北部第2分隊消防屯所改築
工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第4、議第4号 塵芥車両（3トンパッカー車）購入契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（牧浦秀俊） 日程第5、文教厚生委員長報告について。

康村委員長、報告をお願いいたします。

康村委員長。

（文教厚生委員長 康村昌史 登壇）

○文教厚生委員長（康村昌史） 皆様、おはようございます。文教厚生委員長の康村昌史です。

文教厚生委員会の報告を行います。

当委員会に付託されましたのは、議第1号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について、以上3議案については、6月11日、午前10時から、全委員の出席の下、全議案を慎重審議し、採決の結果、全議案について異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、各委員からの議案の主たる質疑内容を報告いたします。

議第1号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

問。条例第2条第1項中、法第115条の45第2項から第5項までを法第115条の46第1項に改める理由の説明を。答。当町の条例は法第115条の45の条例で規定していましたが、今回、介護保険施行規則を確認したところ、法第115条の46のところで包括的支援事業について指定されていたので、この条例を見るときにこちらのほうが地域支援事業の意義が明確になるということで改めることにしました。問。当町の地域包括支援センターにおける専門職の人数は。答。当町の地域包括支援センターの体制は、保健師1名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員に準ずる者として介護支援専門員が1名になっています。問。複数の地域包括支援センターが担当する区域を1つの区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、同項各号に掲げる常勤の職員の人数は基準を満たしていますか。答。当町としましては、現在のところ7,335名の第1号被保険者がおられます。その中で当町の体制としましては、保健師が1名、社会福祉士が2名、主任介護支援専門員に準ずる者として介護支援専門員1名を配備しており、基準を満たしています。さらに、問。地域包括支援センターの業務に当たり、適切な職員数ですか。答。足りているとは言えないが、業務に支障なく頑張っています。また、問。地域包括支援センター運営委員会の役割についての説明を。答。適切、公正かつ中立な運営の確保を目的とし、センターの設置、運営に関する事項の調査審議を行う協議会である。問。職員についての常勤換算方法の説明を。答。事業所で働く職員の労働時間を常勤の職員が何人働いているかを換算した人数のことで、常勤職員を1として非常勤職員も常勤職員として換算してもよいという方法である。

続きまして、議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

問い。家庭的保育事業等の定員は、調べたところ五、六人だと思うが、この条例改正の内容の説明を。答え。家庭的保育事業等は、本来ゼロから２歳の施設である。満３歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況や地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる満３歳以上の児童について保育を行う場合は当該児童も含むとされており、その場合の満３歳以上児に対する改正です。

最後に、議第３号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

問い。令和８年４月開校予定の上牧町立上牧中学校のネーミングは、子どもたちが真剣に考えて出した名前ですので、公募結果をいま一度お知らせください。答え。上牧、148、ささゆり、14、上牧第三、13、上牧ささゆり、９、新上牧、９、その他です。問い。今回の条例改正は、統合する中学校の名称が上牧中学校と決定したことを受けたものだが、新校舎建築に係る財源である。公立学校施設整備費負担金、及び学校施設環境改善交付金の認定申請を受けるための要件とも説明を受けました。この２つの資金、負担金と交付金は、新中学校建設に際して国の有利な財源としてタウンミーティングなどで住民に説明してきた公共施設等適正管理推進事業債（公適債）に加えて受けるものですか。答え。そのとおりである。問い。２つの資金の額と受ける期間を教えてください。答え。額は合わせて約１億1,800万円、期間は令和６年度から９年度です。

以上、文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（牧浦秀俊） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第１号の質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第６、議第１号 上牧町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長(牧浦秀俊) 日程第7、議第2号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(牧浦秀俊) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第8、議第3号 上牧町立学校設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎報第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（牧浦秀俊） 日程第9、報第4号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（金崎恭彦） 報第4号 専決処分の報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたいので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月17日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（牧浦秀俊） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 報第4号 専決処分報告について説明いたします。

専第10号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、5月の臨時議会で賦課限度額の引上げの改正を令和6年3月31日付で専決処分報告をさせていただきましたが、奈良県から県内統一保険料率の参考とする市町村標準保険料率の算定における賦課限度額の影響を考慮し、地方税法等の改正のあった年度の翌年度に統一して条例の改正をするよう示されておりましたので、令和6年4月1日付の専決処分で上牧町国民健康保険税条例の一部を改正させていただいたものでございます。

それでは、改正内容について説明いたします。

第2条及び第23条につきましては、後期高齢者支援金等課税額支援分の課税限度額24万円を22万円に引き下げるものでございます。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものとしております。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牧浦秀俊） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（牧浦秀俊） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

————— ◇ —————

◎奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（牧浦秀俊） 日程第10 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が1名生じたため、町村議会議員から1名を選出することになりますが、3名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、全ての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長（牧浦秀俊） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、遠山議員、8番、竹之内議員、9番、石丸議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（牧浦秀俊） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

なお、候補者名簿につきましてはお手元に既に配付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧浦秀俊） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（牧浦秀俊） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席1番から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

○議長（牧浦秀俊） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（牧浦秀俊） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長（牧浦秀俊） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ。有効投票中、青木義勝君10票、松田哲子君1票、坂本博道君1票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（牧浦秀俊） ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

◇

◎閉会の宣告

○議長（牧浦秀俊） お諮りいたします。

本定例会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。

◇

◎町長の挨拶

○議長（牧浦秀俊） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案議決を頂きまして、ありがとうございます。

また、今議会中に皆さん方からご提案、要望、意見等、たくさん頂きました。これからの町の施策にしっかりと盛り込んでいきたいなと考えているところでございます。

また、大変猛暑になってまいりました。どうぞ皆さん方、体に十分留意をされまして、元氣にご活躍を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（牧浦秀俊） これをもちまして令和6年第2回上牧町議会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 牧 浦 秀 俊

署 名 議 員 服 部 公 英

署 名 議 員 氏 原 賢 一